

令和元年 第3回定例会

屋久島町議会会議録

令和元年9月11日 開会

令和元年9月24日 閉会

屋久島町議会

令和元年第3回屋久島町議会定例会会期日程

自9月11日・至9月24日（14日間）

月 日	曜	会議別	日 程
9月11日	水	本会議	○開 会
12日	木	本会議	○一般質問
13日	金	本会議	○一般質問
14日	⊕	休 会	
15日	Ⓜ	休 会	
16日	Ⓜ	休 会	
17日	火	委員会	○連合審査会（総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会） ○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会（現地調査）
18日	水	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
19日	木	委員会	○産業厚生常任委員会
20日	金	休 会	
21日	⊕	休 会	
22日	Ⓜ	休 会	
23日	Ⓜ	休 会	
24日	火	本会議	○最終本会議

令和元年第3回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和元年9月11日

令和元年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第8号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第6 議案第58号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第7 議案第59号 屋久島町第二次振興計画の策定について
- 日程第8 議案第60号 屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 日程第9 議案第61号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第65号 屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について
- 日程第14 議案第66号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第67号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第68号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第69号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第70号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第71号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第72号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第73号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第22 議案第74号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 令和元年陳情第7号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について
- 日程第24 同意第1号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第3号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩川茂隆君 議事調査係長 鬼塚晋也君
 議事調査係長 井綾乃君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事 （防災担当）	泊光秀君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから令和元年第3回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩川俊広君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番、寺田猛君、15番、岩川修司君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（岩川俊広君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの14日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月24日までの14日間とすることに決定しました。

なお、会議日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（岩川俊広君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（岩川俊広君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。第3回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以後の町政を取り巻く情勢について御報告をいたします。

始めに、第7回世界遺産屋久島オープンウォータースイミング2019につきまして御報告いたします。

去る7月6日、一湊海水浴場において、第7回世界遺産屋久島オープンウォータースイミング2019が開催されました。

島内外から約270人の選手が参加をしました。多くの声援を受け、各コースともすばらしい熱戦が繰り広げられました。

また、終了後に行われたフェアウェルパーティでは、一湊地区のおもてなしにより大いに盛り上がったところであります。

また、今大会は「燃ゆる感動かごしま国体OWS競技リハーサル大会」として実施をしたところであり、来年2020年の鹿児島国体本番に向けまして、大会の計画準備を進めてまいります。

続きまして、第60回県民体育大会熊毛地区大会につきまして御報告いたします。

去る7月7日と13日から15日の4日間、郡内の各地において県民体育大会熊毛地区大会が開催されました。

ソフトテニス女子が9連覇、バレーボール女子など、団体が5競技、陸上競技5種目で優勝を果たされ、見事県大会への出場権を獲得いたしました。

選手の皆さんには、長い期間の練習に対し心からねぎらいの意を表するものであります。

また、県民体育大会につきましては、来る9月21日、22日の両日に開催される予定であり、山岳競技や選抜者、補強者を含め、14競技に72名の選手団が出場することとなっておりますので、選手の皆さんのさらなる検討を期待をしております。

続きまして、国土交通大臣杯第11回全国離島交流中学生野球大会につきまして御報告いたします。

全国の離島球児たちが集う通称離島甲子園が、去る8月19日から23日まで、長崎県対馬市において開催されました。全国から25チームが参加しました。熱戦を繰り広げたところであります。

本町からも選手16名を送り出し、1回戦で新潟県の佐渡市選抜と対戦し、残念ながら0対2で惜しくも破れております。今回は、沖縄県の石垣島ぱいーぐるズが初優勝を果たしております。

優勝旗を屋久島に持ち帰るといふ大きな目標はなりませんでしたが、野球を通じて島

と島との交流を図ることにより、新たな人間形成や健全な青少年・少女の育成を促進することで、将来を通じた離島地域の振興に寄与するという目的は、十分に達成されたことと思っております。

最後に、第43回全国高等学校総合文化祭及び第30回全国高等学校総合文化祭、優秀校東京公演につきまして御報告いたします。

去る7月27日から29日にかけて、佐賀県鳥栖市で開催されました第43回全国高等学校総合文化祭において、屋久島高等学校演劇部が全国の強豪校が集う中、見事第2位となる優秀賞を受賞をしたところであります。

また、この大会で選ばれた優秀校12校と推薦校のみが出演できる第30回全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演が8月24日に、国立劇場において開催をされ、その夢の舞台においても、屋久杉伐採をめぐる島の歴史を伝える演技を堂々と披露し、会場から大きな拍手が沸き起こったところであります。

指導された先生を初め、生徒たちの努力の成果と確信をしております。今後、さらなる活躍を期待をするものであります。

以上、第2回定例会以後の町政の動きにつきまして、甚だ簡単ではありますが報告とさせていただきます。

○議長（岩川俊広君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 承認第8号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認について

○議長（岩川俊広君）

日程第5、承認第8号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和元年第3回屋久島町議会定例会に提案をしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認1件、条例案8件、補正予算案7件、同意案4件、その他2件の計22件であります。

それでは、議事日程に従いまして、承認第8号について御説明いたします。

承認第8号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認につきましては、5月18日の豪雨で被災した町道榊川宇都線橋梁の復旧費用並びに林

道口永良部線の単価更正による費用のほか、屋久島高校演劇部全国大会出場に係る交際費の予算措置及び予算執行において、事務手続上緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

財源としましては、国・県支出金、町債で調整をしております。歳入歳出それぞれ1億321万3,000円を追加し、予算の総額を107億3,228万9,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

歳出のほうで7ページ、工事請負費の榊川宇都線災害復旧工事、この内容を教えてください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

建設課です。復旧工事は査定が7月にありまして、早急に復旧するということがあったものですから、計上しております。

まず、工事請負費の1億133万1,000円なんですが、既設の取り壊しと、それから橋台の復旧、それと橋梁上部工の復旧ということで、その工事請負費の額であります。

○1番（眞邊真紀君）

じゃあ、それでは最初のころ案で出ていた幅員を狭くして、新しいものを建てるというのではなくて、今の橋を復旧するという形の工事でよろしいんですね。

○建設課長（日高一成君）

復旧は幅員を縮めて、2メートルの歩道橋ということで、そういうことで査定で決定したので、そのような工事で復旧工事で行うようにしております。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第39条第3項の規

定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第8号は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、承認第8号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

- △ 日程第6 議案第58号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第7 議案第59号 屋久島町第二次振興計画の策定について
- △ 日程第8 議案第60号 屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- △ 日程第9 議案第61号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第62号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第63号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

の制定について

- △ 日程第12 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- △ 日程第13 議案第65号 屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について
- △ 日程第14 議案第66号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- △ 日程第15 議案第67号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- △ 日程第16 議案第68号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第17 議案第69号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第18 議案第70号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第19 議案第71号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第20 議案第72号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第21 議案第73号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第22 議案第74号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（岩川俊広君）

日程第6、議案第58号、屋久島町道路線の認定についてから、日程第22、議案第74号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの17件を、一括議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第58号から議案第74号について御説明いたします。

まず、議案第58号、屋久島町道路線の認定につきましては、沿線宅地への生活道路として適切な整備及び管理を行うため、認定しようとするものであります。

次に、議案第59号、屋久島町第2次振興計画の策定につきましては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、令和元年度から令和10年度の10カ年を計画期間とする屋久島町第2次振興計画を策定しようとするものであります。

次に、議案第60号、屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止につきましては、令和元年5月17日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、同年10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第61号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等の関する条例の一部改正につきましては、長時間労働の是正のため、人事院規則15の14の一部を改正する人事院規則が施行され、本町においてもこの内容を踏まえて、時間外勤務命令を行うことができる上限を定める必要があることから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第62号、屋久島町立学校設置条例の一部改正につきましては、金岳小学校及び金岳中学校の校舎改築に伴う位置の変更にあわせ、地番の訂正をしようとするものであります。

次に、議案第63号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第64号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、非常勤の特別職に対する任用の厳格化並びに一般職の非常勤職員として会計年度任用職員の創設等が規定されたため、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第65号、屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定につきましては、地方自治法第238条の4第7項の規定により許可した役場庁舎の使用について、同法第225条の規定による使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第66号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定につきましては、令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに創設された会計年度任用職員制度の導入に対応するため、会計年度任用職員のうち、第2号会計年度任用職員（フルタイム会計年度任用職員）の給

与に関して条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第67号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに創設された会計年度任用職員制度の導入に対応するため、会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）の報酬、期末手当及び費用弁償に関して条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第68号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳出予算の主なものは、総務費ではコピー用紙など消耗品費、ふるさと納税手数料、だいき基金積立、公共施設整備基金積立に係る経費などを、民生費では、プレミアム付商品券換金業務、児童入所措置に係る経費などを、衛生費では、簡易水道特別会計繰入金などを、農林水産業費では、屋久島農業管理センター負担金、畜産基盤再編総合整備事業業務負担金、牧場作業員賃金、水利施設等保全高度化事業事前調査業務、屋久島土地改良区運営費補助、林道北部線土地購入に係る経費などを、商工費では個人番号カード利用環境整備、訪中セールス旅費等、屋久島観光協会補助金、湯向温泉設計に係る経費などを、土木費では里町線・安房線排水路調査、尾之間温泉川整備、県営港湾事業負担金、県営街路事業負担金に係る経費などを、消防費では、熊毛地区消防組合負担金、春牧詰所造成費追加に係る経費などを、教育費では、神山小高圧電気引込負担金、成人式記念品に係る経費などを、災害復旧費では、口永良部島本村湯向線・健康広場線道路災害復旧工事に係る経費を計上いたしました。

地方交付税、国・県支出金、基金繰入金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ3億4,539万5,000円を追加し、予算の総額を110億7,768万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第69号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、測量業務、工事材料に係る経費の増額などを水道使用料、繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ965万6,000円を追加し、予算の総額を8億439万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第70号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度繰越金などを基金積立などで調整し、歳入歳出それぞれ2,714万9,000円を追加し、予算の総額を19億3,223万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第71号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護給付費準備基金積立、国・県支払基金負担金等償還に係る経費の増額などを繰越金などで調整し、歳入歳出それぞれ3,695万4,000円を追加し、予算の総額を14億7,050万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第72号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）につ

きましては、歳出予算内で備品購入に係る経費の増額を報償費などの減額で調整しようとするものであります。

次に、議案第73号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において委託料の増額を予備費で調整しようとするものであります。

次に、議案第74号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出予算内で健康審査委託料の増額を、消耗品費などの減額で調整しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（真邊真紀君）

一般会計の予算のほうで、19ページ、農林水産業費のところ、光熱水費の383万9,000円の減の理由と、次の20ページですね、観光協会補助金の300万円の分、こちらを御説明ください。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

19ページの農林水産業費、林業費の林業振興費の中の需用費で、光熱水費が383万9,000円減額になっておりますが、これはLLP事業体のほうが直接支払うということになりましたので、今回減額をさせていただいております。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

観光協会の300万円の増額補正ということでもありますけども、議員も御存じのとおり、3月31日、公益社団法人を解散をして、任意団体ということに4月1日からなっております。公社を解散するに当たっては、終了といいますか、清算をしなければならないということで、31年度の予算につきましては、繰越金がゼロということで観光協会はスタートしております。

そういう中で、観光客の減少であったり、あるいは登山バスチケットの売り上げの減収であったり、そして職員が不足しているということもありまして、今観光協会としてもかなり少ないスタッフで3カ所の事業所を回しております。

そういうことで今年度に限り、もう既に1,200万円の補助金のうち、900万円も支出をしておりますので、あと職員の採用も考えておりますので、どうしても予算が人件費が不足するというので、300万円の補正を認めたところでございます。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

では、最初の質問のLLPが支払うその光熱水費というのは、今後も町は支出せずに、LLPが支出するというのでよろしいのかということと、観光協会のほうは、色々やっぱり公益法人を外してからのことも聞いております。

やっぱり補助金もちろん必要かなとは思いますが、その運営の形態ですね、やっぱり補助金を出すからには、もうちょっと町のほうも口出しをしないと、結構ぐちゃぐちゃになっているのかなと。

そういう背景があって、退職者もあるのかなというふうにお伺いしておりますので、その点やっぱり観光の活性化のために、本当に要になる事業体だと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

基本的には、LLPも収益を目指す団体ですので、当然それに係る経費については、団体のほうで支払っていただくという方針であります。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

先般の9月9日に、観光協会の理事会もございまして、今現状の観光客の推移等もありまして、大変厳しい状況が続いているということで、要するに町とやっぱり観光協会が、一緒に同じ方向を向いて歩いていくための努力はしていきましょうということで、連携をとりながら今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（石田尾茂樹君）

議案第66号、屋久島町の第2号会計年度任用職員の給与に関する条例に関連してですが、12日に総務文教、産業厚生とこのことについては説明があるということなのですが、単純なことを確認したいと思います。

これからいきますと、人件費となるということですよ、給与ということで。今までは物件費で計上していたと思うんですが、この増額分というのはかなりの額になると思うんですが、交付税措置されるのか、財源がどうなるのかというのをお聞きしたいということと、期末手当も払う、そういうことであれば、当然労働組合法の適用になる職員になるのかということと、もしそういうことであれば、職員団体との何がしかの協議があったのかということ、この2点を確認したいと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

給料ということで人件費扱いになるのかどうか、決算上どうなるかというのは、まだ

明確には示されておりません。

それと、交付税措置につきましては、総務省が全国的にどのぐらいの所要額になるのか調査をしております。それもどのぐらいの措置があるのかというのは、まだ明確には示されていないところであります。

労組、労働組合ということでございますが、一応現在条例案ができた段階で、組合の幹部のほうにはこういう形になりますということで、御説明は申し上げました。条例可決後につきましても、研修会を開くなどして職員並びに対象者については周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

先程の補正、観光協会への補助金の300万円についてなんですが、補正のこれには別に異論はないんですが、確かに今観光協会の運営大変だということも理解をしているつもりですけども、せんだってあそこの空港の事務局が、プレハブでしたけど解体をされて移転をしておりますけれども、今現在仮設で空港のところに施設がありますけれども、ここら辺の今後の運営ですね、もしそこいらの状況がおわかりであれば、ちょっとお聞きをしたいところなんですが、その事務局が今後どういう動きをしていくのかというのは、そこら辺はおわかりですか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

屋久島空港の場所にあった事務局が安房のほうに移転をしまして、屋久島空港には仮設の案内所設置をしております。

今屋久島空港には、仮設の案内所を設置をしております。今宮之浦と空港と安房ということで、3事業所で現在運営を行っておりますけども、今後のというところはどういうことなんでしょう。（発言する者あり）

今のところは、観光協会から計画があるということは聞いておりません。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

議案第65号、屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について、1点だけお尋ねをいたします。

詳細は規則で定めることとしております。営利目的の使用許可に伴う使用料につきましては、10割増というようなことになっているようですが、庁舎の全ての空き施設、部屋等について営利目的に使用させる考えかどうかをお尋ねいたします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

一応今回の条例の制定におきましては、この議場とフォーラム棟、委員会室を検討してございます。それ以外の部屋につきましては、勤務時間中であれば関係団体の会議等については開放はできるかと思えます。

ただ、勤務時間外につきましては、書類等もございますので、窓口棟、事務棟については使用はちょっと控えたいというふうに考えております。

その他について、今後また事例等も踏まえながら、随時改善を加えていきたいというふうに考えております。

○5番（大角利成君）

そうしますと、詳細はこれからだろうと思うんですが、基本的に時間的なものはおおよそ検討はついているんでしょうか。使用させる時間等。

○総務課参事（防災担当）（泊 光秀君）

総務課参事、防災担当の泊です。今の御質問なんですけども、一応施設の公共施設、総合センターであるとか、離島開発総合センター、それから公民館、生活館等を参考に使用料等を算定したところでありますが、時間につきましてもそれらを参考にしながら、今のところ9時から10時までということで、使用について予定をしております。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第58号から議案第74号までの17件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は、第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第23 令和元年陳情第7号 新たな過疎対策法の制定に
関する議会意見書の提出に
ついて

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第23、令和元年陳情第7号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

- △ 日程第24 同意第1号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- △ 日程第25 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- △ 日程第26 同意第3号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- △ 日程第27 同意第4号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第24、同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第27、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、同意案4件について御説明いたします。

同意第1号から第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、本年9月30日で任期満了を迎えます荒木弘義委員、中馬義彦委員、緒方喜久委員、日高義正委員を引き続き固定資産評価委員会委員として専任したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより、同意第1号、同意第2号、同意第3号及び同意第4号の4件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第1号、同意第2号、同意第3号及び同意第4号の4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて、採決します。

お諮りします。

同意第1号、同意第2号、同意第3号及び同意第4号の4件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、同意第2号、同意第3号及び同意第4号の4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第3号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第3号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第4号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月12日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前10時45分

令和元年第3回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和元年9月12日

令和元年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月12日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 消防施設について</p> <p>(1) 地下式の消火栓を地上式にできないか。</p> <p>(2) 役場本庁舎駐車場を操法施設として整備できないか。</p> <p>2. 観光政策について</p> <p>(1) 観光需要緊急対策事業の成果と課題を伺いたい。</p> <p>(2) 観光需要緊急対策事業を今後も実施する考えはないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
5番 大角利成	<p>1. 各種選挙の投票率向上対策について</p> <p>(1) 参議院議員選挙の本町投票結果をどのように考え、内容をどう分析しているか。</p> <p>(2) 参議院議員選挙の本町20才未満の方の投票率はいくらだったか。</p> <p>(3) 期日前投票所、従前の2ヶ所を追加する考えはないか。</p> <p>2. 町指定避難所の施設整備について</p> <p>(1) 台風・雨期シーズン前に、町指定避難所の現況調査を実施したか。</p> <p>(2) 調理場が整備されていない施設についてどう考えているか。</p> <p>3. 教育振興対策について</p> <p>(1) 全国学力テスト（小6・中3）の県内市町村結果はいつ頃発表予定か。</p> <p>(2) 過去の結果からして、本町児童生徒の学力は県内どの程度の位置にあるのか。今後具体的な対策をどう講じていく考えか。</p> <p>(3) 多忙さが指摘されている教員の働き方改革について、今後どう対処していく考えか。</p>	<p>選挙管理委員長</p> <p>選挙管理委員長</p> <p>選挙管理委員長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>

4 番 上村富士高	1. 安心、安全の通学路を		
	(1) 5月に起きた豪雨災害において、榊川の通学路にもなっている歩道用の橋が決壊状態になっているが、どのようにするのか伺いたい。	町	長
	(2) 屋久島高校から宮浦小学校の区間、山側の歩道に街灯がなく暗いので、通学路として街灯をつけるべきではないか。	町	長
	(3) 尾之間から原地区までの通学路の歩道が大変狭く、パイプ式ガードレールが少しはあるが、いち早くつけるべきではないか。	町	長
	2. 林業振興について		
	(1) 庁舎建設は、林業振興を掲げて建設されたが、林業の現場においてどのような成果があったか。また、下記の件についてお伺いしたい。	町	長
①今年度から実施された国の森林環境譲与税の活用について。	町	長	
②分収造林の実態について。屋久島は国との分収契約で森林整備公社をはじめ、その他、町や地域住民と分収契約を結んで造林がなされた山があると聞いているが、その内容はどうなっているか。	町	長	
③原木の島外出荷が毎年増加傾向にあるが、船運賃助成はどうなっているか。木材の島外出荷にあわせて活性化交付金の増額はなされているか。	町	長	
1. シルバー人材センターの設置について			
(1) 人口減少・少子高齢化・労働力の不足は本町でも顕著に表れ、今後加速すると思われるが、高齢者の就業機会を確保するシルバー人材センターの設置を具体的に検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。	町	長	
2. 口永良部島の復興と振興策について			
(1) 噴火警戒レベルが2に引き下げられたことに伴い、一周林道の復旧工事等今後の復興事業の展望に関しての見解を伺いたい。	町	長	

<p>3. ESD教育の導入・推進について</p> <p>(1) ユネスコ三冠のまち「屋久島」の住民参加による推進体制の構築には、学校等の教育現場や生涯学習の講座等でのESD教育の導入・推進が必要と考えるが、見解を伺いたい。</p>	<p>教 育 長 町 長</p>
--	----------------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩川茂隆君 議事調査係長 鬼塚晋也君
 議事調査係長 井綾乃君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼 会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	選挙管理委員会委員長	濱崎勝秀君
総務課参事 （情報担当）	笹倉聡君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。順番に発言を許します。始めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。

今回は、余計な前振りなしでいきたいと思っております。

それでは、通告に従い、質問いたします。

消防施設について。観光政策についての2点であります。

まず、消防施設について、地下式の消火栓を地上式にできないか、町長の明解かつ誠意ある回答を期待いたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをします。

現在、本町には北部地域に約230基、南部地域に約300基、合計約530基の消火栓が設置をされております。地上式消火栓は一目で消火栓とわかるため、設置場所の把握は容易で操作もしやすいというメリットがある反面、設置には用地の確保が必要になります。

一方、地下式消火栓は、道路等にも設置できることからスペースの確保が難しい場所であっても設置可能ですが、地上式に比べ、消火栓の場所や操作がわかりづらい、また消火栓のふたに小石や砂が詰まり、ふたが開けにくくなるといったデメリットもあります。

御質問の地下式消火栓の地上式消火栓への変更についてでございますが、現在、地上式消火栓の設置に1基当たりに約50万円を要しており、費用や用地の問題から一斉に更新することは困難であると考えますが、先程、申し上げましたとおり地下式消火栓はふたが開かずに、初期消火に支障を来す恐れもありますので、各消防団に定期的に点検をいただき、不具合等が確認された場合は早急に修繕を行う。また、修繕が困難である場合は、消防団や分遣所と協議をし、地上式消火栓の設置が可能でありましたら、地上式消火栓に順次更新をしていきたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

北部の消火栓については、ほぼ地下式であります。南部については、地下式から地上式に変えたという経緯もあって、担当に確認しましたところ、地上式が何基あるかという把握まではできていないということでありました。

町長のお話にもありましたとおり、いい点、悪い点あろうかと思っておりますが、やはり私が消防担当の時にも宮之浦の火災がありまして、その時、近隣の人たち、また消防団が初期消火をしようとしたときに、ふたがなかなか開かなかったということで、初期消火の遅れもあったというような事例もあります。

やはりそこら辺を考えますと、地上式で誰もがわかるところに消火栓があって、そこにホース等の設備を備えて初期消火に1分1秒でも争うときに、町民の生命・財産を守るためにはそれがベストではないかなあというふうに思うところであります。1件50万円かかる用地の問題、色々ありますけれども、まず、全てを一斉にということではありませんが、交通量のどうしても多い、なかなか開かない、開きづらいそういうところを各消防団、分団に調査をさせて、できることなら変えていただきたい。用地の問題も解消できるのであれば、というふうに思っています。

月1回の点検で、中央分団に確認しましたところ、開けづらいということでチューブ、そういうものを挟んで、次、開けやすいような対策は取っているというところであります。消防分団の団員の中からも、できたら地上式がいいのにとというような声もあるようであります。そこら辺を十分考慮していただきたい。

おっしゃいましたとおり50万円が高いか安いかわかるということであれば、1基50万円ですから230基あるわけですからかなりの金額になろうかと思いますが、やはり交通量の多いなかなかふたが開きづらいというところは、先程申し上げましたとおり、随時、一つでも二つでも変えていくというようなことをお願いできないかということでもあります。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

生命・財産を守るということは、基本中の基本だと思っておりますので、先程も申しましたけれども、そういう点では急ぐ場所があれば早急にそういうふうにして、順次年次的に消防団とも協議をしながら、できれば早い時期にできるものなら地上型に変えたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

このことについては、旧町時代にも先輩議員が、そして私も一度質問したような経緯もあります。やはり消防団の点検の中では、そういう声が消えないということでもありますから、しっかり1基でも2基でも随時、用地の問題も解消できるのであれば、早急に進めていただきたいと思います。50万円の経費がかかるということで町の負担も

かなりのものとなるかもしれませんが、先程も申し上げましたとおり町民の生命・財産を守る、1分1秒でも争う有事の際には大事な施設でありますから、早急に対策をお願いしたいと思います。この件につきましては、以上で終わります。

次に、役場本庁駐車場を消防の操法施設として整備できないか、お尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

昨年の第2回定例会においても同様の質問があり、私は、本庁舎駐車場は操法を行うスペースは備えるが、尾之間操法場より勾配が急であること、白線が引いてあること、平日に操法訓練ができないことなどの障害があるとお答えをいたしました。

完成した駐車場を議員もごらんになられていると思いますが、現状として操法を行うだけのスペースは確保されております。しかしながら、先程申し上げました勾配や白線などの障害は残ったままであり、加えて操法に不可欠な消火栓や排水設備を駐車場内に備えておりません。消火栓や排水設備の整備は早急な対応は困難であると思われるので、現状の施設で操法が行えるのか、検証を行った上で尾之間操法場と同等の操法大会の実施が可能なのか、消防団や分遣所と協議をし、判断をしたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

何度か駐車場も見に行きまして、けさも8時から見たところであります。確かに駐車場でラインも引いてある。操法施設に必要な水利、消火栓、そして排水のための側溝も含めてお金がかかるんだろうなあと考えていますけれども、町長、今、西側の舗装していない部分がありますよね、あそこも駐車場の用地だということで理解してよろしいんですか。

○副町長（岩川浩一君）

用地は町有地でございます。将来的にあの区域は大型車両の屋根付きの、雨に濡れないような車庫の計画もありましたけれども、現時点ではそこまでは工事としては行っていないんですけれども、将来の計画としては、そういう計画はあります。ただ、具体的にいつからそういうものを着工するというのは、決定はしておりません。

○7番（石田尾茂樹君）

見に行ったんですが、ここがラインも引いていなくて、もし用地が確保できるのであればできないことはないなあとというふうに思っています。将来的には大型公用車の車庫にという計画があるようですが、なぜこのことを言うかと申しますと、やはり北部の消防団の中にもせっかく本庁もできました。そこにああいうスペースがあります、操法大会が可能ではないかということと、町民から操法大会があるけれども、尾之間までは遠くてなかなか見に行くこともできない、高齢者の意見も含めて、そういう声がたくさん

あります。

そういったことからいきますと、宮之浦にあった施設が残念ながら道路の拡幅でちょっと手狭になってできないという状況の中では、本庁の駐車場を使って何とかできないかという、これは消防団員も含めて北部の町民からの声であります。できましたら、今、車庫をつくるというスペースをもう一度、計画を考え直してあそこに何とかできないものかというふうに思うところでありますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

そういう声を私も、特に北部の消防団員から聞いてはおります。ですから、先程も申し上げましたように駐車場は白線等色々あって、その裏もありますけれども、例えば先程、議員が申しあげました宮之浦の操法場、これが本当に道路ののり面でとられて手狭になった、その奥のほうに、もう少しあそこを拡幅をしてあそこでそういう大会が本当にできないのか、少しあそこを広げるかなんかすればできるんじゃないかと、話だけで言えばできないだろうという話ですから、一遍そこら辺もきちんと測量なりなんなりやってみて、要するに北部の人から言うと、ここでやるよりむこうでやったほうが、それはそれで話はいいんでしょうから、そういう声はありますので、例えばもう一つ個人的に考えるのは、じゃ、火ノ上山埠頭でそういうのをできないのか、あそこは船の水利もありますし、そういう面ではあのスペースを使って、そういう声に答えるならば、そういう方法も考えてもう少し検討をしてみたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

できればそういう駐車場も含めてできればということではありますが、先程、今、町長のお話にもありましたとおり、旧上屋久の宮之浦の施設については手狭になったということで、あるいはつくるときの経緯がありまして、総合グラウンドの倉庫がありました。それから先が久本寺の土地で、その用地交渉にも行った経緯がありますが、その当時、久本寺の松下和尚が、ぜひ使ってくださいということで、その当時は釈迦堂がありましたから、釈迦堂に行くのも楽になりますし、定期的な管理をしてもらえば我々としては無償で提供しますよということが経緯でありました。今は釈迦堂も道路を挟んだむこうの竹藪のほうに移っていますので、恐らく久本寺としても何も使う目的はないというような判断にもなっています。

その本庁の駐車場も含めて北部の操法の施設、そして旧上屋久の宮之浦の施設ももう一度そういうところから検討をしていただいて、何とか、これは固定化しろということではありません。隔年で南部、北部できるようになれば、町民も含めてまた操法大会も盛り上がっていくのかなあというような気がしております。そこら辺も含めて、まあ、消防団に言わせますとアコウの木が邪魔になっているというような話もありまして、この本庁の駐車場もしくは旧宮之浦の操法施設も含めて、再度検討をしていただきたい

と思いますが、消防分団と町長、もう一度しっかりお話しはできませんか。

○町長（荒木耕治君）

今言うようなこと、私も聞いておりますので、もう一遍そこら辺はきちんと話をしてみたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ協議をしていただいて、やはり現場に消防の操法大会、大変重要な大会であります。それを含めて町民にもしっかり消防団を再認識させる、みんなが盛り上げる、そういった意味からも隔年でできるような対策をとっていただきたいと思います。大変お金がかかりますけれども、そこは先程も同じですが、生命・財産を守る消防団の活動の一環でありますから、ぜひともそういうふうをお願いをしたいと思います。

次に、大きな2番であります観光政策について。

観光需要緊急対策事業の成果と課題についてであります。

これは、実施期間が7月から10月までと、途中でありますが、現在わかっている、見える範囲でお答えいただければと思っています。

○町長（荒木耕治君）

第2回議会定例会においてお配りをしました補正予算の資料にお示しをしたとおり、5月の豪雨災害後、宿泊キャンセル数は約6,000人前後と推測をされ、また、宿泊予約はしていなかったが、屋久島旅行を検討されていた方々の旅先の変更等もあったものと考えことから、このような潜在的なキャンセル者を含めると、約1万人規模の減少となっているのではないかと推測をしております。このことが、観光関連産業を始め、島内経済に大きなダメージを与えているものと考えております。

観光需要緊急対策事業では、1泊につき5,000円を助成することで、本町への旅行を躊躇されていた方々、あるいはウェブサイトでこの助成を目にされた方々に対し、まずは屋久島にお越しいただくことを目的としております。助成の通称も、「やくしま応援割」とし、屋久島へ行くことが応援することになるというイメージをもっていたのではないかと考えております。

最も重要なことは、本事業による成果があったかということですが、8月1日から販売を開始した宿泊予約サイト、いわゆるインターネット上で取引を行う旅行会社のクーポンは1週間から10日程度で完売をしており、一般的なパック商品においても2週間ほどで完売している旅行会社もございますので、旅行先としての屋久島の魅力は高く、旅行需要も喚起できているものと捉えております。

今回は、本町にとって重要な夏から秋の旅行需要獲得のため、限られた予算で短期集中的に実施をする必要があったから、町の指定する旅行会社の販売商品も助成対象としており、本事業に直接的な効果を得られなかった宿泊施設もございますので、課題と言

えば課題であります。町全体への経済波及効果を目的とした事業でありますから、事情を御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、本事業につきましては島内の各事業者からさまざまなお声もいただいております、その評価もさまざまありますが、町としては間違いなく旅行需要を喚起したものであり、一定の効果は得られているものと考えております。ただし、現在も実施中でありま

○7番（石田尾茂樹君）

観光関連の町民から、やはり効果があったのではという評価をいただいたというか、そういう声を聞きました。5月18日の豪雨災害、それと奄美も関連しているのかもわかりませんが、屋久島の入り込み客数がだいぶ減っているという中では、カンフル剤的なものになっているんだという認識はしています。ネット上の業者につきましては、1週間から10日で完売している。それからパックについても2週間程度で完売しているということですから、一定の効果があるということですよ。10月までのあと残り1カ月以上あるわけですが、その中で動向がどうなるかということですが、やはり、今の現状からいきますと、民間の民宿も含めて観光客、入り込み客が減っているという状況の中では、このことについてはみんな関心を持っています。

町長がおっしゃいましたとおり色々な意見があります。いい意味も悪い意味も色々意見をおっしゃる方がいますが、この一定の期間をやってみて、また次に判断をしていただきたいということで、このことについては成果と課題があるということで、成果はお聞きしましたので、また、次に入りたいと思います。関連しておりますので。

2番に入りたいと思います。この観光需要緊急対策事業を今後も実施するお考えはないかということをお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

本事業を、今後も実施をする考えはないかということでございますが、これまでも申し上げましたように、本事業は短期集中的に実施をすることで、夏から秋にかけて旅行需要を喚起することを目的としております。

5月の豪雨災害による風評被害を払拭するために、緊急的に取り組んだ事業でありますので、同じ事業内容での継続は考えておりませんが、誘客につながる事業は、今後も積極的に取り組んでいく所存でありますので、観光協会を始め、観光関連業者等の意見も伺いながら、次の展開を考えてまいりたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

早く言いますと、同じようなことはしないということですよ、今回やったような。多分、当然そういう3,800万円を投じていますから、町としては財政を投じながら色々な御意見があるということで、そういうお答えが出るのかなと思っておりますが、御承知

のとおり 8 月にも一番集客のお盆の時に、8 号から 10 号までの台風が来たということで、かなりそこら辺も入り込み客数が減っています。

ちょっと調べたんですね、フェリー 2 がどうなっているんだろうか、高速船がどうなっているんだろうかということで、フェリー屋久島 2 の平成 30 年の 6 月、1,717 人だそうです。欠航が 2 回。令和元年 6 月が欠航 4 回の 1,088 人、それと平成 30 年度の 7 月が 2,256 人と欠航が 7 回だったそうです。令和元年の 7 月が 2,069 人で欠航が 2 回、平成 30 年の 8 月、4,705 人で欠航が 4 回です。令和元年の 8 月が 3,235 人の欠航が 6 回です。

この欠航回数から行きますと、欠航回数が少なくなった 7 月についても、やっぱり減っていると。30 年の 8 月からすると、ことしの 8 月は欠航回数が多いですが、1,500 人以上が減っているという状況にあります。

それと、高速船はざっくりとした数字しか教えられませんということで、平成 30 年の 6 月が 8,100 人です。今年度の 6 月が 8,700 人で若干増えています。30 年の 7 月が 1 万 1,000 人、今年の 7 月が 1 万 300 人、平成 30 年の 8 月が 1 万 4,000 人、元年の 8 月が 1 万 2,000 人ということで、2,000 人も減っています。

航空については、3 路線の合計なんですけど、6 月が昨年が 1 万 953 人乗っています。ことしが 7,948 人です。しかし、搭乗率はよくなっているんですね、飛行機が小さくなっていますから。7 月が昨年が 1 万 7,423 人、利用率が 69%。今年度が 1 万 1,934 名、利用率が 62% ということで、8 月はまだ結果が出ていないということになっています。

それと、この間テレビを見ておりましたら、J A C の社長が新しい新社長になっていて、テレビインタビューで屋久島の豪雨災害に対する新しい商品というか、それを出していますということをお聞きしました。民間レベルでも屋久島を支援しようということでそういう動きもあります。

今度は、屋久島行きの早割が今、商品として出ているということで、それを早割をすると 8,000 円台で屋久島に行けるということで、8 月は若干増えるんじゃないかというような話にもなっています。

町長、この J A C の新しい社長とも会って、そういう屋久島に対する誘致については、お話した経緯がありますか。

○町長（荒木耕治君）

新社長とは、この商品をつくろうとしている前にお会いをしました。ぜひ自分たちも一所懸命やるんで、屋久島の力になればという話をいただいたところがございます。それで、その足で高速船会社にも行って、飛行機もやるんで、船も何とか考えてくださいますかという話もしたところであります。

○7 番（石田尾茂樹君）

お会いして色々なお願いをされたということで、安心をしたところでありますが、や

はり航空運賃も含めて、高速船の運賃も含めて全て高いということが、来たお客様から意見が出ています。今、飛行場の空港が延伸になってジェット化になれば、さまざまな要因が働いて、LCCが飛んできて安くなるんだらうというふうな気がしていますが、ここ一、二年というわけではありませんので、やはり先程、島民の方が私もしっかり聞きましたけれども、「なんも恩恵は受けない」というような評価をしています。なら、その人も5,000円もらえばいいのかよという話にはならないと思っています。

色々説明をして、そういう商品で屋久島に入るその方がレンタカーを使う、食事処で食事をする、燃料を入れる、そういうことでお金が回っていくということで説明をしたら、納得してもらっています。色々な旅行代理店だけがもうかるのではないとか、色々なことを言っていますので、先程、町長もお話しましたとおり観光協会、また関連の色々な観光関連の皆様と協議をしながら、新しいものを考えて一人でも多く屋久島に来ていただく、そういう施策をどうしてもお願いしたいと思います。

それで風評被害を払拭し、従来どおりの屋久島観光、なんといっても、今、トップ産業でありますから、ここを抜きに屋久島は語れないということは、町長も十分御理解しているとおりでありますし、観光立町を目指す中では、今一番、正念場に来ているのかなあというような気がしておりますので、町長の意気込みをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

私が今、一番思っていることは、風評被害というのは私どもが思っている以上に重症だということ、そんな簡単には、ただ、マスコミ関係もいらっしゃいますけれども、マスコミ関係が5・18の時も、かなり映像を流しました。そして、やはりもう屋久島というのは、終わってみればあの1カ所だけで、ほかに大きなところはないんですけれども、あの映像を見た人は、それ以上にあっちこっち崩れて屋久島は山にも入れない、そういう状況になっているんだらうというイメージを膨らませていることがあります。

ですから、それぞれSNSやらそういうもので個人的に発信をしている方たちも、たくさんいらっしゃったようでございます。ですから、復旧をしました。いつの災害でも思うんですけど、マスコミにお願いをしたいと、私はマスコミの方と個人的に会うときはいつも言いますが、災害の時はいっぱい流しますが、復旧したというのは1日か2日で終わるんです。だから、できましたので屋久島はもとにかえりましたので、おいでくださいというようなことをしてもらえれば、マスメディアの力というのはすごく大きくて、そういうことを常に思っております。

常に今、全国の離島で色々話をすると、首長さん方が一応にそういうふうに言われております。ですから、そこら辺も自分たちが、また何とか対応してもらわなければいけないねという話は、いつもしている。

それと、ことは、やはり屋久島の観光というのは自然災害に左右をされます。一番

のピーク時に台風がやってきます。これはいかんともしがたいこととございます。これ一週台風が出ると、長く3日、4日キャンセルが出ます。ですから、1日ではないわけですよ。

ですから、屋久島の観光がいいか悪いかというのは、この夏場に台風が来るか来ないかというのが非常にウエイトを大きく占めている。ことしは、それに加えて韓国が全く来なくなりました。屋久島も韓国のお客さんが結構来ていました、民宿等、それがパタッと来なくなりました。

先月、私は対馬で全国離島の中学校の大会に対馬に行きました。対馬の市長以下みんな悩んでおる。年間40万人来ていた観光客が一人も歩いていないです、先月。8月の20日過ぎですね。ですから、今も本当にそういう、どこで何が影響して観光が減ってくるのかというような、私どもの島もそういう面では、今、議員が言われるように、観光立町宣言をして観光を主産業としてやっていこうと。

ですから、これがなかなか毎年、毎年自分たちが思ったようにことが進んでいって、成果が出ていくというものでもありません。それは観光だけではなくて、1次産業もそうですけれども、この島はやっぱりそういうものを真摯にというか、そういうことも捉えてそれ以上にどうやっていくかということ、常に考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

ですから、この観光産業のことも、もしこういうことが続くようであるという判断をしたならば、また、次の手を打つこともやぶさかではないのではないかというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

町長のおっしゃるのも十分わかります。たまたまきのう東京から来た大学生の女性の方とお話しました。朝港に行ったらロケットが上がるんだろうということであつたけれども、ロケットは中止になって上がらなくて、屋久島はどうだったかということを知ったら、もちろんすばらしいということで、私は一人で来たけれども、一人で来たのは失敗だったと、友達を声をかけて来るべきだったということで、屋久島のすばらしさを話していました。

それと、大学生の男性の方とも会って、「屋久島はどうでしたか」と聞いたら、「いや、もうびっくりしました」ということで、何もかもスケールが違うということで、やはり世界遺産の島としてすばらしいということで、結婚してからでも、また私は家族と屋久島に来たいというようなお話をしていました。

やはり屋久島の自然のすばらしさはわかっていますが、先程、私がお話ししましたとおり航空運賃、高速船の運賃、そういうものが高い、それで自然災害も含めて大きな打撃を受けているということです。自然災害につきましては、仕方ない部分もありますけれ

ども、やはりそういうものを払拭するために、カンフル剂的に色々な観光関連の方から意見を聞きまして、この取り組みをどうしてもまたしていただきたいというふうに思っています。やはり観光立町のトップ産業でありますから、そこにしっかり町が施策をやっていくということが筋だろうと思っていますので、今後も新しい取り組みをできることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、大角利成君に発言を許します。

○5番（大角利成君）

5番、大角利成でございます。残暑厳しい日々が続いております。皆さん、大変お疲れさまでございます。

一般質問、今回は2番バッターでございます。ホームランとまでは言いませんけれども、クリーンヒット、少なくともフォアボールでも出塁をしてクリーンアップの3番、4番バッターにつなげていきたいと、このように思います。

今回の私の質問は、通告していたとおり、各種選挙の投票率向上対策について、町指定避難所の施設整備について、教育振興対策についての大きく3点であります。

選挙管理委員会委員長におかれましては、多忙の中、時間をおとりいただきまして、まことにありがとうございます。

貴重な時間でございますので、早速質問に入りたいと思います。

1点目の、各種選挙の投票率向上対策について、選挙管理委員会の委員長にお尋ねをいたします。

近年、国民の選挙に対する意識の低下が指摘されており、本町においても各種選挙の投票率低下が懸念をされているところです。そのような中、本町選挙管理委員会としても、このことは最重要課題と受けとめて、広く町民に選挙に対しての関心を持っていただけるようにと諸対策を講じているところでございまして、高く評価するものであります。しかしながら、実情は厳しく、他市町村と同様に、選挙の投票率は低下傾向にあると言わざるを得ません。選挙管理委員会の努力が報われない、残念な状況であります。

先般、実施されました参議院議員通常選挙におかれましても、平成28年、3年前の比

較しますと約7%の投票率低下であります。選挙管理委員会として、今回の参議院議員通常選挙の本町投票結果をどのように考え、どのように分析をされているのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○選挙管理委員会委員長（濱崎勝秀君）

大角利成議員の質問にお答えいたします。

去る7月21日執行の参議院議員通常選挙の本町における投票結果をどのように考え、内容をどう分析しているかとの質問にお答えいたします。

3年前、2016年7月10日執行の参議院選は、鹿児島県では知事選挙とのダブル選挙でありました。また、屋久島町では新庁舎の落成、移転に伴って既に選挙管理委員会は決定していた期日前投票場を1カ所にしたことなどなど、比較すべき2016年の参議院選とは多少状況の違いはありましたが、それらを勘案しながら総括すれば、おおむね大過なく執行できたと考えています。

内容の分析については、投票率に関してはお手元に資料を示しておりますが、要約すると、全国平均の48.80%、鹿児島県の45.75%に対して、屋久島町では、当日有権者数1万500人に対して、投票者数合計は6,353人でした。投票率にすると60.50%であります。ちなみに、この数値は、鹿児島県内43自治体中13位に当たる投票率であります。

屋久島町の上位にある1位から12位までの自治体は、全て有権者数が1万人に満たない小規模の自治体であります。また、熊毛郡内においては、西之表市49.10%、中種子町56.92%、南種子町56.50%であります。

このような数値を根拠として、おおむね大過なく執行できたと総括するところです。ただ、御指摘のように、投票率の低下傾向は依然としてやまらず、全国的な課題として選挙管理委員会や明推協など、選挙にかかわる者には依然として重大な関心ごとであると受けとめております。

以上です。

○5番（大角利成君）

丁寧な説明、そして資料の提示等ありがとうございます。

今、委員長が申されたように、県内で言うと、43自治体中13位ということで、私がこれまで新聞等で情報を収集していたとおり、我が町としてはまあまあの位置にあるのかなというような考えは持っております。日ごろからの選挙管理委員会の努力に大変敬意を表する一人でございますが、委員長もおっしゃいましたように、ここに来て、全国的になんですけれども、低下傾向にあります。これをどうして、どのようにして、また選挙民の意識を高めていくか、投票に関する考えを改めていくかということが求められて

いるんだろうと思います。

関連がありますので、次の質問まで入りますが、これまで町民の選挙離れ対策、そして特に若年層の選挙に対する関心度を高める対策の一環といたしまして、屋久島高校への出前の教室等を開催をするなど努力をしているところでございます。

そこで、今回のこの参議院議員通常選挙に限って、本町の二十歳未満の若い層の投票率はどのような状況だったのか、あわせて伺いをいたします。

○選挙管理委員会委員長（濱崎勝秀君）

今回の参議院議員通常選挙の本町、20歳未満の方々の投票率はいくらだったかとお尋ねにお答えいたします。

本町の18歳の投票率は、これもお手元に資料を示してございます。18.00%、19歳については13.33%、これをあわせた20歳未満の投票率は16.25%でありました。これは、県平均の25.49%を大きく下回っております。お手元に鹿児島県内の18歳、19歳に限定した投票結果を資料として示しておりますが、お気づきのように、本町はワースト6位であります。全体の投票率は13位と好位置にありながら、18歳、19歳の投票率はワースト6位であります。このギャップはどこに原因があるのか、解明する必要があると考えています。

その要因の一つとして、生活の拠点が他市町村に移っていても、転出手続を行わず、住所を本町に置いたままであるという事案が挙げられます。このことについては、近年、屋久島高校の3年生に対し住所移転をする際、転出手続を行うべきものの総務省作成のチラシを配布することを行っております。

また、主権者教育については、これまでの出前授業を中心とした選挙、明推協活動を引き続き、これまでの活動を行ってまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○5番（大角利成君）

資料ありがとうございます。私は、今、委員長の報告をお聞きしまして大変残念であります。冒頭に申し上げましたように、一生懸命、公正、平等な選挙、そして町民が投票しやすい、そういう選挙の環境づくりに日々努力をされているにもかかわらず、若い人たちの投票率が県平均を下回っているようなお話を伺ったところでございます。

今ありましたように住民登録の問題等々ございましたけれども、そこら辺は町当局と調整をしながら今後どのような啓蒙をしていくのかということも含めて整理をしていただければありがたいのかなと、このように思います。

若い人たちが選挙に関心を持つ町ほど将来性はあるものと私は思っております。残念ながら、そうでない逆の今、結果をお聞きしました。また、これからも屋久島高校への出前授業等を継続しながら、また内容を充実しながら学校側とも協議をしながら、ぜひ

進めていただきたいと思いますし、以前、私が一般質問で問うたことがあります、町の若い人、青年団、皆様方との間でもこの選挙に関する意見交換会等できるような、そういう体制づくりをぜひ望むところであります。

そこで、3点目の、本題であります期日前投票所のことについてお尋ねをいたします。

このたびの参議院議員通常選挙から先程、委員長からありましたように、期日前投票所が宮之浦、尾之間の2カ所から役場本庁の1カ所となりました。栗生、永田方面から遠距離にあり、これまで以上に大変不便になったとの町民の声を大きく聞いております。

私がいただいた資料では、期日前投票所2カ所から1カ所にかわりましたけれども、3年前の参議院議員通常選挙と比較しますというと、さほど人数には変更はございません。今回、21名ほど増えたようでございますけれども、3年前も1,804名、今回も1,804名の方が期日前投票をされているようであります。

永田から約30キロ、栗生から約40キロの位置にあるこの地に、期日前投票に来るとするのは、非常に選挙民にとって、町民にとって大変な思いがあろうかと思えます。

期日前投票所の設置につきましては、選挙管理委員会の権限でありますから、私からとやかく追及はできないことは十分承知をしておりますが、町民の声、そしてまた、同僚議員の声をお聞きしますと、最低でも南部、北部にはもう一カ所ずつ欲しいなというような声を耳にするものですから、今回、委員長とこの場での意見交換という格好で質問をさせていただいたところであります。

私の調べたところによりますと、県内206カ所に期日前投票所が設置をされたようであります。今回の参議院通常選挙であります。通常分としてそれぞれの自治体43カ所で全16日間、設置がされております。そして、各選挙管理委員会が設けます増設部分として163カ所というふうに承っております。

先程、申し上げましたように、通常43自治体であります。選挙民の選挙しやすい体制づくりということで増設分がされております。その163カ所のうち、16日間、全て設置されたところは26カ所と聞いております。期間限定で6日から8日間、16日のうちの6日から8日間設置したところが32カ所、4日間したところが1カ所、この4日間は2日、2日の2回であります。3日間したところも2カ所ほどあるようでありますし、2日間したところも同じく2カ所でありました。1日間という期日設定で期日前投票をされたところは95カ所あるようであります。

ほかに、三島村の開発センターが13日間、十島村の口之島コミュニティーセンターが4日間というような状況であるということ、資料でいただきました。

このようなことを考えるときに、先程、委員長のほうから1カ所になって、でもしかし、鹿児島県では13位の位置にある投票率を保っているというようなお話でございましたけれども、合併以前に旧上屋久町、旧屋久町、それぞれ期日前投票所を設置していた

わけですが、今回、1カ所になったその経緯、そして2カ所できなかったその問題点はどこにあるのか、何がネックになっているのかを含めて、選挙管理委員会の委員長にお尋ねをしたいと思います。

○選挙管理委員会委員長（濱崎勝秀君）

期日前投票所、従前の2カ所を追加する考えはないかというお尋ねですが、平成29年第4回定例会において、上村議員の同様の質問にお答えしておりますが、これまで2カ所あった期日前投票所を1カ所に集約するとの選挙管理委員会の決定を実行すること、それは、両町が合併し、分庁方式が一極本庁方式に移行したときに想定されるリスクとして、行政当局と町民が越えなければならない課題の一つであると判断したからであります。

ただ、選挙管理委員会の決定した方向が著しく投票率の低下に原因するようであるならば、著しく投票率の低下に原因するようであるならば、当然再考することはやぶさかでないとも以前は答弁しております。

今回の参議院選について判断すれば、私ども選挙管理委員会の決定を覆す数値ではないと判断しているところであります。申すまでもなく、国政選挙と町長選挙や議会議員選挙など身近な選挙との有権者の反応の違いなど、慎重に判断しなければならないと考えてはおります。

ちなみに、熊毛大島郡内においては、奄美市以外の町村では2カ所以上の期日前投票場を設置している自治体がございますので申し添えます。

また、私の手持ちの資料以上の調査をされて質問されている大角議員に最大の敬意を表したいと思っております。

○5番（大角利成君）

先程から申し上げますように、43自治体の13位、まあまあの位置。こういうことを言うと怒られるのかもしれませんが、本来ならばもう少し高い投票率でやってほしいと思うところですが、そのような結果になっております。

それで安堵してはいけないと思いますし、やはり、先程申し上げますように、栗生から約40キロ、永田から約30キロ、それで合併するときに、合併の効果というものを議論しながらやってきた経緯もございますので、強くは申し上げられないところもあります。しかしながら、平成の合併により、離島を含む、あるいは本土、僻地と言われる地方の合併で行政の対応も大きく変わってきております。

先程来、大島、熊毛のお話を委員長されましたが、例えば、薩摩川内市、離島であります甑島、どうなんでしょうか。私の調査では上甑、下甑の両支所に、参議院選挙においては16日間、2カ所において前日の期日前投票所を設置し、さらに里並びに鹿島においては6日間の期限設定の期日前投票所を設置したというようなお話も聞いております。

なおまた、曾於市等につきましても、常設以外に全日程の全日設定している投票所が2カ所、そして1日だけ、期日設定でされたところが15カ所、さつま町、南さつま市にしましても常設以外に7日間設置したところが4カ所、1日、2日間という設置をされたところが17カ所、このようにそれぞれの市町村でもこの期日前投票の増設に取り組んでいる実情であります。

先程、私申し上げましたが、2カ所から1カ所に減ったことで、前回と比べて期日前投票者の数はどうであったかと申し上げますとほぼ変わらない。

資料によりますと、宮之浦地区で減、そして尾之間方面で減、そして安房、この長峰、小瀬田地区で増ということで、ほぼプラスマイナスゼロという状況のようであります。

先程来、申し上げておりますように、設置の権限は選挙管理委員会であります。ぜひ今一度、町民の声に耳を傾けていただいて、御検討をしていただければありがたいなど、このように思うところであります。

さて、町長、今の選挙管理委員会の答弁、そして私の思いを聞いておきまして、本町における期日前投票所の設置における個人的な思いで結構です。今どのような思いでしょうか、お願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

期日前投票所を本庁1カ所にしたことにより、町民の方々が不便を感じているという事実があるならば大変遺憾なことであります。従前、実施をしていた宮之浦、尾之間の2カ所追加をして投票率を上げるというのがあるならば、選挙管理委員会の決定を最大限、尊重はしなければならぬというふうに思っておりますけれども、今議員がおっしゃったことも加味して再考したいというふうに思います。

○5番（大角利成君）

委員長、9月末の臨時議会の開催も予定をされているようであります。今回の補正予算には10月27日の町長選挙に関する補正予算等出されておられませんから、先程来、申し上げているように、これまでどおり、前回どおり、期日前投票所1カ所ということで理解をいたしました。

有権者が投票しやすい選挙の環境整備をすること、そして、公正公平な選挙をすることが選挙管理委員会には求められていると思います。

私は、個人的には従前の宮之浦、尾之間地区について、期日限定でもいいから、4日間のうち2日間でもいいから期日前投票所を設置していただければ、町民、非常に助かるのかなど、このように思うところであります。

なんせ選挙管理委員会の権限ですから、これ以上とやかく申し上げませんが、最後に委員長のこの期日前投票に関する思いというのをもう一度お聞かせいただいて、本件に

関する私の質問を終わりたいと思います。

○選挙管理委員会委員長（濱崎勝秀君）

先程、選挙管理委員会の決定を覆す数値ではないと言い切ってしまいました、言い放ってしまいましたが、この決断というのは、我々選挙管理委員会も決して安易な決断を下したとは思っておりません。やはり苦渋の選択といたしますか、大角議員が色んな遠隔地での弱者の立場をば尊重して、期日前投票所の増設を要請しているわけですがけれども、本来、期日前投票所というのは、申し上げるまでもなく、当日、投票所に行けない人たちへのそれなりの理由を持ってそういう人たちに対応するということでありまして、お手元のその資料でもわかるように、既に大角議員も御指摘のように、宮之浦と尾之間にある投票所、そうすると、その近辺での期日前投票というのは増えている、多いんでよね。遠いところに比べると。

それが、今回、この1カ所になったことによって、大角議員も御指摘のように、小瀬田、長峰地区、あるいは安房、こういったところの期日前投票者が増えている。この現実はやっぱり重く受けとめたいと思うんです。決定を下すに当たってはですね。

ですから、絶対、簡単に期日前投票所を利用しているんだというふうには理解したくはありませんけれども、出てきた数値というのは、そういった解釈のできるような数値があるもんですから、私どもも苦渋であったけれども、先程、申し上げたような決断をしたところであって、今、改めてまた町長選挙でのその増設のことについて御指摘がありましたけれども、改めてそういった御指摘があったということは、委員会で決定しなければならないと思いますけれども、とりあえず今日について、やっぱり先程来、申し上げてきたような方向を堅持するという選挙管理委員会の決定がありますので、今回、こうして大角議員からまた御指摘があったことは重く受けとめて、次の委員会で、臨時委員会で議論してみたいと思います。

以上です。

○5番（大角利成君）

増設できない理由が財政的な関係であれば、あるいは町の職員の支援体制であれば、これは私は可能かと思えます。経費は大した額にならないと思うし、期日前投票所の選挙事務についても、本町の優秀な職員は多うございますので、それぞれの自己の責任、仕事の調整をしながら選挙に対する支援は可能かと思えます。

ぜひ町民のそういう声を今一度また確認していただいて、前向きに検討していただければありがたいと思います。

以上で本件を終わりたいと思います。

さて、2番バッターとしてヒットが出そうでありましたけれども、なかなか厳しい状況でございました。しかしながら、何とかいい状況になってきたかなと、いいボールカ

ウトになってきたのかなと、こう思うところであります。次の質問に入ります。

町の指定避難所の施設整備について町長にお尋ねをいたします。

ことしも5月の集中豪雨等により、道路及び橋梁、港湾施設等に甚大な被害を受け、一部応急処置は行ったものの、本格的な復旧工事はこれからであります。本格的台風シーズンに入り、台風発生たびにその進路は大変気がかりであります。

さて、本町は、地区公民館的施設と学校、体育館等を有事の際の避難所に指定をしております。これまで同僚議員が施設の状況、及び自家発電機等、必要備品の整備等について問うてきたところでございます。

そこで町長にお尋ねをいたします。雨期前及び台風シーズン前に、町として指定している避難所の現況確認調査を実施したかお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

答弁の前に、先程、私が再考するという答弁をしましたがけれども、決定をするのは選挙管理委員会ですので、私が決定をするわけではございません。それを取り消しておきたいというのを。

現在、本町では45の公共施設を指定避難所に指定をしております。その多くは、各地区の公民館の小中学校など、日常的に管理、使用されている施設であるため、台風や梅雨前等の現況調査は行っておりません。施設の点検や修繕等については、施設管理者等からの依頼により、所管課において随時対応をしている状況であります。今後は各指定避難所の検証を行い、不備な箇所の整備、水や食料などの備蓄品を含めた整備につままして、避難所としての機能が十分発揮できるよう、年次計画的に進めていくこととし、適切な施設の管理に努めていきたいというふうに考えています。

○5番（大角利成君）

随時、状況調査はしているというようなことでございました。嬉しい限りであります。随分とよくなってきたなと思うのは、私の今の率直な意見であります。私も区長、尾之間の区長を4年間経験しました。私の過去の経験から、随時というのはなかったように、私は思っております。それがされるようになってきたということは、高く評価をするところでもあります。

何事にしても当たり前のこと、基本的な行為を忘れたために、後日、大きな問題が生じてくるのは昨今のこの行政を取り巻く状況ではないかなと、このように思うところがあります。

そこで、総務課長にお尋ねいたします。避難所の指定は町ですしておりますけれども、避難所の開設はどなたがするのか。もっと言うと、避難所を開設しますというのは、町長が決めるのか、あるいは区長が決めるのか。いわゆる町から避難所を設置してください、そして開放してくださいというのは、町からの指示で区長は開放する、今、システ

ムになっているのかどうか、今のシステムを教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

現在は、災害対策本部を設置しまして、町長のほうから開設の依頼を区長さん方をお願いをしているところでございます。

○5番（大角利成君）

わかりました。多分そうであるというふうに、私は思っているんですが、聞くところによりますという、避難所の開放の周知、住民への、これがまちまちであるかのように聞いております。当然、風の向きとか進行によって想定されるわけですから、地域によって時間差はあるのかもしれませんが、そのような声は町民からも聞いたことがあるものですから、今の質問をあえてさせていただいたところであります。そういうところをもう一度精査をして、避難所となっている指定管理者の区長さんたちとも周知をしていただいて、万全の態勢で今後、望んでいただきたい、このように思います。

町長の権限で区長がやらなければいけない、町は何時から避難所を開放してくださいというのは、通じていないんじゃないかというようなお話を耳にしたものですから、今回、このようなことを問うたわけでありまして。今後、その対応をお願いしたいと思いません。

そこでなんですが、本論のことについてお尋ねをいたします。ときとして炊き出しの場ともなる避難所施設であります。この公民館的施設に調理場が整備されていない施設もあります。管理を担当する教育委員会としては、先程来、現況調査をしているということでありましたから、よく把握をされていると思いますが、この調理場が設置されていない公民館的施設について、どのように考えているのか、教育委員会にお尋ねをいたします。

○教育長（塩川文博君）

今の大角議員の御質問にお答えいたします。

避難所に指定されております町内の公民館等施設におきましては、ほとんどの施設に調理室が整備されております。ところが、例えば、尾之間の自然休養村管理センターにつきましては、その用途が町民や都市生活者等の宿泊や休養の場を提供することを目的に整備された施設でございます。そのため、調理研修室のような広い調理室はございません。小さな流し台に簡易コンロを置くスペースのみとなっているところでございます。

このことから、施設内で調理を行い、避難者に食事の提供を行うことは難しいと思われ、その解決には施設の改築も必要となると考えております。

避難時における食事提供は、炊き出しや配付が中心となり、施設における調理機能というのは、さほど有用ではないのかもしれませんが、施設の集会施設としても必要な部分と考えますので、集落とも協議しながら、その対応を考えていきたいと思っております。

す。

また、各集落の公民館等は、そのほとんどが避難所として指定されておりますので、この尾之間の施設と同様、必要な改修等につきましては、引き続き防災担当課とも協議を行い、取り組んでいきたいと考えております。

○5番（大角利成君）

私が今回お願いした要因は、尾之間の管理センターの関係であります。さっきも申しましたように、私も長年、尾之間区の役員として、そしてまた4年間区長として携わってきた関係上、これまでも尾之間の管理センターの調理場の件については、行政のほうにもお願いをしてきた経緯があります。

今、お話があったとおり、小型の流し台1基のみが設置をされ、いわゆる湯沸かしと湯飲み、コップ等の洗いができる状況であります。

区の伝統行事であります岳参り、あるいは二十三夜祭等にお供えする供え物の料理とか、あるいは参加者の区民の皆様方の直会のお食事等につきましては、現在は玄関フロアのところにブロックを敷き、ガスコンロ等を設置して対応をしております。

炊き出し等の必要性が生じた場合には同様な対応をしなければなりません。区の各種行事等の折も大変不便を強いられております。ぜひ調理室の設置について、集落のほうとも協議をしていただいて、ぜひこの点について早急な対応をお願いするところではありますが、町長、財産を設置する町長部局として、この調理室がない尾之間の自然休養村管理センターの調理室改修についてどのような考えか、町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、色々なものを順次的にやってきているということで、尾之間の施設も、これでは避難所として不適切だというふうに思いますので、スピード感を持ってここをやれるように指示をしたいというふうに思っています。

○5番（大角利成君）

ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

それでは、時間も競ってきましたので、3番目の、教育振興対策について教育委員会にお尋ねをいたします。

文部科学省は、小学6年生と中学3年生の全児童を対象といたしました2019年度の全国学力テストの県別結果を7月末に発表し、新聞紙上でその情報を得たところであります。

新聞紙上によりますというと、鹿児島県教育委員会は、詳細な分析と同意した市町村の結果を9月中旬に公表する旨の報道がありましたが、どのようになっているんでしょうか。発表があったのでしょうか。まだとすれば、いつごろ発表の予定なのか、情報がありましたらまずはお示しをいただきたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの学力学習状況調査の結果についての公表についてお答えいたします。

今、大角議員おっしゃったように、既に速報値は新聞発表されておりますが、その後の分析の結果、それから関係市町村の結果の公表につきましては、私どもにもまだ、いつという連絡は入っておりません。9月中旬というような形で連絡を受けております。

以上です。

○5番（大角利成君）

わかりました。先般の新聞報道によりますというと、鹿児島県の教育委員会は小学校は事業改善などを通じて一定の効果があらわれてきている、市町村教育委員会の意識に差があり、中学校では結果に結びついていないところもあるというふうに報じられています。

過去の学力テストの結果からして、本町の児童生徒の学力は県内でどの程度の位置にあるのか、そしてまた、これまでのその結果を踏まえ、本町教育委員会として今後どのような対策を講じていく考えか、お尋ねいたします。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、本年度の本町の傾向といたしましては、判断する基準が正答率と正答問数という2つの数値がございます。正答問数といいますのは、問題が14問出題されておりますので、そのうち何問正答しているか、正解ができていくかという数字が正答問数です。それから、正答率といいますのは、それを百分率に、100%にかえて出てくる数字でございます。その両方でまず私どもは考えておりますが、正答率のほうでいきますと、小学校では、国語それから算数共に残念ながら県を下回っております。ただ、全国、県平均ともに従来よりも差は縮まってきていると認識しております。大体ことしのところで4%から3%程度の差に縮まる、前は2桁あったんですけども、それに縮まってきております。

中学校では、国語、数学、本年度は英語が実施されておりますけれども、全て県平均を何とか保った状況にあります。全国平均からはやや下回っている状態でございますので、中学校の場合はほぼ県平均並みと言えらると思っております。

先程、申しました正答問数でございますが、これを見ますと、各小中学校、学校別に見ていきましたところ、大体1.2から0.8ぐらいの差でございます。ということは、あと1問子供たちが全員正解をすれば全国平均、県平均を超えるというような判断を我々はしておりますので、これから後の対策につきましても、あと1問、この正解のために上位層には発展的な問題、やや難しい高度な問題に取り組ませ、下位層には基本的な問題を確実に正解できるように指導しましょうということで、各学校と一緒に取り組んでき

ております。

今後の取り組みの中心としましては、これまでの各教科の分析結果からしまして、町全体の傾向としては、思考力、表現力の育成が課題であると考えております。この課題の解決のためには、事業改善が第一であると考え、具体的に、まず本町の担当指導主事の各学校の校内研修への派遣回数増加を通して授業を改善する方向に指導を行っております。

そして、県の指導主事が中心となって学力支援チームが学校訪問をし、授業や校内研修の支援を行う学びの組織活性化プロジェクト事業というのがございます。これを現在、宮浦小学校、それから中学校では中央中学校、ここが手を挙げて現在、今年度もう一回ずつ本事業で県の指導主事が学校を訪れております。こういった取り組みを他校にも紹介をしながら、他校へも波及させていきたいと考えております。

そして、昨日、校長研修会がございましたけれども、具体的に学力向上の結果を出している学校の取り組みの紹介とか、そういったところを共有しながらそれぞれの学校でも取り組むべきところに取り組んでいくように、指導の徹底と、あと、やはり何よりもやりきらないといけないと思っておりますので、職員の実践の確認を管理職にはお願いをしているところでございます。その中で、ちょっとおもしろいといえますか、効果的な取り組みをしている小学校がございまして、力をつけるチャレンジ問題というのがウェブ上に県教委のほうで作成しているんですが、これらを自校で製本、印刷して子供たち全員に配付をしている学校がございまして、子供たちは、その冊子を朝自習の時間とか休み時間に実際、活用し、取り組んでいる姿も見られるということで、この学校、実際に結果も出てきております。

そういったところをお互いに共有しながら、町全体の学力向上にもつなげていきたいと考えております。

以上です。

○5番（大角利成君）

色んな対策を講じていただいて、努力の成果があらわれつつある。県平均、あるいは全国平均と比べその差は縮まってきているというのは、大変嬉しい報告でありました。教育現場、非常に難しい、厳しい、社会の見回り、大変なことと思いますけれども、教育委員会として、またこれからも努力をしていただきたいと、このように思います。

さて、時間が迫ってきました。最後の質問をいたします。学校の教員は保護者対応や調査物提出に追われるなどして多忙が注目されております。そのような中、民間への就職希望者が増えたのか、鹿児島県内の公立学校教員の志望者が減少しているようであります。このような状況下にあって、教員の長時間労働や多忙化を改善することは急務と言われ、マスコミ等でも公表をされております。

本町教育委員会として多忙さが指摘されております本町小中学校教員の働き方改革をどのように考え、今後どのように対処していく考えかお伺いいたします。

○教育長（塩川文博君）

教員の多忙化の解消のための働き方改革についての御質問でございますけれども、まず、教職員につきましては、健康でやりがいをもって働いていただくこと、そして子供と向き合う時間を十分に確保すること、これが教育の質の維持向上につながると考えておりますし、そのようにも報道されております。

町としては、そのために現在、3つのことを中心に取り組んでおります。まず1つ目が、教職員の健康保持のために本年度から8月の期間にリフレッシュウィークという期間を1週間設けております。その1週間の中に、特にお盆期間を中心に、本年度は学校閉庁日ということで、学校を閉庁いたしました。この学校閉庁日は、もう日直も置かない、管理職も学校には出てこない、学校も電話しても出ませんよというような閉庁日として3日間を設定いたしました。

そのことで、先生方も休みを取りやすくなるというようなことがあるのではないかと、いうねらいで設置いたしました。

2つ目が、中学校の部活動の指導についてでございます。

これが長時間勤務の一番大きな原因であると言われております。そしてまた、子供たちの健康上の疲れであるとか、そういったことも考えまして、県のガイドラインに沿った形で、平日は週1日休み、そして土日のうちの1日、あわせて原則週2日を休みにしましょうという設定を、指導の徹底を行っております。

3つ目が、よりよい事業を子供たちに提供するために、先程、議員からもございました色んな報告物でありますとか色んな調査物、そういったものの事務処理等の効率化を図るために公務支援ソフトの導入を検討しております。現在、一部で試験的に公務支援ソフトを導入しており、朝の連絡事項や児童の欠席確認等、パソコンを通して一括管理をして、事務作業の時間を軽減しているところでございます。

今後、このような事務作業等を軽減し、教育の質の維持向上を実現するために、国が統合型公務支援システムの導入を令和4年度、2022年度までに100%の導入を目指しておりますので、それらの導入につきましても、関係部署と協議をしながら取り組んでいきたいと考えております。

済みません、以上です。

○5番（大角利成君）

先程ありました学校閉鎖の件、これは私は非常にいいことだなと思っておりますし、できればこのようなことを、回数を増やすなり、あるいは期間を増やされて、教職員の皆さん方の心のゆとりというのも大事なかなと思っております。

なおまた、私、月に、毎週月曜日、そして1のつく日に朝6時50分から7時20分まで約30分、子供たちの登校を見守っております。7時過ぎにはほとんどの先生が出勤をいたします。そして、多分夜も遅いと思います。多忙な勤務体制であると思いますので、子供たちは本町の宝ですというのは、荒木町長、そして教育長の日ごろの言葉であります。本町の教員が意欲を持って働ける学校現場での教育環境づくりにさらなる期待をいたしまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

13時30分まで休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、上村富士高君に発言を許します。

○4番（上村富士高君）

お疲れさまです。令和の年も始まったばかりで、全国で色んな災害等が起きて、尊い命が奪われております。屋久島でも5月の記録的な豪雨により、人的被害はなかったものの、道路などの崖崩れが多数発生し、過去になかった災害が起きています。自然の驚異を改めて知るところです。応急処置で土のうの積まれている箇所はあちこちで見られますが、早めの復旧が求められるところであります。さて、今回の一般質問とも関係があるので、交通事故について調べてみました。全国交通事故死者数は2018年3,532人で、1日で10人近くの尊い命が奪われています。一番多い都道府県は愛知県の189人、2番目は千葉県の186人、一番少ない県は鳥取、島根で20人でした。鹿児島は少ない順で27位で64人でした。また、また事故発生件数は全国で43万345件で、1分間で約1件の割合で発生していることとなります。発生件数で一番多いのは愛知県で3万9,115件、2位は大阪府3万5,997件でした。鹿児島は6,564件発生しています。屋久島ではどうかというと、平成29年度発生件数は44件で、負傷者は32人、死者は1人でした。事故はいつ起こるかわかりません。最近では、お年寄りや児童が犠牲になる事故が増えているように思います。自分で気をつけていても、車から突っ込んでくる場合があります。平成24年亀岡市で軽自動車に登校中の児童10人をはね、3人死亡する事故がありました。また、ことし5月に大津市で園児の列に突っ込み2人が亡くなっています。悔やんでも悔み切れない事故です。事故が起きてからではおそいと思います。行政でできる対策はしっかりやるべきではないでしょうか。

前置きが長くなりましたが、通告に従って質問します。

安心、安全の通学路ということで、5月に起きた豪雨災害において、梶川の歩道用の橋が決壊状態で、生活道路やバス停までの通学路にもなっている、6月議会で先輩議員が一般質問されましたが、早急に対応するとのことで予算化され、きのう承認され、工事が始まると思いますが、どのようなものができるのか、またいつ始まっていつ終わるのか、また、終わるまでの歩行者の安全対策はできているのかをお伺いいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

上村富士高議員の質問にお答えをします。

5月の豪雨により、被害を受けた町道梶川宇都線の橋梁災害復旧工事については、7月22日に災害査定が行われ、既設橋梁の撤去及び橋長24.1メートル、幅員が2メートルの橋梁新設で事業が決定したことにより、梶川宇都線橋梁災害復旧工事を9月中旬に発注をし、完成は令和2年3月で計画をしております。また、それに合わせてバスの仮設停留所を10月末までに設置をし、通学に支障を来さないように対応をしております。なお、橋梁上部工については、令和2年2月発注、完成を令和2年9月の予定で計画をしているところであります。

○4番（上村富士高君）

今、述べられたように、令和2年の3月には完成するというごさいますけども、それまでにあそこは梶川の橋、県道の橋は非常に狭く、大型車がすれ違うにもやっとかっつとで、バス等は一時停止して待っている状態だと思います。そこにまた歩行者が入ると、全然スペースがないっちゅう状況でございます。そして、前、先輩議員も言いましたように、カーブが非常に事故の多いところで、私は事故を起こした人に聞いてみたんですよ、どういう状況だったかっちゅうのを聞いてみたら、やはりカーブを曲がる時に、ハンドルをとられるような、スピードは全然出ていないんだけど、ハンドルを自然ととられたという、そういう回答でした。その意味からも、事故は非常に起こりやすい場所なんで、そのつくるまでの3月までの間の対策、安全っちゅうのはどうなっているかお伺いします。

○建設課長（日高一成君）

先程町長の答弁もありましたが、10月末までを計画で今黄色い大きい何かコーンがありますよね。あそこをちょっと広げて、上流のほうに広げて、そこに仮のバス停をつくって、そこで5人ぐらい通学者がいます。ほかに中学の方々もいますけど、そこにつくって、安全を図りたいと思っています。そのことに関しては、バス会社、それから道路は県の持ち物ですから、県とも今協議をしております、このようにしますということで、了承はもらっているところです。

○4番（上村富士高君）

カーブのところだと思うんですけども、バス停をあそこに設けるっちゅうことなんですけど、あそこ非常にカーブで危険な場所だと思うんですよ。そして工事が始まると、工事車両がまたあそこを出入りするのじゃないでしょうか。そういう意味からも安全確保を十分していただきたいなと思っております。深く言っても場所はないと思いますので、追及はいたしませんけども、そういう意味で、安全対策をしっかりして行っていただきたいと思います。

次の質問に行きます。屋久島高校から宮浦小学校までの区間の山側の歩道に街灯がなく、大変暗いので、通学路として街灯をつけるべきではないか。質問いたします。

○町長（荒木耕治君）

議員御質問のところは、私も朝晩通るところでございますから、平日頃そういう思いはあって、今、徳洲会病院から歩道を新しくして、そこに街灯をつけていっているというところでございます。今、平成24年より県のふれあいとゆりの道づくり事業に乗せて、今街灯設置をして、徳洲会病院から屋久島高校の前までやっているわけでございます。その今屋久島高校から小学校へおりのあの坂の部分は、当区間についても整備が可能であるのか、検討、あるいは関係機関とも協議をして、早急にできるようにしたいというふうに思っております。

○4番（上村富士高君）

あそこは、高校生が部活等で帰るときに非常に暗いんですよ。私もその時間帯を歩いてみましたけども、非常に暗く、台風等で上の竹とかがおりてきて頭に当たったりする場所なんで、本当は海手のほうに渡って帰った方が一番いいんですけども、ちょうど高校前に歩道橋がないものですから、その関係で、あそこのグラウンドから下ってくる道のあそこの歩道橋まで行ってから渡って、帰っているっちゅう状況でございます。または、向こうまでバス停のある反対方向まで行かないと渡れないっちゅう状況であって、本当ならばあそこに歩道橋つくってほしいんですけども、そういうのがなぜできないのか、高校の懇談会のおきも高校生から横断歩道つくってほしいっちゅう要望もあったんですけども、なかなかそういうのが実現されていないので、やはり山手のほうもやっぱり街灯をつけていくべきじゃないかなと思っております。また、小学生も、高校側のほうを帰っているのを何回か見かけたんですけど、小学生、また中学生で部活が終わった人たちが歩いているのを見かけたんですけども、やはりこっちのほうに、海手のほうにやっぱり移って歩いてきておりますので、そういう意味からも安全の面から見ても、どうしても街灯大至急つけてほしいと思います。

町長のお答えは、早急につけてくれるというお答えのようでございますので、これ以上質問いたしません、次の質問に行きます。

尾之間から原地区までの通学路の歩道が大変狭く、パイプ式ガードレールが少しはあるが、いち早くつけるべきではないか。

これは、私も1年ぐらい前に相談を受けて、現地を見に行き、ここは県道だから、県しかできないのかなと思って、全部写真を撮って県のほうに送り、県のほうから熊毛支庁の方に行ってもらって、一応どうなったか、それについてかどうかわかりませんよ。だから一部分はちょこっとついたんですよ。それで、あの部分よりまた手前の原地区のほうがずっと狭く、側溝蓋ぐらいの通路しかないんですよ。それで、いつもPTAの方から聞いたんですけど、草がぼうぼう生えるときは、その歩道もなくなるぐらいだと。いつも、県道刈る業者がいますけども、そのときはいいんですけども、その区間があって、その区間の間草が生えると全然通れないと。そこで、ボランティアの人たちがやはり刈ってくれたりしていますということなんですよ。それで、そこは非常に車の通る車道も狭くて、もし何か一歩ハンドルを切り間違えると、あの上に乗るなりなっちゃうぐらい狭いんですけども、そこにやはりパイプ式のガードレールをつけるべきではないかと思しますので、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

尾之間から、原地区の歩道整備については、県によって昨年度議員が申されたように、一部の区間でガードパイプの設置等を行い、通学生の安全を図ったところですが、今後、歩道整備を進めるといふふうに県から伺っております。

○4番（上村富士高君）

今お答えがありましたように、歩道整備をするっちゃうことで、いつになるのか、そんなのわかりませんかと思うけども、なるべくそれまでのやっぱり通学路の安全を図るためには、そういう歩道にしても、あそこパイプのガードレールをしたほうがいいんじゃないかなと思います。そういう意味で、いつなるかわからないっちゃうことですよ。だから、そういう計画はあるっちゃうことなんで、それもやるっちゃうことなんで、これで質問を終わります。

じゃあ、次に行きます。

林業振興についてお伺いします。新庁舎建設は、林業振興を掲げて建設されましたが、林業の現場においてどのような成果ができたのかお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

新庁舎につきましては、平成29年3月に建築工事に着工をし、本年5月の記念すべき新元号令和の幕開けとともに落成式を迎え、現在に至っているところであります。今から6年前にさかのぼりますが、平成25年8月に庁舎建設等検討委員会を設置をし、自然資源と環境の恵みを生かした町のシンボルとなる施設とすること、伐採、製材、施工は屋久島の労力を最大限活用すること、庁舎建設で得た知識、技術を生かし、島内産材活

用を継続することなどの基本計画を策定をし、新庁舎を木造で建築することを決定をいたしました。

戦後に植林された杉人工林の大部分が伐期を迎えておりましたが、なかなか活用されない実情を踏まえ、林業振興策の一環でこの新庁舎建設といった大きなプロジェクトを開始したところであります。木材につきましては、今後の屋久島地杉の島内外への普及を目的とした、天然乾燥試験や成分分析等を行うため、国有林内に植林された樹齢54年の杉約5.5ヘクタール、約2,350立方メートルを平成26年度に購入の上、皆伐し、先行調達をいたしました。伐採搬出業務につきましては、島内の林業事業者で実施をし、製材業務につきましては、島内製材所で実施、木材調達管理業務や木材加工につきましても、島内の事業所等で実施をしております。構造材につきましては、プレカット加工を施す必要があったため、鹿児島島の加工業者へ委託することになりましたが、それ以外の木材調達につきましては、屋久島の林業木材産業関係者で実施することができました。特に構造材、板材の製材につきましては、島内製材所3社の年間製材見込み数量から逆算することで調整を進めてまいりましたが、予定を上回る製材量の実績を上げることができました。また、当初からの目的でもありました林業振興策の1つとして、製材所等、工務店を中心とした屋久島地杉生産者有限責任事業組合が設立をされ、町が導入した人工乾燥器、モルダーなどの加工機器を活用すると同時に、担い手の育成を行いながら、庁舎建設用の床、壁、天井の板材生産を行いました。建設事業完了後も庁舎建設で得たノウハウを生かし、引き続き板材生産を継続をし、島内外へ普及、販売を進めております。このようなことは、林業の振興を図る上で大きな成果であり、今後公共施設のみでなく、民間施設を木造で建築する際にも大きく役立つことと確信をしているところであります。

○4番（上村富士高君）

今、庁舎建設の流れとか、お聞きしましたけども、これからのやっぱり林業活性化に生かされなければ、その新庁舎つくった意味、林業振興を掲げているんですから、意味がないと思います。これからの林業活性化について、ちょっとお伺いしますが、本年3月に、鹿児島県森林林業振興計画が2年前倒しで策定されました。この中で10年後を目標として、色んな目標が掲げられたんですけども、このように鹿児島県森林振興計画、課長のほうには届いていると思うんですけども、木材生産額は5割アップ、10年後、125から150億円、2番目に木材生産量3割アップ、112万立方から150万立方へ、3番目に再生林面積の倍増512ヘクタールから1,200ヘクタールを鹿児島県では策定しております。これを受けて、屋久島町の林業、木材産業は、具体的にそういうのが町で作成されているのか、されていなければすべきではないでしょうか、お伺いします。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えします。

現在まだその振興計画、具体的な数字とかを記載した計画はできておりません。今後関係者、機関と協議をしながら策定をしていきたいと思っております。先程町長のほうからも説明がありましたけれども、この庁舎を建設するときに、屋久島地杉生産有限責任事業組合というのが設立をされました。通称LLPと呼ばれておりますが、ここがつくっております板材も、島外の業者のほうと協定を結びまして、島外のほうに出荷するというようになっております。それに伴ってこの製品が出ていけば、林業関係者のほうの木を切るということが今後増えていくと思っておりますので、そういう面では、林業振興につながっていていると思っております。県のほうの振興計画につきましても、今後当然伐期の来ている山というのが非常に屋久島もたくさんありますので、そういう中にそういうものの山の伐採計画とか、そういうものも組み込んでいながら、計画書も作成していきたいと思っております。

以上です。

○4番（上村富士高君）

今言われたように、今後、林業っちゅうのが全国的に注目される一部分の事業なんですけども、本当に全国的にこういう林業に関して色んな譲与税とか、環境税とか用いて、林業活性化を図ることが非常に目的なんですけども、屋久島町も林業なくして、やっぱり観光とか、そういうものはあり得ないので、やっぱり林業にもう少し力を入れていくべきと思っております。

次の質問に行きますが、1、今年度から、実施された環境譲与税の活用についてですが、3月議会でも質問をしました。町では一旦基金に積み立て、それから使途検討委員会を開いて、検討するとのことでした。今年度は924万円の譲与税が見込まれているが、この使途検討委員会は開かれているのか、また基金積み立てている予算はどのように使われているのか決定したかどうか、お願いします。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

使途検討委員会は、副町長を委員長に役場の5名の課長さんを委員にして、合計6名で検討委員会を策定しております。その中で、今年度譲与税として配分される922万4,000円について、どういう目的で事業の中にその財源を使っていくかということで検討いたしました。その中で、6つの項目、事業名という形で検討をしまして、それを承認していただいております。1つには、森林整備促進事業ということで、干ばつの促進を促すための所有者の一部負担の補助ということで、355万円ほどを予定しております。

それから、島内産材需要拡大対策事業ということで、地元材を活用した住宅建設等に補助をするということで250万円、これは実施をしております。これにつきましても、

やはり庁舎を見てから、やはりすごくいいということで、地元材を活用したいということで、現在も増加傾向にあるようです。

それから、今後伐採が進むと、その山を今度はまた再造林する場所も出てきますので、そのための地杉内の生産体制を確立するというので、地杉内最高推進事業というのを計画をしております。これにつきましては、地杉を島外から持ってきてはやはり意味がないと思いますので、屋久島の杉の遺伝子を持ったもので苗をつくっていくということで、森林管理署とも協議をしながら、採圃場の整備をしたり、資材購入をする予定でこれももう動き出しております。それから、林業に就業する人たちの若い人たちの研修補助という形で、資格等を取る場合の費用について一部助成をするようにしております。

それから、森づくり推進活性化委託ということで、これからの森林の所有者への施策を推進するために森づくり推進委員を委嘱をしまして、間伐なり造林についての推進をしていくということで予算化をしております。

それから、今現在その屋久島の山がどこにどのくらいあって、どうなっているのかということがやはり把握をしないと、今後計画を進めていく上でも大変かと思っておりますので、その森林台帳の機能強化ということで、電算システムのソフト導入事業ということで、150万円ほど予定をしております。

以上です。

○4番（上村富士高君）

今言われました使途検討委員会なんですが、3月議会では、関係者も含めてというお答えだったんですけども、今回、町の人たちばかりのメンバーになっておりますけども、これは関係機関からもやっぱりそういう要望とかあると思うんですよ。そういう意味から見ても、やっぱりそういう関係機関の人たちも入れるべきではないでしょうか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

御意見ごもつともであります。使途検討委員会の設置要綱の中に、町長が必要と認めたいものは入れていくということになっております。今回の令和元年度の予算につきましては、この検討委員会が令和になってからでしたので、当初予算をつくる段階では、まだそこら辺きっちり体制づくりができておりませんでしたので、当面この課内の役場内での委員を選出して、先に予算の分を執行するには、やはり先に協議をしないといけないということもありまして、役場の職員で検討委員会をつくって来ました。今後は、関係者の意見も聞きながら、また委員の中にも入っていただいて、検討委員会は実施をしてみたいと思います。

以上です。

○4番（上村富士高君）

今、ありましたとおり、やはり、使い方というのは各市町村に決定権があって、任さ

れていると思いますけども、やはり住んでいる我々、林業関係者、また製材関係者、その中の新しい発想とか、そういうものもあると思うので、ぜひ、来年度からまた譲与税とかとは増えていくと思うんですけども、それを取り入れてやっていただきたいと思っています。

この譲与税のことなんですけども、これを皆さんの税金で前、町長が3月度の議会で言われましたように、皆さんの税金で36年度から取られるわけですよ。それをやはり皆さんに国民に知らせる義務があるっちゅうて書かれているんですけども、そういうあれっちゅうのは町報か何かでやるんですか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

譲与税の活用につきましては、広報しなければならぬというふうになっておりますので、ホームページ、それから町報で年度終了後事業が終わりましたらこういう形で使いましたということは広報していきます。

以上です。

○4番（上村富士高君）

次の質問に移ります。

分収造林の実態についてですが、屋久島は国との分収契約で森林整備公社を始め、その他町や地域住民の分収契約を結んで造林がなされた山があると聞いているが、内容はどうなっているかお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

屋久島における分収林の経営につきましては、大正10年の屋久島国有林経営の大綱により、国有林の一部、具体的には前岳部分、約7,000ヘクタールの保護が地元集落に委託をされることとなりましたことが発端となります。

その後、昭和26年に国有林野法の改正により、委託林は供用林野に切りかえられ、地元による供用林組合が旧上屋久町に8組合、旧屋久町に12組合設立をされました。

昭和36年には、地元供用林組合を主体に県及び地元を社員とする社団法人屋久島林業開発公社が設立をされ、平成11年には鹿児島県森林整備公社と合併、平成27年に公益財団法人鹿児島県森林整備公社へ移行をし、現在に至っております。

現在の屋久島における分収林の実態は、鹿児島県森林整備公社の分収造林地が全体の大部分を占めており、年次計画に沿って、国への事業の要望を行い、現地調査を踏まえ、間伐を実施をしております。一般競争入札により、施業する業者を選定をし、収益については、各集落の供用林組合に分収をされます。また、町が国と契約をしている分収造林は、契約件数が48件、面積約308ヘクタールであり、その目的によって大きく一般分収造林、学校分収造林、記念分収造林に分かれますが、そのほとんどが一般分収造林となっております。契約の形態としましては、国の土地を借りて町や集落の組合が造林し、

その収益を一定の割合で分収することを目的とする債権契約であります。そのほとんどは各集落の造林組合と町が契約を提携しているケースであり、町から熊本営林局、現在の九州森林管理局に部分林設定申請を行い、設定された国有林内に各集落の組合員等が造林・保育を進めてきた経緯がございます。

分収割合は国3割、町7割が大部分を占めており、町の収益7割のうち、95%が各集落等の造林組合の収益となります。これらの中には、昭和15年に契約締結した分収造林もあり、伐期を迎えているものの、当時の契約者であった方が亡くなられたり、転居等による連絡がとれない、さらには、相続する方の把握や承諾をとることが難しい等の問題が山積をしております。これらの問題を解決していくためには、造林者間での十分な協議が必要となります。また、収益による分収が発生するケースでは、埋木調査等による本数及び在籍調査をもととした経費計算を行った上で提案していくことが必要である。多大な時間と経費を要することから、なかなか進んでいかない現状でありますので、その方策については、関係機関との協議を進めているところであります。

○4番（上村富士高君）

この分収造林については、3月の議会で私質問いたしました。今町長が言われた答えのとおりのお答えだと思っております。3月議会から今現在に至るまで、町との契約している分収林、部分林を調査が進んでいるのかお聞きしたいんですよ。3月の答弁では、関係機関との御指導いただきながら、鋭意進めていきたいとの答弁だったんですよ。鋭意っちゃうのは一生懸命するっちゃう意味だと思うんですけども、その点、進んでいるのかどうかをお伺いします。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

先程、答弁の中にもありましたように、契約件数48件、それから面積が308ヘクタールということで、これは公社ではなくて、個人の連名で契約を結んでいるものであります。先程も申しましたように、連名の個人の方がやはり亡くなられたケースとか、それから相続の方が連絡がとれないというケースがあって、今担当のほうもずっとこれらのことを精査をしておりますけども、やはりこれらを利用するとなると、まずその組合自体が、あるいは連名の方たちがその山をどうしたいのかということの意思表示をまずとることが意思確認をすることが大事なことだと思っておりますので、それには、なかなか一朝一夕でできる業務ではありませんので、それらにつきましては、担当のほうとももう少し人員あたりも増やしながらできないかなということもあるんですが、限られた職員の数で業務をこなしておりますので、少し時間を要しております。ただ、精査をしまして、今、どういう契約がどのくらいあるというのは押さえておりますので、今後これらを詳しく調査をしまして、まず、団体がその山をどうしたいのか、そこら辺の意思

確認をしっかりと行って、それから切るということになれば、また次の段階へ進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（上村富士高君）

今言われましたけども、このほとんどがもう伐期時期を迎えていて、急がなければならない杉ばかりなんです。これ以上でかくなって、屋久島は湿度が高いので、やっぱり根腐れを起こしたりして、中が空洞になったりして、枯れている件数が多いんですよ。そういう意味からも、この分収林については、1歩でも2歩でも先へ進まないで、そのまま、先人たちが植えた杉をそのまま財産ですから、腐らせていく、またそれを切って、子供たちに配分するっちゅうのも、生きている方もいらっしやるかもしれないけども、この配分するっちゅうことはできないのかと、そう思う一方、多大な時間とあれが要するっちゅう回答でしたので、この意味からも、林業担当が町に1人しかいないと聞いていますけども、やはり増やすべきではないか、これから林業活性化という意味でも、こういう譲与税、そういうものを使って、やっぱり林業担当を増やして、こういうのを早めに進めることはできないでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおり、林業振興をやるには、そういうことも、人的なものも必要だろうと考えますので、内部で調整、協議をしていきたいというふうに思います。

○4番（上村富士高君）

協議をするということですので、この質問を終わりますけども、これは、長く続く林業っちゅうか、そういう観光も一緒なんですけども、そういう観光も関連するやはり林業であって、屋久島にとって非常に大事な先人たちが植えた木ですので、やはりいち早くやっぱりものにしていかなければ、枯れてしまえばお金になりませんので、そういう意味からも前向きに取り組んでいていただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に行きます。

原木の島外出荷は毎年増加傾向にあるが、船運賃の助成はどうなっているか。木材の島外出荷にあわせて活性化交付金の増額はなされているか。また、昨年度の出荷量及び執行の実績について、予算との対比は、もし実績が下回ってれば、年度途中での実績及び見通しを踏まえて、配分は必要ではないか。本年度の見通しはどうか、お伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

離島活性化交付金に係る戦略産品海上輸送費支援事業については、離島が抱える輸送コストの問題を軽減することで、地域産業の活性化を図ることを目的として取り組んでおります。現状の補助率は、国60%、町20%の80%であり、国内の運送業界における費

用増加に伴う事業者等を取り巻く厳しい状況に対し、幾分かの負担軽減につながっているとあります。前年度の実績といたしましては、一次製材加工した製材品の出荷量は2,970立方、木材チップの出荷量が8,630立方であり、事業に要した経費総額が約4,900万円、国及び町の補助金額が約3,900万円でありました。また、平成29年度の実績数量と比較した場合、製材品が増量、木材チップは横ばいの傾向にあります。さらに本年度から新たに原木の輸送も始まったことで、製材品の出荷量が4,000立方、木材チップの出荷量が1万立方、原木の出荷量は6,300立方で計画をされていますので、事業に要する経費総額は約6,900万円に対し、国及び町の補助金額を約5,500万円で見込んでおり、さらに充実した内容となっています。このように出荷数量及び予算額も大幅に増額をされているところです。本事業につきましては、前年度中に町内事業者等の要望を取りまとめ、当初予算にて予算措置をすることになっておりますので、次年度以降につきましても、新規参入も含め、要望の取りまとめを行っていく方針であります。また、国の財政状況等にもよりますが、補正予算で増額要求が認められた場合、事業の進捗状況や本町の財政状況等も勘案しながら、極力柔軟な対応を行っていく所存であります。

○4番（上村富士高君）

今、町長の答弁で、これから先はやっぱり木材もどんどん増えていくし、量も増えていく、丸太材もどんどん出荷していくうちゅうことになろうと思います。それは増えていくほどやっぱり船運賃が非常に問題になってくるのであって、これのやっぱり増額を申請していかなければ、山に木がこんな状態で置いてある、屋久島で全部こなすことができない状態でございますので、当然と島外出荷が求められてくると思います。そのためにはやはり船運賃が高ければ、もう原木代がほんの少くなるうちゅう、そういうことになりますので、どうか町長の力を持って、そういうのを増額していただきたいと思っております。

国や県の林業振興に関する取り組みが町に託されて、町が主導権を持って林業振興に取り組みなさいと言っているのだと思います。何も変わらないというのではなく、積極的に国や県と連携して、規模は小さくても、日本一の林業と観光の島を目指してほしいと思っております。これからの林業への積極的な取り組みを期待して、私の質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。14時30分から再開します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君の発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

お疲れさまでございます。寺田猛です。お時間をいただきまして、一般質問を行います。しばしおつき合いをいただきたいと思えます。

私事ではありますが、妻が買い物に出たまま2週間ほど帰りません。家事全般やっておりますとなかなか疲れます。改めて存在のありがたさを感じております。

9月も半ばに差しかかりますが暑いですね。なかなか夏が終わりません。真夏の花、百日紅、サルスベリの紅の花が今を盛りに方々の庭先で咲き誇っております。ことしは特によく目に飛び込んでくるような気がいたします。

若いときの夏はそれなりに楽しかったのですが、歳を重ねると苦痛以外の何物でもないように思えます。早く涼しくなってほしいものであります。

それでは、町長始め執行部の明確かつ前向きな答弁を期待し、通告に従いまして、質問をいたします。

まず、1点目、シルバー人材センターの設置について質問をいたします。

人口減少、少子高齢化、労働力の不足は本町でも顕著にあらわれ、今後ますます加速するものと思われます。

高齢者の就業機会を確保するシルバー人材センターの設置を具体的に検討すべきと考えますが、御見解をまずはお聞かせください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをします。

全国的に少子高齢化による労働力不足が深刻な問題となっている中、本町においても同様の問題が発生をしている状態です。

この解決のため、シルバー世代の方々の就業機会の増進を検討すべきとの考え方は、私も賛同すべき課題だと認識をしております。

センターの運営に関し、国庫補助を利用する条件として100名以上の会員数と法人化、そして、年間延べ利用人数5,000人の実績を要件としており、運用当初の条件としてはなかなか困難な部分もあると考えております。しかし、積極的に研究を行う必要があると考えております。

また、県内や近隣市町では設置が進んでいることから、不足する労働力確保の観点からも高齢者の就業の方策としても調査研究してまいりたいと思えます。

また、現在、社会福祉協議会により有償のボランティアネットワーク制度、アイランドネットが運営をされ、実績が積み重ねられてきている中、島内の需要をさらに発掘し

ながら、同時に、シルバー世代の就業の場の発掘も広げながら、センターへの展開を發展させていくことも検討をしまいたいと思っております。

○14番（寺田 猛君）

どうして今までなかったんだろうなと思うぐらいに不思議に思うんですが、色んなタイミングみたいなものがあって、今日に至っているんだろうなというのはよくわかりますが、私、よくこのハローワークのこれを手にとって見たり、ネットで見たりするんですが、大体どこの行政視察なんかに行ったときも各市町村でぽこっと窓口があればもらってくる習性がありまして、何かものの本で昔読んだことがあるんですが、この求人情報を見れば、大体その地域のその雇用形態といいますか、社会情勢というか、そういうのが推し量れますよというのを読んだことがありまして、よく見るんですが、屋久島の場合は見たことがある人はわかると思いますけど、押しなべて例えば医療関係、福祉、それとホテル、それと何と言うんですか、土産屋もんさんとかも常時、毎回同じようなところが、かたいところでいきますと最近は屋久島電工もずっと出ますけども、募集をしております。

一方、例えばわいわいらんどだとか、Aコープ、ヤクデン商事や大手のスーパーのレジのところには、よく色んな催し物の案内のチラシが貼ってあったり、講座のヨガ教室だとか、絵画教室だとか、英会話、それと一方ではちょこっとしたこういうハローワークに載せなくても、民宿で手伝ってもらえませんかとか、そういう求人のチラシが壁一面にあります。それだけ人が慢性的に足りないんだろうなというのはよくわかります。

一方で、それこそ人生100年時代といいますか、世代といいますか、年金のほかに2,000万円も持っていないとやばいよみたいな話がどんどん進行して、やっぱり元気なうちはしっかり稼いで働きなさいという社会の情勢でありますから、そういうのをマッチングをうまいことする必要が屋久島の中でも、もうそろそろあるんじゃないかなと、誰か口入れ屋さんみたいなのがおって、仕事を斡旋したりするのもあって、それはそれでいいんでしょうけど、やはり公の機関といいますか、シルバー人材センター、どこがするのかわかりませんが、かなり浸透していますね。

種子島はもう早くからあるみたいで、この前、これは西之表のチラシですけど、公益社団法人がやっています。これも西之表の港でトッピーの待ち時間のときにひょこっといただいたんですけど、徳之島に七、八年前に3カ月ぐらいおったときがあったんですが、あの当時からもう天城町も伊仙町も徳之島町も3つともあったような気がします。そういう意味では屋久島も町長が今、同意されるような答弁をされましたけど、具体的にどこかがやっぱり旗を振って、音頭を取ってやらないといつまでも需要と供給はあるみたいな感じの中で、実際にものが形がなっていないと、そういう役割は福祉協議会がするのかよくわかりませんが、どうでしょうか、実際に統計を取って、先程おっしゃ

った100人とかという、そういうのがあるのかどうか、老人クラブも含めて、具体的に検討するべきだと思いますが、再度答弁いただきたいと思いますがいかがですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

福祉支援課長、寺田です。

現在、郡内、西之表、中種子、南種子、シルバー人材センターを立ち上げて運営をしております。

県内も含めまして、今、社協が運営をしているところが長島とか、龍郷とか、天城とか、瀬戸内とか、こういったところがやっております。

社協での立ち上げということで、以前は平成22年までは補助もついておりました。ただ、事業仕分けとか色々ございまして、一気に国庫補助が減った関係で、その後の運営が少し行き詰まった状態が、今の現在の状況だと思います。

島内におきましては、社会福祉協議会が現在アイランドネットという仕組みをつくっております。60歳より下の方もおりますが、ボランティアの精神の方々が80名ほど登録をされております。

そして、その単価としましては、1時間600円、さらに30分300円、内容としましては、ごみ出し、買い物代行、家の片づけ、草取り、お話相手、雨戸の出し入れ、簡易な修理、水道の修理、そういった内容でございます。

したがって、こういった活動がボランティアと言いながらも有償で運営されているという実情を考えると、社会福祉協議会の中でシルバー人材センターということも考えられるのではないかなと現在は考えて、検討していく必要があるのかなと考えております。

○14番（寺田 猛君）

必要性は認めるけども、形になるまではもうしばらくかかるなという印象を持ちますけども、色々言ってもどこかが動かない限りはこの屋久島という、何と言いますか、海に隔たれた限られた空間の中で労働力を補っていかねばいけないという手立てを考えるときに、必要に迫られて、やはりそういう形ができてくるんだろうなと思いますので、ぜひ独立採算でやれといったらなかなかうちの立ち上げのときは、そういうふうにはなかなかいかないんじゃないかなというふうに思ったりもしますので、今おっしゃった買い物代行とか、そういうのもそれはそれで老人世帯のあれでいいんでしょうけど、なかなかそういう公の例えば西之表のこういうのを見ますと、公園の草刈り払いだとか、街路樹の下草取りだとか、そういうのもどんどん、サトウキビ畑の収穫なんかにも駆り出されているみたいですから、そういう意味では、屋久島の中でも一定の需要と供給はしっかりあるんじゃないかなと思いますので、アンケート調査なり何なりして、しっかりした形のものにつくり上げていただきたいなと思います。

以前も話しましたが、奄美大島に行ったときに、コンビニに留学生の兄ちゃんが

レジを打っていたりしてしまして、日本人学校のああいう学生とか留学生というのはすごく労働力しては戦力になっていますけども、屋久島の場合はなかなかそういうふうにはありませんから、やはり今いる人間の中でまわしていくというのは、そういう意味ではそこに1つのスポットみたいな形で、定年退職されてからまだまだ元気だよという方がスポットとしてあると思いますので、ぜひそういうことを検討して、具体的に検討していただきたいなと、投げかけていただきたいなというふうに思います。

また、日を追って、1年後かいつか知りませんが、またお尋ねをしたいと思いますので、ぜひ関係機関と協議を重ねていただきたいなというふうに思います。

2つ目に移ります。

口永良部の復興といえますか、振興策についてお尋ねをしたいと思います。

ことしの6月に噴火警戒レベルが3から2に下がりました、ようやく落ちつきを取り戻しつつあるなという気はするんですが、当然、一周道路の復旧だとか、それに付随してもろもろ具体的な復興あるいは振興策を展開していかなければいけないと思うんですが、どのような形で復旧・復興を、レベルが2が1になるまでにはもうちょっと時間がかかるみたいですが、いずれにしてもそういう町について、復興策、振興策を展開していかなければいけないと思いますが、どのような見解をお持ちか、まずはお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

噴火警戒レベルが2に引き下げられたことに伴い、林道口永良部線で豪雨災害の被害を受けた七釜地区の復旧工事を9月末に発注、完成を令和2年3月で計画をし、また、それにあわせて林道終点湯向地区から七釜地区までの3.5キロの維持管理業務委託を12月完成予定で実施をし、規制解除区域内道路の機能回復を図ってまいります。

なお、現在、立入規制区域内において、町道及び林道の被害を数カ所確認しており、今後の復旧対策としましては、規制区域解除の段階で災害復旧事業により対応をしてまいります。

また、島内の道路、付属物の取りかえについても、本年度単独事業の範囲内において対応をしてまいります。

また、光ケーブルの施設について、令和元年度に屋久島交換局から尾之間交換局、志戸子から平内、令和2年度に一湊交換局、永田交換局、栗生交換局、一湊から永田及び湯泊から栗生の工事を行い、令和3年4月には屋久島島内の敷設が完了することとなっております。それに伴い、令和3年度には口永良部島島内の光回線の整備を行っていく計画であります。

光回線を敷設することにより、通信医療教育、観光商業等において、情報格差を埋めることができ、今後の口永良部島の発展にも寄与することができるというふうに思っ

おります。

○14番（寺田 猛君）

光のことはまた後もお尋ねする、まずはその一周道路なんですけど、今、町長、何か所かおっしゃいましたけど今ひとつよくわからなかったんですが、要するに湯向から向江浜からのほうではなくて、湯向からのほうからずっと直してくるということでしょうか。

本年度いっぱい平床のあそこまで来るといことですか、それでいいですか。

○建設課長（日高一成君）

七釜地区のところ、今、結構激しくやられていまして、その工事を年度末で終了します。

それから今、レベル2の範囲があるところまでは、今、車で行けます。実際に行って調査をしております。そのレベル2の範囲の中のところに道がもうなくなったり、橋が落ちたり、またあるいは治山の施設も結構やられていまして、そこが数カ所確認はしております。

それと一番ひどいのは、やはり向江浜地区でありますので、そこについてはなかなか相当な時間がかかると思っております。

現時点では、平成27年度噴火の時点で今時間がとまっているというか、そこで区域、規制解除が解けたときに、そこからまた噴火の災害ということで補助事業として認められておりますので、それに関してはレベルが引き下げられた段階で対応しています。

○14番（寺田 猛君）

噴火警戒レベルが、先程も気象庁の方と少しお話をさせていただいたんですが、あとガス、ガスが100のレベルまで下がって、それが2カ月、3カ月下がったら、噴火警戒レベルを1に下げるといことも可能ですよみたいな話をおっしゃっていました。

それまでには相当まだ時間がかかるとは思いますが、いずれにしても、ああいいう大きな災害があつて、噴火があつて、時がとまったみたいな、課長おっしゃいましたけど、そういう現実的にはそういうことだろうと思うんですが、いずれにしても口永良部の噴火そのものは20年から30年周期で大体起きているというようなことも、データ的に出ていますから、これが恐らく今回のやつが30年の、あるいは20年のスタートの年がことしなのか、来年なのか、再来年なのかわかりませんが、そうなったら一定期間は落ち着くと思えます。そのときにはやはり現状に合わせて災害復旧になると思えますので、もとに戻すか、新たにつくるかという選択をいずれ迫られてくると思えますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいなというふうに思えます。

今、町長、いみじくもおっしゃいましたけど、光ファイバー、私も気になっていまして、屋久島がことしと来年で大方めどがついた永良部はどうなるのかなというふうな、

ちょっと気になってはいたんですが、令和3年ですか、そういう形でやっていただけるということであれば、やはり特定離島といいますか、ああいう離島の中の離島、人口100人前後の島であってこそ、やはり防災、教育、医療、そういう意味では光の恩恵というのは普通の都市部に暮らす家庭よりもそちらのほうは防災という意味でも大変ウェートが大きいと思いますので、ぜひものにしていただいて、色んな機会ですういうことを発表といいますか、明記していただきたいなというふうに思います。そうすると、また向こうに暮らす方も非常に励みになるでしょうし。

気象庁も言っています。このデータを光回線ですると、例えば口永良部の出張所だとか、公民館にも置ければ情報の共有が早くて、物すごく防災という意味ではメリットが大きいですよみたいなことをおっしゃっていますので、ぜひそういう形でやっていただきたいなと思います。

先般、振興計画の最終の答申のときの会があります。そのときに口永良部の区長さんからいただいたんですけど、町長の手元にもあると思うんですけど、口永良部島の復興と振興という冊子をいただきましたけど、日本全国の色んなところからいただいた元気をもとに基金をつくっているのは、もちろん共通の理解があると思うんですけど、その中で色んな提案をしてくれたところに助成金を出して、それを運用して、一生懸命彼らなりに、地域なりにやっている、これを改めて見ますとすごくよくできていて、「どこかのコンサルタントに頼んだんですか」と言ったら、「いや、自分たちでやりました」と言って、よくできているなと思って関心して見させていただきましたけど、そういう意味では、地元は地元で町にもお願いをしつつ、ソフト面では一生懸命頑張っていますので、ハード面でも町も振り出しに戻るような形の中で、振興策を展開していただきたいと、それと町長一つ気になるんですが、いずれ委員会で審議もされると思いますけど、この中の後ろのほうに口永良部のことを特集みたいに何ページがあるんですけど、医療福祉関係で常駐の医師あるいは看護婦をば募集しますと、募集は続けますというふうに明記されているんですが、そういう腹づもりは当然おありになるんですか、どうなんですか。

○町長（荒木耕治君）

それは当然あります。ただ、今、応募しても来る方がいらっしやらない。ですから、先程、光の話をしましたけれども、人が住み続ける以上、今の5Gというのは何か遠隔で、私も余り詳しくないですけど手術等もできるような時代が来るやに聞いておりますので、ですから、光を100人の島ですけれども入れて、それも3年後にやろうとしたら、要するにあそこはケーブルも入っていないものですから、ケーブルから入れるとケーブルだけで10億円、上をやると1億円から2億円、それでじゃあ、100人足らずの島にそれだけやるのかということ非常にありましたけれども、おかげさんですと全国あち

こちらでこうやってまして、おかげさんで有人国境離島で5分の4の補助がつくようになりました。ですから、10億円は2億円で、今それを5分5にしてくれとまた国と火山の島で、要するに無人島をつくらない、そういう問題を、地上は、上は私どもがやりますから、ケーブルだけは国でやってくださいよというような話を国とやっております、何とかそれを勝ち取れば、上だけでできるかなということで、とてもじゃないが海底ケーブルの10億円引いてまで口永良部をとというのはずっと躊躇をしていましたけれども、色んなことをそういう条件を整えば、ぜひそのようなことでやって、そうすれば口永良部で何かやりたいという人たちもできるかもしれませんし、そういう条件は整えていきたいと、医者に関しても、それぞれそういうことはやっていくと。

○14番（寺田 猛君）

国境の島の防災みたいな形で、人の数は少ないですが、日本という国はこういうふうにしっかり一つの国土を守っていますよのモデルケースみたいな形で口永良部を捉えていただいて、それなりの社会資本といいますか、整備をしていただくほうがかえって早いんじゃないかなと、色んな理屈はありますけれども、活火山の島に人が暮らしていて、またいつどうなるかわからんという中で、そういう費用対効果みたいなものを言い出すととてもじゃないですけど合いませんし、そういうことをいうこと自体は離島振興の上では、私は余り意味がないと私は思いますので、そういう意味ではいいモデルケースになると思いますから、ぜひ町長、今いらっしゃるポジションが離島の会長さんでもありますから、ぜひいい意味でも悪い意味でも、色んなネタに使っていただいて、口永良部の社会資本の整備みたいなものを、山が落ち着けば落ち着くほどしっかりしたのを築いていただきたいなというふうに思います。

光のことは余り、もうだめかなというふうに思ったりしていたんですが、きょうはいい話を聞かせていただきましたので、ぜひ実現して現実のものとしていただきたいと思います。

最後になります。

ユネスコ三冠のまちづくりといいますか、これについて少し見解を伺いたいなと思いますけれども、色々調べているというか、たまたま見たんですが、島の山海留学のここのポスターにユネスコ三冠のまち屋久島とかというのが出ていまして、どんどんこういう形で使っていくなあというふうに思いまして、それはそれで結構だなというふうに思うんですが、なかなか現実的な私どもの暮らしの中でとか、日常の中でそういうことを余り感じることはないんですが、やはりそういう意味では、訴え続ける、唱え続けることがやはり大事だなというふうに思います。

少し調べますと、これにあとジオパークがつくと四冠になるんですかね。口永良部があるからジオパークも可能ではないかなというふうに理屈の上では思いますけれども、

そこまで欲張ってもなと思ったりもしますけど。

韓国の済州島がやはりユネスコ三冠というのをうたっているみたいですね。あそこはジオパークがあるんだと思うんですが、そういう意味では私どもの子供の頃と今の子供たちは生まれたときから屋久島は世界自然遺産で、私たちの島は世界自然遺産でとか作文とか書かせると10人の子が10人ともそういうことを書くような時代ですよ。

私どもは声を大にして屋久島出身ですと東京とか大阪で余り言えなかったですけど、今の子はどこに行ってもそういうことを言って、豊かないい時代になったなというふうに思いますけど、一方で、ユネスコエコパークの概念みたいなものが少し世界自然遺産とは違うんでしょうけども、屋久島は再度そういう登録をして、そういうふうになっていますけど、教育現場、あるいは社会教育の場面でそういうことをもっと啓蒙するというか、学ぶというか、そういうことが一方では必要なんじゃないかなと思いますけど、あえて見解を伺いたいと思いますがいかがですか。

○教育長（塩川文博君）

今、寺田議員のおっしゃったE S D教育の導入についてお答えをいたします。

本町では、小中学生に対しましては、平成24年度以降、全学校におきまして、世界自然遺産や郷土教材を素材とした屋久島型のE S Dの取り組みを行っております。

学校におきましては、自分と他人との関係性や社会との関係性、そして自然環境との関係性などを認識しながら、関わりやつながりを尊重できる、そういう児童生徒を育てることを目的として取り組んできております。

E S Dと申しますのは、教科や領域という概念ではなくて、教育の方法、考え方というようなことで、知識の伝達ということではなくて、課題や問題等について関心を喚起し、みずからの課題としても認識と理解を深め、そして、その課題の解決に参加するという態度の育成を育てるという段階を経まして、具体的な行動につなげるという一連の流れの中での人間や環境の尊重や多様性の尊重、非排他性、機会均等など、持続可能な開発に関する価値観を育もうとする教育の一つの方法でございます。

平成5年に策定しまして、本町の指標となっております屋久島憲章を始め、本議会で提案している屋久島町第二次振興計画、これの基本理念や基本構想などがE S Dの考えに基づくものと言ってもよろしいかと思っております。

今、お尋ねのありました社会教育分野におきましては、人権教育、それから家庭教育での課題でありますとか、郷土教育の場などにおいて、町民参加型の研修会や講習会、学習会等を行っております。これらもE S Dの一つと捉えることができると思っております。

ユネスコ三冠にあらわされる自然環境分野におきましては、本町内でより専門性の高い屋久島環境文化財団や環境省・自然保護官・事務所、林野庁、森林生態系保全セン

ターなどが行う環境学習授業もございまして、教育委員会としては、そちらに比べるとやや取り組みが弱いところはございますが、昨年、それから本年度も開校いたしました、かごしま県民大学中央センターと共催をしております、かごしま県民大学講座、これらも今後も継続して活用するなどし、町内関係機関と連携をとりながら、屋久島型のESDの一環となる取り組みを推進していきたいと考えております。

そういう環境文化センターなどの専門を活用しながらというふうなことで考えております。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

昨日ですか、屋久島高校の例の全国大会に行かれた演劇部の最終公演みたいなものが総合センターであったんですが、ああいう要するに40年前、屋久杉原生林の伐採の保護運動のピークのときに、ああいう行動に出たものが素材となって、それをば今の子供たちで先生が脚本を書いて、生徒がそれを演じて、そういう高い評価を受ける、それがやっぱり屋久島の力なんだろうと、知らず知らずのうちに、葛藤はずっと当然あるわけですけども、そういう意味では、今、私どもが暮らしているのは40年前、あるいは50年前にそういう葛藤を経た中での評価の上での屋久島、そこに我々の暮らしがある、そういうサイクルで考えると、今の屋久島の自然遺産であり、ユネスコ、自然遺産は自然遺産でもう一木一草粗末にしては成らぬみたいなものもありますけれども、エコパークというのはそれを持続可能というか、利活用というか、一方ではそういう概念がずっとあるわけですね。両方を屋久島の中でこなして行きなさいよみたいなのを我々はテーマとして与えられているんだろうと思うんですが、そういう意味では、やはりそのスタイルに合った教育とか、概念みたいなものをやはり理解できるできないは別にして、もっとお経と一緒に、誰かがいつも唱え続けておかないとなかなか身につかないんだろうという気が改めてするものですから、あえてこういう質問をするんですが、繰り返し繰り返しやっているから、今さらやらなくてもいいよという人たちもいますよ。何かそのエコパークの概念みたいなもの、でも、それは繰り返し繰り返しでもきっちり身につかなければ人も変わりますし時代も変わりますから、やはりそういう意味では教育機関が逃げることなくずっと唱え続ける、あるいは教え続ける姿勢というのは僕はここでしっかり必要ではないかなと、むしろそのことのほうが屋久島の価値を高めるという意味ではいいんじゃないかなと、観光といいますか、屋久島に色んな形で来ている人を見ていると、教育機関の人たちが結構多いですね。例えば大学であるとか、教員の夏休みなんかそうですけど、岡山県の教育委員会の先生たちが研修に毎年のように来たり、そういう場面にちらちらと見たり聞いたりしますけれども、先生が先程おっしゃった環境文化村もそうですけども、そういう形でありとあらゆる層の人たちがそういう演題に応じた

教育を、屋久島で享受するというのはやっぱり屋久島の最大の魅力じゃないかなというふうに思います。

もちろん、山に登ってきれいだな、楽しいな、それはそれでいいんですが、やっぱり学ぶ場としての屋久島というのは必要じゃないかなと、そのためにはやはり唱え続けることが大事ではないかと、色々言っても20年前、30年前に環境文化村をしたときなんかもそうですけど、共生と循環という言葉がありましたけども、持続可能も一緒ですよ、ただ少しずつ言葉が違うだけで、そういう意味では大事だなと思いますので、改めてこの長期振興計画も含めて、この中にも色々いっぱいうたってありますので、それを実践していただきたいなというふうに思います。

一つ、これは屋久島憲章の文言が、ですます調とあれと少し混ざっているんじゃないかという指摘を先日受けまして、つくるとき私もそのメンバーの一人だったんですけど、余りそこまでは考えなかったんですが、ぜひそういうのも含めて、また教育長は専門でしようから、そういう立場でぜひあるところまでは「ある」、「です」になったりちょっと混ざっているんじゃないのみたいな指摘も受けましたので、ぜひ先生、また研究してみてください。

終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、9月13日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時08分

令和元年第3回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和元年9月13日

令和元年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年9月13日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
11番 小脇清保	<p>1. 山岳部保全利用協議会その後の状況は</p> <p>(1) 昨年と本年度の協力金収受状況は。</p> <p>(2) 告訴後の経緯を説明してください。</p> <p>(3) 刑事事件で被害額は150万円とされているが、告訴した被害額3300万円との差額をどのように立証するのか。</p> <p>(4) この事件に関連する懲罰委員会は開かれたのか。（議会で被害額が確定次第、開くと発言あり）</p> <p>(5) アルソックの入金機契約後の管理状況等採用が妥当であったかも含めて詳細な検証をして説明してください。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
1番 眞邊真紀	<p>1. 山海留学裁判（2件目）和解後の対応</p> <p>(1) 体罰発生後の町職員の対応など、具体的に何が問題だったのかを調査、検証し、責任の所在を明確にしたか。</p> <p>(2) 原告に対して遺憾の意を表明し、今後の再発防止策を示したか。</p> <p>(3) 国への補助金申請の際、実施主体を屋久島町と記載されているが、裁判で実施主体ではないと係争してきたことについての整合性は。</p> <p>2. 給食費値上げ保護者負担大幅増の根拠は</p> <p>(1) 新年度、各小中学校PTA役員会などの席で町が示した学校給食費の値上げ案についてその根拠と来年度の予定をお示しください。</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p>

<p>3番 岩山鶴美</p>	<p>1. 屋久島町のゴミのポイ捨てや不法投棄の現状は</p> <p>(1) ゴミのポイ捨てや不法投棄による環境汚染や町の景観の破壊を抑止し、ゴミゼロのまちづくりにするために、屋久島町独自の条例を作るつもりはないですか。</p> <p>(2) 口永良部島の廃棄された車の撤去に早く取り組むべきではないですか。</p> <p>(3) 山に登る人には、携帯トイレ持参を義務付ける考えはないですか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>8番 榎 光徳</p>	<p>1. 中学生交換ホームステイの支援体制について</p> <p>(1) 平成3年度より民間主導の下、長期に渡り交流が続いてきた青森市（旧浪岡町）との中学生交換ホームステイの存続が危ぶまれている。財政支援を含め、行政指導の下へ事務局体制を移行する考えはないか。</p> <p>2. 地域みらい留学制度の展望について</p> <p>(1) 平成31年度屋久島高校の一学級減の現状をふまえ、地域みらい留学制度導入の観点から口永良部島を含む島外生徒の受入れや栗生～永田地区等遠距離地区の生徒の為に学生寮を設置する考えはないか。また下宿先等民間受入れ者に対する補助制度の創設はできないか。</p> <p>3. 災害発生等緊急時の食糧等備蓄支援について</p> <p>(1) 宮之浦地区小中高生等は地域と連携した自主的避難訓練を行っているが、避難場所である町営グラウンド隣の屋久島高校清和館内に食糧等の備蓄をする考えはないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩川茂隆君 議事調査係長 鬼塚晋也君
 議事調査係長 井綾乃君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	法務事務専門員	河野通孝君
教育振興課参事 （学校給食担当）	長 美佐子君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、11番、小脇清保君に発言を許します。

○11番（小脇清保君）

おはようございます。一般質問も、当事者になると、なかなかやっぱり緊張しますね。私も今まで議員生活の中で一般質問を休んだことはないんですけども、やはり緊張します。

さて、本年度の選挙に向けて、町長選挙に向けて風雲急を告げるという状況になってまいりました。当事者はもちろん、関与されている皆さん、残暑厳しい折から、くれぐれもお体には気をつけて、頑張ってくださいと思います。

しかしながら、行政に、1日たりとも、休みがあってはいけません。行政は日々生き物です。遅滞があってはならないという思いではありますが、そこで質問をいたします。

以前も質問をいたしました。山岳部保全利用協議会、その後の状況についてお尋ねをしたいと思います。

去る7月の19日から、入山協力金の収受が始まったと思いますが、昨年の7月、8月と、ことしの7月、8月の入山協力金の収受率をお伺いしたいと思います。

あと、順を追ってお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

小脇清保議員の質問にお答えをいたします。

平成30年度の協力金、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の決算額につきましては、3,251万6,540円でありました。うち、525万4,572円は弁済額となります。平成29年度の決算額を申し上げますと、7,767万3,047円であり、前年度比較で、マイナス4,515万6,507円で58.14%の減となっているところであります。

本年度の状況を申し上げますと、6月分までで1,978万7,222円となり、前年度と同じ時期の収入額2,065万3,727円と比べますと86万円の減収となっており、協力金収受の呼びかけを自粛していたことが大きく影響しているものの、島いところや地元企業からの特別寄附金1,400万円の御協力をいただいたことにより、現時点では、大きく運営に支障は生じないものと思われまます。

また、8月13日に、500万円の弁済も確認をしているところでもあります。

○11番（小脇清保君）

町長、この2カ月間の比較はありませんか。昨年と、ことしの。収受率でいいです。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

6月から7月の2カ月間ということですがけれども、3月から自粛をしております、今のところ、ちょっと積み上げた数字はございませんので、ちょっと調査をして、また御連絡差し上げたいと思います。

○11番（小脇清保君）

これ、事前に通告しているんですよ、私ね。昨年と本年度の協力金の収受率を調べてくださいと言ったら、2週間も前に出してあるわけですから、調べようと思えば調べられるはずなんです。

そこでお尋ねをいたしますが、担当課長でいいです、担当課長。し尿処理は、収受率大分下がっているわけですがけれども、山岳部のし尿処理というのは、例年どおり、ぴしっとやっておりますか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

昨年の2月以降、なかなか収受がこれまでどおりきちっと回収をしております。

といいますのは、要するに、協力金の収受が少なかったということもありまして、ポリバケツにです、既存の施設のトイレのし尿を、まあプールしているといいますか、ですから、極力お客さんに迷惑のかからない状況では対応しようとは思っているんですが、今のところは、きちっとした対応ができてないものと理解しております。

○11番（小脇清保君）

もう、そのことがですね、資金がないから搬出を滞っているということであれば、今この入山協力金を納めている人に対して、大変申しわけないことだと思うんですね。そのこと自体がもう私はまずいことだろうというふうに思いますので、これ、町長、もし足りないというのであれば、一般財源からでも繰り入れてやらないと、収受率はますます下がりますよ、これ。それぐらいの配慮をしないと、これから入山協力金を呼びかけるという根拠にはならないと思います。このあたりを一つ考えていただきたいと思います。

では、もう、その問題はそれでいいですがけれども、聞くところによると、今月の17日

に判決が下るというところまでは私は情報をもらっているんですが、刑事事件としての、もう2番と3番一緒に聞きますけどね、刑事事件としての本人の罪状は150万円です。150万円。3,300万円という、その当初の金とすると、極めて乖離があるんですけれども、今までの裁判の経緯と今後これをどうするのか、どういうふうに民事裁判で納得させていくのか、そのあたりのお考えは、ありましたら教えてください。

○町長（荒木耕治君）

まず、判決が9月17日に出るというのは、間違いだと思います。第2回公判が9月17日であって、その後、判決がおりるとのことだろうと、今そう、まあ3回もあるのかどうか知りませんが、そこで出るとのことではございません。

告訴後の経緯ということですが、告訴状を5月22日、屋久島警察署に提出、同日で受理をされたところであります。

告訴の趣旨としては、横領額約3,300万円で、刑法253条「業務上横領」に該当すると思量されることから、厳重な処罰を求めたものであります。

6月11日に鹿児島県警は業務上横領容疑で逮捕し、7月2日に鹿児島地検が業務上横領罪で容疑者を起訴したところであります。その後、8月6日に、鹿児島地方裁判所203号法廷で横領事件の第1回公判が行われたところであります。

鹿児島地方検察庁の起訴状については、当日、本町職員が裁判を傍聴した内容によりますと、被告人は、屋久島山岳部保全利用協議会に現地統括長として勤務し、荒川バス料金及び世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の取り扱いなどを担当し、南日本銀行口座を管理していたが、平成30年1月26日に、安房2739番地343現地事務所において、パーソナルコンピューターを操作し、インターネットバンキングを利用して、ソニー銀行の本人の名義の口座に150万円を送金し横領したものであるという内容であります。本人も、起訴内容に間違いないと発言をしております。

第2回公判は9月17日に行われる予定であります。

3番目の質問であります。告訴した被害額3,300万円との差額はどのように立証するのかということ、ここまでのいんですか。（「はい」と発言する者あり）一緒に。

150万円が立証できたのは、金融口座間で送金の動きが確認できたからであります。残りの金額については、金庫から現金が抜かれているため、いつ、誰が幾ら横領したのか、刑事事件として立証するのは不可能であったと思われまます。確実に立証できた150万円で起訴したということであります。

その3,300万円との差額をどのように立証するかということですが、まだ刑事事件の判決は出ておりませんが、民事訴訟も視野に入れながら準備を進めておりますので、登山バスチケットの半券や業務日報の確認や通帳、伝票等の照合など、再点検を行っているところであります。民事に向けて証拠書類等を揃え、立証していきたいという

ふうに考えております。

以上です。

○11番（小脇清保君）

ちょっと作業が遅いですね。3,300万円との乖離、その差額を立証するには、今から、その振り込みだとかいう、チケットの点検をするというのでは、もう本人が認めなければ、これ大丈夫ですか、町長。これ、もう今本人が800万円ぐらい返済している中で、8月の13日にさらに500万円の返済があったんですよね。この8月13日の500万円というのは、恐らく、本人が今、東京に勤めている会社の社長さんの立てかえ金だろうと思うんです。それくらい誠意を見せて払おうとしているんですけども、これ以上払えませんよということにならないとも限らないんですが、私が言いたいのはですね、その当時にかかわった職員をなぜ人事異動させたのか、なんですよ。最後まで処置をさせていかないと、当時の職員がもうその現場にいない状況では、調査のしようがないんじゃないんですか。それ、そのあたり、大丈夫でしょうか。

○町長（荒木耕治君）

いや、現場にいないといいますか、それはそういうふうに人事、要するに、そういうことがあったら異動をさせてというのも一つの方法でありますから。だけど、その人たちに協力をもって、今こういうことを色々精査をしているという段階でございます。

○11番（小脇清保君）

まあ人事権は町長の専決処分ですから、私たちがとやかく申し上げるつもりはありませんが、やはり職員に責任を持たせて仕事を全うさせるという意味では、私は、この事件に関しての職員は、人事異動させるべきではなかったと。最後まで結末をつくってから、つけてから、人事異動させるべきだったんじゃないかというふうに思うんですよ。というのは、もう、これ何か事件起こして、責任をないままにまた別の部署に行くというのは、これから調査するのも大変だし、資料を出すのも大変だしという、当事者でなければわからないことっていっぱいあると思うんですよね。その中で、150万円だけは立証されました、3,300万円をこれからどうするかというときにですね、やっぱり、まずかったのではないかというふうに思いますけれども、これ、町長、正しい措置だったと、再度お尋ねしますけれど、思いますか。

○副町長（岩川浩一君）

議員御指摘の点は、一方ではそのようなことに考える方もおられると思います。

ただ、この調査は、新しい組織の中でやるのではなくて、その当時の職員が時間外に、土曜・日曜も含めてですね、調査をきちっとやってくれという側面は、そういうことで調査をさせているという状況でございます。

遅いじゃないかという御指摘も、そのとおり、時期的に見るとそうなんですけれども、

実は、前でも議会で申し上げましたけれども、2月の21日でしたかね、書類を提出を求められ、そして書類が返ってきたのが7月10日でした。その書類の中には、半券も含め日報も含め、あらゆる書類の提出を求められましたので、それが返ってきてから随時、担当課ではなくて、その当時の担当職員が時間外に今解析といいますか、調査を進めているというところでございます。

町長が答弁にありましたように、9月の17日が最終公判ですから、最終公判後にしかるべき判決が出るだろうと。そして、それに合わせて、きちっと調査を完了しなさいと。そして、事件の全容を含めて、判決を含めて、処分といいますか、それもきちっとやるという作業中でございます。

○11番（小脇清保君）

副町長お答えいただきましたから、3,300万円は間違いなく、その差額の認定をして本人の返済のところまでは、間違いなく、行くんですね。

○副町長（岩川浩一君）

そこを、民事といえども我々が持って上がった数字がそのまま認められるかということ、なかなかそういうわけにいかない部分もあるんだろうと思います。ですから、きちっと、例えばその本人が今、3,300万円という数字は本人が聴取に応じて本人が申し立てた数字でありますけれども、それを我々がきちっと立証できるかというのが、そこがまた一つの大きな課題なんですね。

ですから、そこをきちっと立証できるように慎重に、我々は刑事の捜査とは違う観点でありますけれども、色んな関係書類を照合しながら民事に向けて今準備を進めているというところで、それが「できるか」と言われると、「できます」という答弁はなかなか難しいんですけども、最大限努力をするということでございます。

○11番（小脇清保君）

だから、先程も申し上げたように、やっぱり当時の職員がいないと、関係書類を集めるということはね、大変難しい作業だろうと思います。

これ、まあ大変失礼な言い方になりますけれども、山海留学の問題からして、色々と不祥事が発生して、解決したものは何にもないんですよ。結論はびしゃっと出して、こう解決しましたというものが私はないと判断するんですけど、町長、そう思いませんか。

○町長（荒木耕治君）

山海留学はもう判決が出て、2つとも片づいているというふうに思っております。

○11番（小脇清保君）

まあ、そういえば、まあそうですけど、町長、本当に全員が納得するような結論というのは、なかなか出ていないと思うんですね。

これも大変失礼な言い方で申しわけないですけども、じゃあ、副町長にこれ重ね

て聞きますけれども、この問題に対する職員は無罪放免ですか。懲罰委員会みたいなものは開かれたんですか。以前に、判決が確定したら懲罰委員会を開くという趣旨の発言をされているんです。そのあたり、どうでしょう。

○副町長（岩川浩一君）

6月定例会において、議員からそのような指摘を受けたというのは記憶しております。そのときも、まだ書類が返ってきてなかったんですね。返ってきたのが7月10日でしたから、いつごろ全容がはつきりするのかなということで、確定し次第やりますということをお願いしたと記憶しております。

ですから、先程申し上げましたとおり、最終公判が9月17日に開かれて、刑事事件の判決がすぐ、その後出るんだろうと思います。それにあわせて今、7月10日に返ってきた書類を今、一生懸命精査をしておりますので、そこに向けて、きちっと我々が確認できた額を持って、刑事事件のそういった捜査の内容を、判決の内容も含めて早急に懲罰委員会を開くということで、今、総務課長とも日程調整をしながら、職員にもその旨、確定したらすぐ開きますよということは通達をしているというところでございます。

○11番（小脇清保君）

なかなかね、気持ちのいい答弁はしてもらえませんけれども、その答弁が実現したことがない。大変失礼な言い方になりますけれども、その場しのぎの回答をされてしまうと困るんですよ。もう、とっくにこれ懲罰委員会なんていうのは開かれてなければいけない問題です。

というのは、この問題が発覚したのは、去年の9月なんです。それから、ことしの2月まで放置していた罪というのは、もう、大変なものですよ、これね。そのあたりでもう、懲罰というか職員の処遇は検討しなければいけなかった段階になっていると思うんです。

その後も、もう一つ申し上げると、役職職員でこの返済金をどうにか算出しましょうと、私は議会も含めて執行部全体で返済しましょうよという提案をしたときに、役職職員の間でも、その金を何とか返済しようとする動きがありますという答弁も2回ほどもらっているんですけど、その動きあります、今。

○副町長（岩川浩一君）

その動きは、当初、こちらからその会議に提案をしたという経緯はあるんですけれども、趣旨が、やはりその内部の会議の趣旨が違うということで、実現はしておりません。

○11番（小脇清保君）

「趣旨が違う」って、どういう意味ですか。

○副町長（岩川浩一君）

提案をしたのは、今確認しましたので事実であります。

ただ、そういう穴埋めといいますか、その補填に使うということはよろしくないという結論であったというふうに聞いております。

○11番（小脇清保君）

だから、「その場しのぎの回答」だと。これ私2回、確認しているんですよ、2回。常任委員会でも確認したと思いますけれども、そういう、その場しのぎで回答をして議員を丸め込もうと。私は丸め込まれないタイプですから、最後まで追及しますけれども。

これやっぱりね、全員で一旦、返済をして、収受する。人のうわさも75日と言いますけれども、もう入山協力金、徐々にもらっているからいいよというのであれば、またその処置の仕方もあるかと思えますけれども、この形を継続するのであれば、やっぱり、自治体自体が何らかの処置をしたという証拠を見せないと、なかなか収受員も「お願いします」ということを気安く言えないだろうというふうに思うところです。

これは私独特の考えだと、まあ町長に指摘されれば、そのとおりになるかもしれませんが、私は間違っていないというふうに思います。

そこで、ちょっとついでに申し上げますと、最近の新聞の中に、話はちょっとそれますがけれどもね、これは言葉のことですから。山海留学については、国土交通省には実施主体というふうな補助金の申請をしながら、その回答は、もらった補助金を配付するから実施主体だという、もう国語辞典にも載っていないような解釈をして、答弁しているんですよ。（「ちょっと」と発言する者あり）だから、うん、それは回答は要りませんよ。だから、私が今から申し上げるのは、私の国語辞典には「詭弁」というふうに載っていますけれども、そういうことじゃいけない。

というのは、もう一つ、アルソックの入金機の導入するとき、再発防止策はどうするんですかと言ったら、2人体制でやりますと。だから、再発はありませんとおっしゃったんですよ。

私、現地行ってきました。2人体制じゃないじゃないですか。2人体制で再発防止をするというときには、お互いを監視しながら、仕事も補完しながらという解釈するのが普通じゃありませんか。これ、そういうふうに解釈するのが常識的な解釈だろうと思うんですよ。今の行政は、言葉の解釈を都合よく解釈するものですからね。

私、現地に行ってきましたけれども、1人ですよ、町長。後ろにアルソックの入金機があります。そこに突っ込むだけです。まあ、もちろん性善説でいけば悪いことはしないというふうになるかもしれませんが、あれは「2人体制でやっている」という言葉の範疇には入らないと思えますけれども、どうですか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今の御質問にお答えをいたします。

実は事務所の現場では、確かに入金機、協力金の収受についてはひとりで実施をして

いるんですけれども、ただ、その入金機に入金する際については複数人で、あるいは2人以上で確認をして入金機に投入するという作業を続けております。

○11番（小脇清保君）

それ以前の状態で、入金するときの、收受するときはひとりじゃないですか。現地に行けば。でしょう。交代交代、勤務時間をずらして交代でやっているんでしょう、あれは。2人、常に一緒にいるわけじゃないじゃないですか。これは、「2人体制で再発防止策」という言葉の中には入りませんよ、私に言わせれば。「2人体制で再発防止をする」というときには、お互いを監視しながら、仕事も補完しながらというのが常識的です。言葉の解釈としては。だから、再発しないんだろうなというふうに安心をしておりましたけれども、そういう状況です。

これは、常々の担当課の監視が行き届いておれば起こらない事故だったにもかかわらず、こういう大きな不始末をしているわけです。だから、今後そういうことがないように、常の監視をしていただきたいと思いますけれども、最後に、町長。今の状況でこのアルソックの入金機の契約というのは、適正だったというふうにお思いでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

アルソックの入金機の回答をする前に、今、職員がお金を出すといったのを出してないじゃないかと、議員、今言われましたよね。「それは、けしからん」みたいな話でしょう。逆に、議会からも、私もあちこち行って、私は減俸もしました。そして、先程も言いましたけれども、協力金、特別協力金として1,400万円ほどというのはあちこちお願いもして頭も下げて、そういう努力もしてまいりました。

議員が、議員も一緒にやろうということと言われたと思う。じゃあ、議員は、ここまで何かやられたですか、このことに関して。（発言する者あり）はい。（「町長」と発言する者あり）

いやいや、いや、反問権をちょっと使わせて。（発言する者あり）

○11番（小脇清保君）

反問権の意味を間違っていないですか、町長。私、答えますから。

反問権の意味を、町長、取り間違ったらいけませんよ。私を追及する、結構ですよ、追及しても。私は。

○町長（荒木耕治君）

私は一方向的に言われるから、じゃあ、あなたはどうなんですかということは今言って、あなたはそういうことも言っていたじゃないですかと、議会のときに。

○11番（小脇清保君）

じゃあ、私、何をすればいいんですか。私は、自治体全体で返済しましょうよと。そのときには参加しますよ。それが、私がすることじゃないですか。それを実行しないじ

ゃないですか、町長。それで「あなたは何をしたのか」という反問をされたんじゃない、これ立場ありませんよ、私は。

○町長（荒木耕治君）

いや、あなた言葉のあれと言いますけど、それこそ「詭弁」じゃないんですか。あなたの。あなた独特の考え方といいますか。

○11番（小脇清保君）

町長とけんかしてもしょうがないけど。

町長、「詭弁」という、国語辞典、今引いてみてください。そこに辞典ありませんか。

私が言っているのは、なぜ詭弁ですか。自治体全体でこの金は返さなければ、インバウンドも含めた浄財は集まりませんよと、それをやりましょうよと提案している。それを実行したときに、私は参加しますから。「あなたは何をしたのか」。私は、じゃあ、あの山岳部保全協議会の前に行って「お願いします」って声かけるんですか。そういう議員が1人もいますか。そういうことを言っているんでしょう、町長。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、再開します。

○11番（小脇清保君）

一般質問で、町長、けんかするつもりはないですよ。けんかになったらいけませんけれども、言葉のやりとりで、険悪になったらいけません。もっと落ち着いて、やってくださいよ。町長が怒ったら、私、怖いですからよ。（笑声）そのあたりを一つ考慮して、さきの質問。

町長、アルソック、これ適正だったと思いますか。

○町長（荒木耕治君）

アルソックの入金機に関しましては、7月の12日の協力金呼びかけ再開にあわせ、導入をしたところであります。

自然館事務所に導入後、約2カ月が経過をしたところですが、日々、收受した現金を複数人でチェックをし、入金機に投入をしております。入金された金額は、協議会事務所及び観光まちづくり課でも把握ができるため、日報とともに日々、突合をしております。

投入された現金については、月2回、アルソックから指定口座に振り込まれています。

今回の横領事件は、收受した現金を協議会の口座に入れることなしに、事務所に現金で保管していたことが発端となり、起こった事件でもあります。現金を口座に入れるには、当然のことながら、金融機関に行かなければなりません。この入金機導入により、毎日金融機関に行かずとも口座に入金をされるため、協議会スタッフの負担が軽減をされていると同時に、確実に、以前よりも管理がしっかりなされているというふうに認識をしております。

○11番（小脇清保君）

そういう御認識であれば、私がとやかく言うことはございませんが、当初、私が返済するのは公職選挙法に違反するという御指摘でしたけれども、その後、私も色々と弁護士に聞いたりしたところ、返済金であれば寄附行為に当たらないというお話も弁護士から聞きましたけれども、町長の法務相談員は、そういうお話はありませんでしたか。これ、最後の質問。これ、ちょっと外れますけどね。

○町長（荒木耕治君）

ありませんでした。

○11番（小脇清保君）

公職選挙法には抵触しませんから、ぜひ、返済されるんだったら町長の貯金で返済してください。そしたら、この入山協力金問題は解決します。

ということで、もう町長、仲よくしましょうね。けんかをしないで仲よくしましょうよ。

終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

10時50分から再開します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時51分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、眞邊真紀君に発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。今、社会的に日本全体で少子高齢化がどんどん加速しています。屋久島町の人口をつい先日調べてみますと、町報には7月末日現在のものが載っていますが、今、8月末日のものがインターネット上で広報されています。こちらで見ると7月末は1万2,400人おりました人口が、8月末には1万2,367人、マイナス33

人になっています。これは当然お亡くなりになった方の数だけでなく、転居されたりした方の数も含まれていることと思います。

屋久島町はやはり陸続きではないので、なかなか移住の対策が取りにくい土地だと思っています。それに加えて、目に見えて、子供たちの数も本当に減っているなど思っています。きのうも一般質問の中でも出ていましたけれども、屋久島高校の生徒の数が、やはりどんどん足りなくなっているのか、ことしも普通科の生徒が41名予定がいらっしまったみたいですけど40名になって、うちの長男も普通科に入りましたけれども、1クラスに減になっています。

そういうことで、結局、分母を増やさないとなかなかここから進学するという生徒を増やすというのも到底無理なことになってくると思いますので、子育て支援、もう少子化対策、これは本当に屋久島町にとって早急に取り組まなければいけない課題なんだなとつくづく思っています。

その中で1問目の質問目の質問に山海留学のことを載せていますけれども、山海留学ももう何年も前から少子化対策が複式学級の開示のために取り組まれている施策だと思えますが、これが2件続いた裁判が2件とも8月末をもって和解が成立して、平面上は終わったかのように見えております。

先ほど、さっきの一般質問の中でも町長は判決が出た、和解が成立したので、この件は終わりだというふうにおっしゃっていましたが、実は、始まりだと思うんですね。今から山海留学制度を継続していくのですから、再発防止策も含め、内容の充実も含めてこの裁判から学ぶものというのがたくさんあるかと思って、私は質問を上げさせていただいております。

では、入題に入ります。

質問の1問目、山海留学裁判、2件目、和解後の対応について。

体罰発生後の町職員の対応など、具体的に何が問題だったのかを調査検証し責任の所在を明確にしたか。回答よろしくをお願いします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの眞邊真紀議員の御質問に対してお答えをいたします。

今回の損害賠償請求事件につきましては、責任原因について論じられてはおりませんが、里親の体罰発生後の学校や町教育委員会の対応について審議がなされていないため、町教育委員会職員の対応に法的な箇所があったか否か、これについては明確となっていないところがございます。

その当時の私どもの立場といたしましては、地域実施委員会の自主性や自立性を配慮

し、関与する場合は山海留学の目的を達成するために必要最小限度とし、利用者のトラブルがあった場合におきましても直接的にトラブル是正を実施委員会に要求するのではなく、関係者からの事実関係を聴取の上、地域実施委員会への助言にとどめる、そのような立場であったといえます。

しかしながら、裁判を終えましてその内容を振り返り、私たちの対応がより適切であったのかの評価、検証をいたしますれば、私を含めて道義的にはもう少し原告に寄り添うことが必要だったと思うところはございます。そうすることで結果が変わったか否かはわかりませんが、その反省を踏まえ、責任の所在を明確にするため、これから町が実施主体となり、山海留学事業を運営し、地域や利用者の期待に応えてまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

おっしゃいましたように、法的な責任はなかったということは明確だと思います。道義的にはどうだったかということを考えられたときに責任があったのかなど。そのように反省をして、来年度からは実施主体を屋久島町とするということでお聞きしていたんですけれども、結局、今年度に関してはどういう取り扱いがされているのかなどというのが非常に心配される場所なので、今年度に関しての取り扱いをお知らせください。

○教育長（塩川文博君）

本年度の取り扱いに関しては、原則、昨年度と同じ形になります。私どもがサポートするという形で実施主体が各実施委員会。ただ先日の臨時の実行委員会で、来年度以降は、先ほど申しましたように、町が全面的に責任を持ってとり行うということの了解を得てありますので、それに向けて今年度も町のほうがトラブル等につきまちは積極的にといてまいりましょうか、もうちょっと主体的にかかわっていくような形をとらせていただくことになると思います。

○1番（眞邊真紀君）

結局、提訴に至るまでの経過も非常に長かったと思うんですけれども、それまでの対応について、やはり窓口である町として、法的責任いかんじゃない話です。数カ月放置、放置じゃなくて本当は内部で検討したかもしれませんけれども、実際に原告、原告の親には連絡が行っていない状態でした。そういう時間の差があればあるほど、あちらも法的手段に、法的手段をとらなきゃいけないとかいろいろ考慮し始めると思うんですね。だから実際に問題が起きたとき、基本的には、今年度は実施委員会が主体にはなるんでしょうけれども、窓口として、相談窓口として早急にやはり教育委員会がかかわるべきだと、町立の学校に来ていただいているという大前提があるので、そちらのほうはどうですかね。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいまの質問の答えになりますが、議会の中でも御説明させていただいたサポーター制度、これにつきましては今年度から対応をさせていただきます。1学期のサポーターさんからの報告、まだ全部集約はできてはいないところですが、今、数件、私どもの手元のほうに上がってきていただいて、私たちがお願いをした期待の内容の御報告をいただいております。全件ではございませんので全ては申し上げられませんが、今のところ地域のサポーターさん方も一生懸命私たちのお願いに応じていただいているというふうに認識をしています。

以上でございます。

○1番（眞邊真紀君）

サポーターさんと連携とられてやって、1学期中の情報はまだ完全には集約されていませんけれども持っておりますという状況で集約されてはいないけれども、実際にお目通しは全部されていてということではよろしいかと思うんですが、問題になるような相談内容というのが実際にあるかないか、お聞かせください。

○教育振興課長（計屋正人君）

私が見たところ、今のところ、そういうふうな問題になるような内容、その他電話連絡等でも聞いてはございません。

○1番（眞邊真紀君）

今も問題がなければそれでいいんですけれども。

次の質問に入らせていただきます。

原告に対して遺憾の意を表明し、今後の再発防止策を示したかというところが2番目になりますが、和解条項の中には8つ書かれていました。そのうちの2つに当たります。読み上げます。被告屋久島町は、本件の発生及び発生後の対応等を含めた今回の事態を重く受けとめ、自治体が一点の関与をする事業において、全国に対する体罰、その他の不適切な言動があったことについてまことに遺憾であり、極めて残念に思う旨を真摯に表明する。もう1つが、被告屋久島町は、平成31年屋久島町山海留学制度実施に当たり、サポーター制度、教育長が委嘱するサポーターを各実施委員会校区に複数名を配置し、里親及び留学生の相談や苦情に応じる制度の適切な運用、里親を始めとする関係者に対する研修、児童福祉士等の有資格専門家等による子供の療育に関する注意点、とりわけ体罰禁止についての研修等と里親個人の賠償責任保険への加入手続に遺漏がないように十分配慮するということが書かれていますが、この和解条項は、きちんと全部対応できているのでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

特に、4番目の再発防止策、これにつきましては、全て、もう現在、対応をいたしておるところでございます。その前の3番目ですかね、まことに遺憾であり、極めて残念に思う旨を真摯に表明するということにつきましては、和解成立時の和解条項7に遺憾の意の表明をいたしましてありますので、それで十分ではないかというふうに考えております。

○1番（眞邊真紀君）

もう恐らく法的に考えると和解のとき、恐らくそれを表明すれば、それをもって遺憾の意を表したということになるかと思うんですけれども、先ほども出てきた道義的という言葉をもって考えると、やはり直接お会いして謝罪、謝罪というか、まことに残念だったということを面会してちゃんとお話すべきだと私は思うんですね。私が原告だったら、それを求めての提訴だったと解釈しているので、そのあたり直接お会いしようというふうになぜ思わないのかなというところをお聞かせください。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの御質問にお答えいたしますが、和解が成立する見通しにはたどり着いたといいましょうか、そこまで行く中で原告や、それから御本人の保護者、これまで気苦労かけさせたことに対して私が直接電話口でおわびを申し上げる考えで協議は進めておりました。その上で本町の指定代理人を通しまして裁判所、それから原告との電話会議において和解成立予定日の原告保護者の出席の機会をお尋ねいたしましたが、原告保護者が電話会議に出席されないということもあり、また、代理人にその旨を伝える意味合いもなかったことからそのような対応は、残念ながらとりませんでした。その機会がなかったことについては残念に思っておりますが、私どもといたしましては、和解条項による再発防止の点から、今後、本町が実施主体として山海留学事業を実施することが本件の和解約束を果たすべきものというふうに考えております。

○1番（眞邊真紀君）

まだ和解が成立してそんなにもたっていないのでぜひ直接お会いして気持ちを伝えていただきたいなと思うんですが、それは無理ですか。町長。町の姿勢としてね、やはり必要だと思うんですよ。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

私が答弁するのかどうか、それは教育長の判断にお任せをしたいというふうに思っていますけど。

○1番（眞邊真紀君）

この自治体がいわゆる窓口になっていて、法的責任があるかないかは飛び越えて、来年度の分もホームページにきちんと募集をかけてあります。その長としてやはり教育長にこれはきちんとした形でおわびをしたほうが良いというふうに伝えれば教育長も動き

やすいと思うんですね。違いますか。

○町長（荒木耕治君）

今、教育長の今までのやりとりを聞いていまして、相手側が要するに会う意思がないように私は思いますけれども、そういうことじゃないんですか。質問者がそうだったら会うかもしれませんけれども、今そういう気持ちで電話でやりとりをしてきたけれども、最終的には会えなかったというようなことじゃないんですか。

○1番（真邊真紀君）

何もその場だけで電話をしたり、会ったりしなければいけないわけではありません。個人的な場で謝罪をするなんていうのは幾らでもできることです。だから、その気持ちを持って今後対応していかないと、到底、再発防止はできませんし、今後の留学生を預ける親のためにもならないと思います。ただこれは1つの区切りとして、やはり気持ちを改めて大阪のほうに出向いて謝罪をするべきだというふうに思います。もう原告の方、和解は成立しましたけれども、やはり納得されていないんじゃないかなと思います。実際に再発防止策を講じたというふうに言っていますけれども、それはあちらがそういう再発防止策を講じてほしいという思いもあって提訴をされたと思うんですが、実際にその内容について指し示していないわけですよ、原告には。こういう再発防止策を講じていますのでというのは、やはり見せてあげるべきだと思うんですよ。何をもって再発防止なんだろうとネットで見れるわけでも何でもありませんので、その辺考慮は十分必要だと思うんですね。和解をもって、これではい終わりというわけではないと思います。実際に真摯に対応したときにやはりいろいろあったけれども、総体的に見るとよかったという結果にもなると思うんですよ。全部が全部悪かったわけじゃ決してないと思います。いかがですか。

○法務事務専門員（河野通孝君）

私がここで答えするのもどうかと思うんですけども、指定代理人として実際に対応してきたことで、私がお話したほうがいいのかと思うんですね。私はこういう和解事件は何度かやったことがありますして、基本的には個人と個人、私人間であれば、基本的には和解が調書に書かれることで全て終わりなんですね。その後はもう一切関係がないということで、それで終わりということで、その後に対応するということは基本的にはないんです。ただ、私がこれまでやっていたことは、こちらが行政だということがありまして、そこは誠意というんですかね、やはり誠実に対応しなくちゃいけないということで、私自身の考えもあるんですけども、基本的にはそこらへんはもう非常に誠実に対応するというので、和解の当日出向いて、職員とか、担当の課長とか、場合によっては教育長とか、本件についても私は教育長に出向いていただこうと思っていたんですけども、そこでじかにお話をしてということで、そういうことを裁判所のほうに意向を伝えたわ

けです。裁判所のほうとして原告のほうにその意向は伝わったと思うんですけども、結果としては、裁判所のほうから当事者、御本人が出席される予定はないということでその機会ちょっとないんだなということだったんですね。和解の期日のその前の期日で、再度、向こうの代理人に、そのときは電話会議だったんですけども、電話で、再度念押しして当事者のお母さん、「御出席される予定はないですか」ということを、再度、念押しに聞いたところ、出頭させるつもりがないというような意向だったんですね。それで、そこまであれですと、基本的にもうそこで教育長連れて行っても、同行しても無駄になるだろうということで、最終的に和解の期日が電話会議で終わったという経緯があるんですね。

もう一方の縄文事件のほうは、私が和解期日に出頭しまして、町長からのコメントですか、それを文書にしたものを相手の代理人にお渡しして、町としてはこういう気持ちなんで、今後とも山海留学に失望されることなく見守ってほしいというような意向を代理人を通して御本人に伝えていただくという対応をとっているわけです。ですから、今回の場合は、基本的にちよつとかめんこ事件のほうは難しかったかなど。なぜ和解後にそういう、和解当日にはそういうことはするんですけど、和解後に謝罪とかしないのかという、相手方とするといろいろ考えがありまして、もう忘れたいとか、もうそれを蒸し返したくないという気持ちの方も結構多いわけですよ。さらに、例えば、謝罪の仕方にまた不満があるとかいうことで、またそこで紛糾するとかいうことなどもありまして、基本的にはもう和解の当日に出向いて、そこで言葉を交わすというのがせいぜいできる範囲なのかなというふうに考えておりまして、今回もそういう対応をとるつもりなんですね。ただ、相手の方が出向かないと、出頭させる、御本人の意思か代理人の意思かわかりませんが、そういうことがあったので、教育長が同行しても無駄になるだろうということで控えたということなんです。

今回の改善策というについては、この和解条項の中にきちっと義務として明記されておりますので、これについてはこういうことをしましたということはその成果が出た時点で報告するというのは当然のことだと考えておりますので、31年度に向けてこういう体制になりましたとか、マニュアルとかそこら辺をどういうふうに手直ししましたとか、研修についてはこういう研修をしましたとか、そういうことはこれは御報告しないといけないかなと思っているんですね。

以上です。

○1番（眞邊眞紀君）

詳細ありがとうございます。

教育長が出向いて、実際に面会したいという旨を原告の母親、保護者のほうには伝えてあったのかということところがちょっと気になるのですが、その点いかがですか。

○法務事務専門員（河野通孝君）

よろしいですか。専門員です。裁判所のほうを通しましてそういう意向をお伝えしたんですね。裁判所のほうから出頭される要請がないんですよというような返答をいただいたんで、それはもうそれ以上無理かなというふうに判断して、裁判所からお伝え願えましたかというところは確認していないんですけれども、通常、裁判所にこちらの意向を伝えればそれは相手方に伝わるとというのが普通じゃないかなと考えておりましたんで、和解期日の前の期日に代理の先生にその点を、そのときには意向を伝えるというよりも出頭されますかということで、それは当然、出頭願えればこちらもという、そういうことは代理人の方はわかっていると思うんですよ。だから、私としてはその意向は十分伝わっていたんじゃないかというふうに考えております。

○1番（眞邊真紀君）

今のお話をお伺いすると非常に情報の行き違いがあった可能性があるなというふうに思います。裁判所から当然伝わっているだろうということは、これが確定できることではないということと、相手の代理人にはその旨伝えてあるけれども、その趣旨が本当に伝わっていたのか、母親のほうに伝わっていたのかなというのが、非常に疑問があります。それでも出てこられない可能性もあったかと思いますが、そこはやはり詳細に確認が必要だったのかなと私は思います。

先ほど法務事務専門員の方がおっしゃった、実際に来年度に向けての再発防止策等々、それを実際に全国の保護者のほうに伝えるべきであろうという御意見ありましたけれども、それは、今後どうされるおつもりですかね。担当課にお聞きしたいです。

○教育振興課長（計屋正人君）

今法務事務専門員さんからもあったように、私たちとしましては原告さんから今どのような進捗ですかというようなお尋ねがあれば、それは普通にお答えをするというようなスタンスではございました。ただ、今、法務事務専門員のお話もちよっといただきましたので、少しでも内部で協議をさせていただければいいかなと思っております。

○1番（眞邊真紀君）

ぜひ、もうあちらから聞いてきたらお伝えするというようなのは非常に失礼な態度だと思うんですね。やはりこういうふうに再発防止策を講じましたからというのは、たとえどんな意見があったにしても、こちらからおわびの文書をまず書いて、そちらでその後には再発防止策を講じますというのを知らせてあげるというのは、当然、必要かと思います。内部で検討も必要だと思いますので、前向きにそういう、もう和解は成立していますけど、元ここに留学をしてくださった生徒の親、生徒そのものもですが、やはり後の対応すごく大事だと思うんですね。なので、そちらよろしくお願ひします。

3番目、国への補助金申請の際、実施主体を屋久島町と記載されていますが、裁判で

は実施主体ではないと係争してきたことへの整合性は、というところですか。実際に国土交通省に補助金の申請をされていますよね。この申請書の中には、事業実施主体は屋久島町というふうにはっきり記載されています。

裁判では、これ町長の答弁ですけれども、9月議会の一般質問、今回、原告から町は事業主体であるから責任を負うべきだと主張され、その主張は実態を把握、認識しないまま、実施委員会は町の機関である、実施主体は町であるといった明らかに誤った前提事実に基づくものでありますから、町としましては適正な裁判を行うためにも反論せざるを得なかったわけでありまして、これ事業実施主体ではないと争っていたわけですが、この整合性はどこにあるのかというところをお伺いしたいです。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの眞邊真紀議員の御質問にお答えいたします。

今議員が御指摘されたものは、平成28年度から平成31年度にかけて申請をいたしました国交省の離島活性化交付金申請による離島活性化事業計画書のことではないかと思っております。

離島活性化事業計画書の事業概要欄には事業実施主体は屋久島町としてございます。これは3番目の事業の目的欄に本留学制度を支援することと記載をしておりますとおり、先ほど町長の以前の答弁のとおり、山海留学事業の自主的な実施主体である地域、実施委員会への財政的支援を目的とする補助金事業の実施主体であることを示しているものでございます。ちょっと名前が山海留学事業というふうな形になっておりますが、本来であれば、名称も山海留学支援事業というような形の名称を用いるべきだったかと今思っているところでございますが、そういう事情もございまして、当該裁判では本町と地域実施委員会の関係においては実質的な実施主体ではない旨を主張し、裁判所にその判断を委ねたものであり、本町の主張との整合性はとれているものと認識してございます。

○1番（眞邊真紀君）

町の解釈としては補助金を出すほうの主体であるというふうに解されると思うんですけれども、実際に補助金を申請するとき、責任を伴う事業に関して、お金を出すことに対して責任を持つという、そういうことが通用するかどうかでいうと、恐らく一般的には通用しないかと思うんですが、それは国土交通省さんがそういう補助金を出すほうの主体である町が、実はほかの実施主体のほうにその補助金を渡すと、そういう形式であるというのは認識されていたんですかね。

○教育振興課長（計屋正人君）

国土交通省並びに県の離島振興課等も確認いたしましたが、そのような内容で県、国とも認識しているということでございます。

○1番（眞邊真紀君）

わかりました。

この補助金の申請書を裁判の証拠書類として裁判所には提出していない模様ですが、それに関しては法務事務専門員としてどういうふう認識されていたんですかね。

○法務事務専門員（河野通孝君）

これにつきましては、申請書と同内容の決算報告書というのを縄文のほうでは出しているんですね。その立証趣旨というのは、町は山海留学の実施主体でないということを立証するために出していたんです。本件もかめんこの事件につきましても準備書の予算ということで、そのときにこれを申請書と決算報告書を両方を証拠として出すという準備をして期日に出向いたわけです。そのときに、それまで原告の側から、裁判所のほうから、しきりに実施主体であることについての町の主張についての反論をしてくれということなんです。さんざん原告側のほうにはそういう指示があったんですけども、なかなか反論の書面が出てこなかったと。それで、最終的に、期日、本来、1週間ぐらい前までには出すことになっているんですね。それが出てこないということで、期日の当日まで私もはまって、出てきたら準備書の予算を出すというつもりで準備はしていたんです。そしたら、そのときにもう反論がしようがないので反論しないというような原告の代理人の意向があって、これ以上もうそこで議論をしないんだなということで、それで裁判所も、じゃあ、和解のほうでもう進めましょうということになって、出す機会をちょっと失ったんですね。それで、今、私が持っておりますけれども、準備書面3等、申請書、決算書については、もう当日本当に出すということでまさに準備していたんですけど、そういう事情で、そこでまたこれを追いうちみたいに出すと、またせっかく話し合いが進むというときにけんかを売るような状況にもなるかなということで控えたという事情があるんですね。今思うと、それもその時点で出しておけばよかったかなとは思いますが、現実には縄文のほうでは証拠として出しておりますので、それはあくまでも事業の実施主体、山海留学事業そのものの実施主体ではないということの立証ということで証拠説明書に書きまして提出いたしております。ですから、ちょっと訴訟の手続の流れの中でたまたま出していないということで、本来、当然、出すべきだったかと思っておりますけれども。

○1番（眞邊真紀君）

これは、事業実施主体がどこであったかという、本来は体罰とかけ離れた裁判だったわけですね、町が訴えられたという内容に関しては。それでこの内容のものが裁判の証拠書類として提出されていないということは、ちょっと私、法律専門家じゃないのであれですけど、ちょっと驚きだよなというふうに思います。これは、当然、提出される

べき書類だったんじゃないかなど。これはもう個人的な見解ですけれども。和解が成立するまでにいろいろやりとりあって、その怒りを盛り返すことなく事なき得ようと和解をしようとして証拠書類として出すきっかけを失った。そもそも和解が成立したからよかったですけれども、そもそも裁判が起きるきっかけになってしまったこと、さっき話しましたが、初動の対応が非常に数カ月とかいうスパンでおくれてしまったというのがある、何カ月も待たされた後に原告になる生徒と保護者が訴えを起こしたわけですよ。訴えを起こす前のやりとり、教育委員会の対応はどうされたほうがいいですよとか、最初連絡の文書が来ていましたよね、あちらから。代理人を通して。その対応がきちんと、もうちょっと法律の専門家がしていたら、もしかすると、数か月後にまた訴えがなかったんじゃないかなとも解釈されるんですけど、そのあたり、本当は行政として、教育委員会としてどういうふうに最初の連絡を取り扱うべきだったのかなというのは、今となってはどうお考えになりますか。

○法務事務専門員（河野通孝君）

たしか記憶では、6月、29年の6月ぐらいにそういう話を教育委員会のほうで聞きまして、お母さんがいらしたということ。その対応は教育委員会のほうで課長以下の職員がいろいろ説明したりとかで、4月ぐらいまでそういう対応をされていたんだと思うんですね。実際に、御連絡という通知が来たのは、もうたしか9月だったんです。御連絡の内容は、もう既に220万円支払えというようなもうそういうような内容の文章だったんです。しかも弁護士の先生の手書かかれた通告書みたいな内容だったので、もうその時点で、これは訴訟になるなど、それはもう一般的にそういう弁護士に頼んでということであれば、もう訴訟ということはもう確実に見込まれるわけですよ。そういうことで、それが、今度、町のほうに教育委員会からそういう連絡が入って、これはもう訴訟対応ではないかということで、もうその時点でもう訴訟の対応ということで町が一応検討、事実関係の調査とか、そういうのを始めていたわけです。そういう中で相手が代理人の弁護士の先生がつかれたときに直接こちらが御本人に連絡するというのは、これはタブーといえますか、そういうことは基本的にできないという状況になっていますので、しかもそういう通告の内容がまさにもう220万円支払えというような内容の文書だったわけで、それについてその後に御本人と連絡をとるとか、そういうことはちょっと普通には考えられないことかなと思っております。

○1番（眞邊真紀君）

では、9月に通告が来るまでは全く関知していなかったというか、この暴力のことに関しては法務事務専門員の方は知り得なかったということによろしいんですか。

○法務事務専門員（河野通孝君）

私が最初にその報告を受けたのは、たしか、通告書を受けてからじゃなかったかなと

思うんです。ちょっと記憶定かでないですけども。多分、通告書が来たんで、これどうしたらいい、どう対応したらいいかというような御相談だったようにふうにそういう記憶がありますけれども。もし間違えていたらちょっとごめんなさいということですけども。

○1番（眞邊真紀君）

ということは、通告が来る前に相当時間が空いているので、これやはり法的な措置をとるというふうになるまでの間の対応が非常にまずかったのかなと聞いていて思います。その間、法的なやりくりの仕方を相談されていたら、もうちょっと真摯に対応しないとこれ訴えられますよということを教えていただけたかなとも思うんですね。なので、やはり訴えが起きるまでの間、ここは1カ月とかいうそういうスパンじゃなくて、もうちょっと数週間とかそういうことで対応していかないと同じことが起きるなと思いますが、その点いかがですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

その経緯を少しお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

私ども教育委員会が実親さんから御連絡をいただいたのが一昨年の6月12日のことでございました。電話連絡でございました。それを受けまして私どもの担当はすぐに永田の地域の実行委員会のほうに電話を差し上げて事実関係を抑えてくれというふうにお話をさせていただきました。翌々6月14日、また保護者さんから教育委員会に電話連絡がございましたので、その内容をずっとお聞きをして、対応についてどのようなお話だったのかというのを詳細にメモをさせていただいてございます。そして、再度、学校のほうにも電話をした上で保護者さんに返答の連絡をしてございます。翌々6月16日、保護者さんが教育委員会を訪れまして6月の中旬からの出来事を、電話で聞いたことの再度内容をお話になられました。ほとんど地域に対する不平不満というような内容でございました。ただ、私どもとしては、お話を全て聞いた上で、再度、私どもから地域のほうに連絡を差し上げておりますので、地域と十分お話をさせていただきませんかというようなところでお返事をしてございます。その後、6月25日に実親さんから町教委のほうにメールでこうこうこうだと、ただ、ここがわからないので教えてくれないかというような内容でしたので、ああいや、教育委員会でもちょっとそこはわかりかねるので、申しわけないですけども、再度、地域と語ってくださいというような形でメールの返信を翌日してございます。最後に連絡が来たのが7月18日でございました。このときにはもう町教委が対応しないというような内容に変わってございました。その後もう連絡がなく、9月の末の御連絡に至ったというような状況でございます。ですので、今後は教育長の答弁にもありましたが、私どもの2件の裁判を経験しましたので、十分相談、対応ができるような体制は今の教育委員会の中ではとれているというふうに認識をしてご

ございます。

以上でございます。

○1番（眞邊真紀君）

やはり各校区の実施委員会が主体であってもそういう訴えかけがあったときには、こちらでトラブルがあったものがまたこちらに相談するというのは本来不可能だと思うんですね。なので、おっしゃったように、本当に町がまずきちんと対応するという姿勢を持ち続けていただきたいなと思います。ぜひ、今後のよりよき制度として位置づけていただくために、来年度は里親制を導入というか募集しているのは、ひょうたん留学だけというふうに拝見していますけれども、また、こちらでも屋久島町、こっちの縄文留学やかめんこ留学でも里親制もまた再度導入できるように、やはりそんな制度にさせていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

続けて、大きな2問目の質問に入らせていただきます。

給食費値上げ、保護者負担大幅増の根拠は。

新年度各小中学校のPTA役員会などの席で町が示した学校給食費の値上げ案について、その根拠と来年度の予定をお示しく下さい。

こちらは私が情報を知ったのは、ことしも岳南中のPTAの役員をしております。その席で校長から資料の一番最後のほうに値上げの案が町から来ています。皆さんで御検討くださるよということ指し示されました。

それを見たところ、かなり保護者負担だけが増える、町の負担増はゼロで、保護者負担が最小で300円、最大で600円、それもなぜかすごくびっくりしたんですけれども、北部と南部の表の差がありました。これは1つに合併した町でこんなことが本当に指し示されたのだろうかというふうにお尋ねしたところ、北部は児童生徒数が多い、南部地域は、もちろん、調理場が2カ所に分かれていることもあって、児童生徒数が割り算すると、だから分母が少ないということで、あと配送の距離も南部地域はやはり遠いので必要であるという理由だということそのときは聞いたんですね。それが本当の説明なのかどうかというところで、もし本当だとすると、ちょっとその根拠を示していただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの給食費に関する御質問にお答えいたします。

本年5月から6月にかけて町内4つの学校給食調理場ごとの各学校給食運営委員会を開催いたしました。その中で、ここ数年の学校給食会計の運営状況を御説明申し上げ、来年度以降の学校給食費の増額について御提案させていただいたものです。

提案の大きな要因といたしましては、小麦、米、牛乳価格、これらの高騰が挙げられまして、4年前の平成27年度と昨年度を比較いたしますと、1食当たり小学校で平均

7円程度、中学校で9円程度増額しております。現在、給食費月額が小学生4,100円、中学生4,900円にて児童生徒の食材を賄っており、1食あたりに換算いたしますと、小学生が240円、中学生が290円の単価で学校提供を行っております。しかし、本年度の食材単価による給食費の算定によりますと、小学生では257円程度、中学生では323円程度が見込まれておりまして、全て現在も1食あたりの単価を超過するという状況がわかっております。

これまでも、各栄養教諭や調理場ごとの工夫や努力により献立を作成をいたしまして、何とか単価内におさめて質と量を維持してまいりましたけれども、現状では、1日単価内もしくは月額単価内におさめるためには主食や副食の一部を削るか、お弁当の日を設けるなどしなければならない状況となっております。

こういう状況を学校給食運営委員会で御説明いたしまして、栄養価は維持しつつ、量を減らすなどの手立てを考えるのか、小学生で1日10円から20円、中学生で1日20円から30円の給食費の増を図ってこれまでどおりの質と量を確保するかを含め、各学校ごとの給食委員会で保護者へ説明をしていただき、御意見をいただきたいというようお願いをいたしました次第でございます。現在、学校や保護者の方々の意見を集約中でございますので、年度内にもう一度運営委員会を開催いたしまして、給食費増額の必要であるとかやるかやらないか、それから上げ幅などについても協議をし、決定して、来年4月に反映したいと考えております。

また本町では、学校給食費に関しまして補助金を設けております。保護者負担額の軽減を図るのが目的でございますが、現在、小学生で月額950円、中学生に月額1,000円を交付し、実質、保護者負担額を小学生で3,150円、中学校で3,900円としている状況でございます。私どもといたしましては、給食費の増額の場合のこの補助額の増額も含め検討を進めておりまして、今後もおいしくて安心安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、先ほどお話のありました南部と北部で給食単価の差があるということにつきましては、担当の給食参事のほうに御説明させていただきます。

○教育振興課参事（学校給食担当）（長美佐子君）

南部と北部の給食費の単価に違いが出ていることについての御説明を申し上げます。

まず、西部地区においては地産地消にかなり力を入れておりまして、単価が高い低いにかかわらず、やはり地産地消の推進をしていくということで地元の野菜を使うということを主に挙げております。

それと、もう1つの理由といたしましては、御飯、パン食の回数の違いがあります。南部地区は週に4回御飯給食です。給食センター管轄の学校は週に2回のパン食があります。それで、御飯給食が週に5回あるということで、やはり御飯も普通の城御飯だけ

ではなく、炊き込みご飯であったりとか、そういうレパートリーの広いものをやはり活用するというので、北部と南部においては少し仕入れ先の違いなどありますが、そのような単価の違いが出てきております。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

いただいた書類の中では、あくまでもたたき台だったと思うんですけども、町の補助の増はゼロでした。保護者負担が、最初300円と言いましたけど、100円切り捨てると小学生、北部は200円、100円切り上げると300円、100円切り捨てると中学生は400円とかいって細かい指し示しがあって、北部、南部の調理場の違い、扱っている食材の違いというのは今説明でよくわかったんですが、結局、給食の無償化もしくは補助を充実させている自治体での取り組みは、その目的として、地産地消とか、食育の充実とか、保護者負担の軽減とかそういうものをもって、少子高齢化対策ですよ、に取り組まれております。なので、調理場で取り扱う食材が違いますという前提でも、例えば、西部の調理場で地産地消取り組んでいますよとって単価が高いというのあれば、ほかの地域でむしろ導入するべきだと思うんですね。そして、単価を合わせていくというのが本来のやり方かなと思います。いいところに合わせたらいいと思うんです。今の御時世、やはりそういう工夫をしないとなかなか児童生徒を確保するというのが非常に難しい時代だと思います。

私その説明を聞く中で、保護者の負担がこれだけ増えるのは実際に困る、これはもう町が負担していただかないという声が大半で、そのとき20名ほど参加がありましたが、もう全員の総意で学校からは、そういうふうには、じゃあ、示しますよというふうに校長は持っていてくれたはずですよ。ほかの学校がどういうふうに回答してきているのかというのが、大体でわかればちょっと今教えていただきたいんですけども、感触を。

○教育振興課長（計屋正人君）

今現状としましては、給食費を、現在の現状の給食を維持するためにはやむを得ないという意見がたくさん、多くを占めております。ただ上げ幅についてはできるだけ小さいほうがよい、200円ぐらいが適当かなというようなところの意見が多いです。最も多いのが、何とか町の補助金で賄えないかといったところが多いところがございます。

先ほど、眞邊議員の中で、北部と南部の単価は運営委員会の中でちょっと質問を受けたのは事実です。ですので、ちょっと私どもとしては誤解のないように、本当は出したくなかったんですけども、やはりあったほうがよかったものですからお出しさせていただきました。北部と南部で給食費を何といたしますか、分けるということは考えてはございませんので、やはり統一した単価の中で進めていきたいというふうに考えております。そして、私どもが示したのは、あくまで給食費全体の1日単価の中での増減を示さ

せていただきましたので、その中で具体的に補助金部分が幾らで、保護者の皆様の分が幾らでというようなちょっと細かい説明は今回はさせてはいただいておりますので、それは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

でも、北部と南部の給食費の差をつけないということで折り合いつけていただかないと町民の理解は到底得られないなと思います。あと、今後、消費税も増税されてますます生活苦しくなってくると思うんですね。屋久島町は低所得者が非常に多いんです。今、無償化している自治体は非常に少ないですよ。本当に4%とかそのぐらいしかないの、その実情もわかります。

私も、去年、運営員会に参加したので、どれだけ食材を仕入れて、お金のやりくりをするのが大変かという説明も聞いてよくわかっています。なので、給食センターのほうも困らないように、材料費をやはり保護者負担がある程度上がったとしても、町の負担を少しいただかないとすごく生活が厳しくなる、少子高齢化対策には到底及ばないのかなというのはあります。やはりそういうサービスを比較して移住する自治体を決めたりするので実際に、南種子は財政潤っていますから、無償化実現していますけれども、そういうところが近隣にあるからこそ意識するべきなのかなと。地産地消ももっと取り入れて、それが産業の活性化にもつながっていくと思うんですね。特に、北部の生産者からすると、もうちょっと学校給食に使ってもらったらいいのになという声も上がっています。実際に虫がついていたりですとか、できがばらつきがあったりですとか、すごく大変なのもわかるんですが、何かこううまく取り入れていただいて、給食に物すごく力を入れていきますよという自治体になると、本当にすごくよい対策になるんじゃないかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。終わります。

○議長（岩川俊広君）

13時30分まで休憩します。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

観光まちづくり課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

午前中の小協議員の一般質問の中で協力金の7月分から8月分、前年対比はどうだったかということで御質問いただきましたので報告させていただきます。

令和元年度の7月分につきましては、約290万円でございます。8月分につきましては329万円ということで、これにつきましては、概算で329万8,000円とお伝えしたほうがいいと思います。

あと、観光協会あるいはホテル等の協力金の収受がまだできておりませんので、この収受につきましては今、観光協会のほうでまとめて協議会のほうに入金するという体制をとっております。

ちなみに、4月から8月までの累計ですと、令和元年度が2,600万4,551円、平成30年度の決算につきましては2,241万3,329円となっております。

ただ、平成30年度につきましては、7月から11月末につきましては横領があったということで、協力金の入金がなかったということですね。本来入るべき額であれば、3,500万円ほど、平成30年度はあったというふうに見込まれております。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、3番、岩山鶴美君に発言を許します。

○3番（岩山鶴美君）

3番、岩山鶴美です。

皆様、お疲れさまです。ことしの夏もたくさん汗をかいて、私は暑い暑いとぶつぶつ言いながら、それでも当たり前汗をかけることに感謝をする日々でした。また、多くの子供たちがそれぞれのことに頑張った夏、その中でも、町長の報告にもございましたし、南日本新聞、町報「やくしま」でも一面を飾りましたが、屋久島高校演劇部の皆さんが、全国大会で2位という快挙をなし遂げ、夢の国立劇場での上演は、私たち全町民が元気と感動をもらうことができた大変すばらしく、うれしい出来事でした。

町内での公演もありましたが、皆さん、ごらんになりましたか。生徒たちが演じたジョン・デンバーへの手紙は、実話に基づいた物語で、若者たちが屋久島の森林破壊をとめようと立ち上がる内容でした。

私は、私たち一人ひとりに屋久島の山への畏敬の念と島民が島を愛する思いの中で見守られてきた自然のすばらしさ、ありがたさを改めて考えるきっかけになったのではないかと思います。彼らは、そんな屋久島の歴史を見事に全国にアピールしてくれました。今回は、そんなすばらしい私たちの島、屋久島を守り続けていくための質問です。

屋久島町のごみのポイ捨てや不法投棄の現状はどうかという中で、1番目に、ごみのポイ捨てや不法投棄による環境汚染や町の景観の破壊を抑止し、ごみゼロのまちづくりにするために、屋久島町独自の条例をつくるつもりはないですか、です。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の質問にお答えをいたします。

独自の条例をとということではありますが、本町におきましては、旧町時代に規定をしておりました空き缶等散乱防止条例を合併時に引き続き制定をしまして、ごみの不法投棄対策に取り組んでおります。

この条例において、町、事業者、町民それぞれの責務を規定し、それらが一体となって、不法投棄者等がなされないよう、また土地・建物の周囲を常に清潔に保つよう努めなければならないと規定をしております。

現在の不法投棄対策の取り組みとしましては、通報等により、不法投棄を発見した場合は、鹿児島県や屋久島警察署と連携しながら、現地を確認し、投棄者の特定に努めます。投棄者が判明したときには、警察が本人に接触し、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金が科せられることを説明した上で、投棄物の撤去の指導をしており、これまでに、何らかの罰則が与えられた事例もあるとの報告を受けております。

しかしながら、投棄者が判明しない場合、その投棄物の処理は、最終的には、その土地の管理者の責務となっておりますので、土地の所有者は、草刈りやロープを張るなどして、空き地への不法投棄を誘発しないような環境づくりをすることも必要であります。不法投棄をしない、また、させないよう、町民の皆様一人ひとりが自覚を持つよう、啓発をしてまいります。

また、本町では、県内でも早い段階で景観条例を制定し、世界自然遺産の島として、特色を生かした、美しい風格のある風景づくりを推進してまいりました。今後も、これらの条例を遵守することで、町の環境保全に取り組んでまいり所存であります。

現在、生活環境課において、各集落を回り、ごみに関する住民説明会を開催をしております。このことによりまして、住民の皆様のごみ分別に対する意識が向上し、ごみが適正に処理されることになれば、ごみのポイ捨てや不法投棄の抑制につながっていくと考えておりますので、今後も、住民への啓蒙活動の一環として、このような説明会を、必要に応じて開催をしてまいりたいというように考えております。

○3番（岩山鶴美君）

今、町長が言われたとおりに、平成19年に、空き缶等の散乱防止条例というのを制定して、ごみの不法投棄対策に取り組んでいるということに関しては、やはり、担当課をはじめ、環境美化推進員という皆さんがいらっしゃいますけれども、まずもって、この方たちには敬意を表したいと思います。大変難儀をされていると思います。

ある日、住民の方から、不法投棄が多いことを知っているかと言われて、なぜ人の土地に投げ込まれたごみを役場は処分してくれないのか。おかしいじゃないかって、何の

仕事をしているんだって、すごいお叱りを受けました。私も勉強不足ということもあって、「わかりました。調べてきますね」と言って、担当課を初め警察、保健所の話を聞いて、現場にも行ってみたいりました。

先程、町長の答弁にもありましたけれども、そもそも、不法投棄というのは犯罪に当たるんですね。法律で禁止されていて、決して許されない行為のはずなんです。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が課せられるんですけれども、警察署によると、警察というのは民事不介入ということもあり、動けないこともあるということで、それでも最近、数件、すごいたちの悪い不法投棄があつて、どこの集落とは言いませんけれども、罰金を科せられて検挙したということでした。ああ、やっぱり多いんだなというか、それだけのことをする人いるんだなつて、すごい残念でした。

警察も、広報誌などで、不法投棄を見つけたら連絡ください、通報してくださいというふうにはしているんですけれども、減ることはない。横ばい状態ですねという、頭をひねっていましたね。

町長、突然ですが、シンガポールに行かれたこと、ありますか。実は、私もシンガポールないんですけれども、マレーシアの南に位置する島の都市国家なんですけども、皆さん、課長さんたち御存じのとおり、たばこのポイ捨てに関する規制が世界の中でも、すごいことさら、厳しいところで、観光スポットの美観を損ねないために、やっぱり市民が努力して、結局今、どうなっているかという、チューインガムなんかも持ち込みもだめ、つばやたんを吐いても罰金が1,000ドル、日本円では10万円ぐらいですかね。そういうふうな形で、国を挙げてというか、住んでいる人たちが努力をして、観光スポットや美観を保っているという、世界の例を挙げれば、そういうところもあるんです。

日本で言えば、大阪の和泉市の山合いに大きな看板を掲げてあるんですね。ネットでも見れるんですけれども、すごい長い看板で、不法投棄者を見つけて速やかに通報し沖縄旅行に行こう。通報するには、車のナンバーあるいは携帯で写真をとろうという看板が、今でもあるんです。

それは、その看板をツイッターで注目を集めているんですけれども、住民がわくわくするという。ということは、みんなが見ているということで、すごい抑止力になっている。実際、沖縄旅行に行った人いるのかというと、実は1人もいないんです。それでも、ごみが減ってきて不法投棄が、パソコンだとか仏壇とか、いろんな不法投棄がされていたのになくなったという事例もあるんですね。

じゃあ、その看板はやっぱり、だれかに見られているということだから抑止力になっているんです。威嚇効果にもなっているんですけれども、何というのか、やっぱりアイデアかなといういろいろ思ったんですが、いつ、何年前だったか、ちょっと記憶にないんですけれども、もう亡くなられましたけれども、女優でもあり漫才師でもあった京唄子さんが

屋久島に講演に来られたときに、私も役得で、安房から空港までの往復でお見送り、出迎えしたことがあるんです。

そのときに、京唄子さんが言った言葉が、物まねできませんけれども、「まあ、ごみひとつ落ちてへんなあ。きれいな道路やわ。さすが屋久島でんなあ。こんなところ、そうあらしまへんで」って、もうすごく感激して、ごますってんのかなと思ったんですけど、本当に行き帰り、ごみ1個も落ちてなかったんです、ほんとに。ああ、すごい感動してくれるのは、本当に感動しているのか、女優さんですから、どうなのかというのはすぐわかりましたから、ああ、感動してくれてありがたいなってそのとき思ったんですけど、それが今はどうなんですかね。

私はきょう来るときもですけども、ペットボトル、空き缶、紙くず、道路に落ちてました。数日前は、車を運転していたら、私の前の車が、ナンバー控えてますけど、たばこの灰を窓の外にぼいぼいってしまいましたね。あれ見たときは町長、もう何か、悲しさを通り抜けて、わナンバーじゃないですよ。地元の人の子車ですよ。もうふざけないでよという。火のついたたばこもぼいってされた経験もあります。

私が何を言いたいかと言いますと、屋久島町もこの条例を設けているんですが、条例を見ましても、当たり前のことというか、みんな、こう守りましょう、こうしましょうということだけなんです。でも、それじゃあ変わっていかない。ツツジの中には、ペットボトルだったり缶だったり、お菓子の紙だったり、もう本当にいっぱい突っ込まれていますよ。

だから、何て言うんだらう。このままで屋久島が本当にきれいになるのかなど。不法投棄は、その人がいわく、いっぱい捨てられているけれども、屋久島は草が伸びるから、もう見えなくなってるよ。あんまりあそこには行くな、蛇が出るからと言われて、私も行ったんですけども、じゃあどうしようということなんです。町長、その現状はどういうふうに考えられますか。

○町長（荒木耕治君）

30年前は、まだすごく不法投棄とか、大型の冷蔵庫、テレビ、そういうものが、この島にも散乱をしておりました。それから、世界自然遺産に登録をされるとともに、そういう皆さんが意識というか、そういうものも、環境に対する意識も変わってきたらうというふうに私は思っております。

ですから今、議員が言われるように、ごみ1つ落ちてないですねというのは、私も何人かの観光客の方からよく言われて気分がいい思いをしています。それは、ただ県道沿いの見えるところだけかもしれません。ですが、今でも、見て、じゃあ空き缶とかそういうものを、道路沿いでも見て見過ごす人、それをとまって拾って帰ってする人、また、毎週とか月に何回とか、私の家の周りでも、若い青年を見ますけれども、そうやって、

自分の周りを、空き缶とかごみを拾って歩いている若者も目にします。

ですから、私どもの島は、そういうことで、よく私言いますけども、島民の意識の改革も大事だと言っていることは、観光客がいらっしゃる島で、今、議員が言われるような、自分でできることは自分たちでもやっぺいこうという、そういう意識を持つことが非常に大事だろうということを今、一番思っています。

ですが、今、啓蒙啓発もやってきていますけれども、これも、合併をして12年前、それも旧町時代から引き継いできた条例でございます。ですからここで、いい機会と言ったらおかしいですけども、もう一遍、そういう原点に返って啓蒙活動やる、生活環境課に、もう少し徹底をしたこと、今、議員が言われるような、大きな看板を立てるのもいいかもしれませんけれども、何かそれにかわる、まだやれる方法というのがないのか、そういうことを少し、内部で検討をさせてみたいというふうに思います。

○3番（岩山鶴美君）

今、町長言われましたけれども、条例を掲げて、それでもきれいにならない。でも、屋久島はごみに厳しいんですよという、屋久島に来たら、ごみ1つ捨てられませんよというような、そういうやっぺい取り組み方をやらないと、徹底してですね、いけないんじゃないかな、やっぺいいけないんじゃないかなという思いがあります。

じゃあ、先ほどの色んな例をとったときに、屋久島町も、屋久島町でごみポイ捨てをすると罰金が科されるんだよというような、例えばつくったとします。そうすると、子供たちにもそういうのが周知されて、あっ、やっぺいいけないということが、罰金を払わんといかんというような、何と言うのかな。やり方の心の持ちようなんですけれども、親が捨てなければ、多分、子供も捨ててないんじゃないかと思うんですが、中にはやっぺい、子供たちの中にも、ツツジの中に投げ込んだりする子供たちもいたりしますので、そういう、ちょっとアイデアを考えて、みんなで徹底して取り組もうという風潮をつくるべきかなと思います。そういう条例をつくりたいんですよ。

だから、ごみのポイ捨ては罰金ですよ。例えば、生活環境課の中に窓口を設けて、連絡一報くださいと。今の世の中、まともにその人に注意をすると、いろんなトラブルがあったり、殺人まで発展したりとか、いろんなことがあります。今もう、携帯とかいろんな時代ですから、車のナンバーとか、こういう方がこういうことをしてましたよというのを、生活環境課の窓口の中に設けて、それで、そういう取り組みをすると、やっぺい違ってくるんじゃないかなと思いますので、たばこ1本でも許さない、ごみのポイ捨てを許さない、きれいな町をつくっていきましょうということで徹底していくやり方を考えてもらいたいと思います。世界に通じるきれいな屋久島を、大人も子供も目指していきましょうということで、どうですか町長。

○町長（荒木耕治君）

愛煙家の私も気をつけろってしょっちゅう言われておまして、それから、議員の言われるごみのポイ捨て条例をつくるということじゃなくて、今あるこの空き缶等散乱防止条例というこの中で、また、徹底してそういうことも、今、議員が言われることも徹底をして、この島はポイ捨てには厳しい島ですよという、そういうことは当然、やっていかなければいけないことだと思いますので、努力をして、みんなでそういうごみの不法投棄、ごみのない島にしていくようにしたいというふうに思います。

○3番（岩山鶴美君）

ぜひですね、その取り組みをみんなでやっていきたいと思います。

あと、担当課で今、各集落で、ごみの分別の説明会が行われているということでしたので、住民の方に理解していただいて、本当にこの分別がきちんとできるようになりたいものだと思います。大変でしょうけれども、よろしく願いをいたします。

次に、口永良部島の廃棄された車の撤去に早く取り組むべきではないですかということでお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

離島地域における使用済み自動車の適正処理を促進するため、自動車リサイクル法で、海上輸送費を支援する制度があります。使用済み自動車離島対策支援事業というものがあり、本町でも活用をしております。この支援事業は屋久島のみならず、口永良部島から輸送費も補助対象となります。口永良部島で自動車を破棄する場合も、この補助事業の対象とするためには、口永良部島の回収業者から屋久島の廃自動車回収許可業者を介して、県内の自動車リサイクル業者へ輸送をし、その証明が必要となります。その際に発生する口永良部島から鹿児島間間の航送料である海上輸送費の8割を自動車リサイクル促進センターが負担をする制度であります。

議員ご指摘の口永良部島における廃自動車につきましては、口永良部出張所の調査で、約20台の自動車が島内で廃棄されているのを確認をしており、現在、その廃棄場所の土地所有者及び自動車の所有者を確認中でもあります。この所有者が判明次第、早急に処分をするよう働きかけをし、適正な処理を行うことによって、口永良部島のすばらしい景観の維持に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○3番（岩山鶴美君）

今、町長から大変うれしい答弁をいただいたんですけれども、町民と語る会があって、口永良部に行ったときに、町民の方からもそういう意見が出たんですが、私も自分の目で見て、その廃棄した車の数にすごく驚いて、あれ、何か畑で物置にしているのかなとか思ったりもしたんですが、いやこれ、どうにかならないんですかねという話の中で、ずっとそのことを気にしていました。

私の父も畑に小さな車を置いて物置にしていたことがあって、「いや、お父さんこれ

朽ちると、もうだれも持っていってくれないんだから」と言って、説得してそれを運んでもらった体験があります。見えないところで物置に使っていることに関しては、景観ということには触れないのかもしれないんですが、景観条例もつくってある屋久島町の中で、やはり、口永良部の廃棄した車は大変目立ちました。担当課に、そのことは進んでいるのかなということでお聞きしましたけれども、調べていただいて、持ち主もわかったということで、大変いい答えをいただきました。

鹿児島間の航送料という海上輸送の8割を、自動車リサイクル促進センターが負担する制度ということでしたが、これって今まで、使ったことがあるんでしょうかね。課長、お願いします。

○生活環境課長（矢野和好君）

自動車リサイクル法に基づきます離島対策支援事業、これは平成27年ぐらいから始まった事業でございます。口永良部につきましては、2年ほど前、一度使ったことがあるということをお聞きしておりますが、昨年は実績がありませんでした。担当と話をしまして、口永良部島からの輸送も対象になりますよということをお知らせしたところから確認がとれましたので、早速、そういう手続をしていこうということで今、進めているところでございます。

○3番（岩山鶴美君）

担当課で動いてくださっているの、じゃあこれは早い時間にやっていって、解決して、景観がよくなるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

町長から答弁いたしましたとおりに、この所有者、判明といいますか、確認をしているところでありますので、これは判明次第、やはり、持ち主を説得をいたしまして、そういう手続をとってくださいますということをお知らせしたいというふうに思っております。

たとえば、自分の土地でありまして、これまでの判例によりますと、やっぱり不法投棄になるという判例も出ておりますので、そういうことも含めて説明をさせていただいて、景観の回復に努めたいというふうに思っております。

○3番（岩山鶴美君）

課長からいい答弁をいただきましたので、ぜひ取り組んでいただいて、その景観を取り戻せるように努力していただきたいと思っております。よろしくお祈りをいたします。

そういうことで、3番目の質問にいきます。

次が、山に登る人には携帯トイレの持参を義務づける考えはないかなということ、私は議員になる前に、これはずっと思っていたことなんですけれども、自分も体重重いですけど山が好きで、地元の中では行っているんじゃないかなと思うんですが、山に登っている、体験している中で、やはり、トイレの状況というのは、携帯トイレの持参は

必要じゃないかなと思うんですけども、その辺の考えはどうか、町長。

○町長（荒木耕治君）

議員は使用したことがありますか。携帯トイレ、ありますか。

携帯トイレに関してのこれまでの経緯を申し上げますと、屋久島山岳部では、平成22年度から携帯トイレの導入を行っております。環境省からいただいた資料ですが、開始当初は26%と低かった携行率も、平成27年度には73.5%にまで上昇をしました。

この数値は、調査日数が9日間で、調査グループが数が113グループを下山時にアンケート調査を実施をしたものであります。これは継続的な普及啓蒙活動の成果による携帯トイレの認知度が上がったものと思われま。

しかしながら、使用率は25.7%と低い数値でありました。その中で、携帯トイレを使わなかった理由として、山小屋のトイレで足りたという回答がほとんどを占めておりました。

これまで、携帯トイレの導入や完全移行への検討はし尿搬出事業を実施する際など、何度となく議論を重ねております。その中で、自分で出したし尿であっても、持ち運び際、臭いや漏れの心配がある、ポイ捨ての実態がある、携帯トイレの包装ごみにより山に持ち込むごみがふえる、全量を町の処理施設で処理できるのか、避難小屋のトイレをなくすことが適切なのかなどの意見があります。

このことにより、平成22年度に屋久島山岳部利用対策協議会において、高地にある新高塚小屋に自己完結型トイレを整備し、その評価を行った上で、島内の避難小屋の整備について検討する。それまでの間、既設トイレと携帯トイレの併用を行うことを決定をしているところです。

なお、山岳部環境保全協力金制度検討部会では、コスト削減案として、屋久島世界自然遺産国立公園における山岳部利用のあり方検討会においては、屋久島らしいトイレのあり方として提案をされる一方、一方で、日帰り登山者はできるかもしれないが、山中泊登山者のお客様は荷物が多くなり、なかなかしづらといった現場の実態からの慎重意見がある現状です。

このような状況下においても、マンパワー、表面からも人力によるし尿搬出が継続できないおそれがあることから、本会議に上程している屋久島町第2次振興計画には、携帯トイレの移行に向けた準備を進めることを掲げております。まずは、登山者のニーズを把握している観光協会との協議を整えた上で、定着に向け、段階的に移行する方策など検討をする必要があると思っております。

○3番（岩山鶴美君）

今の町長の答弁の中で、環境省のデータのパーセントが出てきましたけれども、9日間で下山をする人のパーセンテージだったんですが、私は、これ扱っているのが観光協

会の窓口だったり、あと何カ所かで置いているんですけど、そこで聞くと5%ないんですね。だから、私はどっちかという、失礼ですけど、環境省の9日間のデータじゃなくて、観光協会のデータを私は信じたいと思っています。100%中5%に満たないぐらいのこの簡易トイレのことを、もう少し真剣に考えていく必要があるんじゃないかなって。

町長これ、携帯トイレの使用に御協力くださいというこのパンフレットなんですけども、先程、町長の答弁の中にも臭いのこととか、色々書いてましたけれども、これってすごいいいパンフレットなんです。山岳部トイレの現状も書いていますし、携帯トイレ利用のメリットが、山にし尿を残さず維持管理費が軽減される。山岳部トイレの待ち時間が軽減される。山の各所にブースがあり安心で便利。悪臭がなく、お尻も直接便座に触れず衛生的。しかも、この使用後に里まで持ち帰った場合は、燃えるごみとして廃棄しますが、この携帯トイレは、災害備蓄用トイレと同等の品質を備えています。未使用の場合は持ち帰って、災害用、介護用、ドライブ等での緊急用トイレとして御利用ください。7年間の保管が可能ですよとか、使い方も図を示して、きちんと書いています。携帯トイレのマップも書いていますね。

観光協会が、これ必要ですからお願いしますと言っても、縄文杉から登るときにはどのぐらいですか。4時間ぐらいとなると、若い人は、ああそのぐらいだったら我慢できるから大丈夫みたいな感じで、若い人は大丈夫かもしれないけど、おじさん、おばさん大丈夫かなって思っているんですけども、私を含め。

それで、やっぱり屋久島町がこれを義務づけるということが大事で、この携帯トイレのパンフレットどおり、これ、自分たちで持ち帰っても使えるし、これを義務づけることで、年間7万人ぐらい登っている山の人たちが、みんながこれを義務づけるということを考えると、何の悪いこともないのに、そういう努力をするべきじゃないかなと思うんですけども、何の本当に臭いもあれしないので、多分、下山のときにリュックに下げてきたりとか、そういうので少し違和感があるということがあるかもしれませんけど、これ義務づけるとみんな、何もそれが気にならなくなると思うんです。これ担当課でもいいですが、町長でもいいですが、どう思われますか。お答えください。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

先程、岩山議員の答弁の中で、観光協会が5%という数字が出ましたけども、観光協会も独自に、やっぱり平成22年度から携帯トイレの携行率並びに使用率というのを出してあります。大体、平均しますと70%を超えてきているという状況ですので、持っていかれる方はいらっしゃるんですけども、先程言いましたように、荒川登山で言いますと、荒川口登山、トイレありますし、大株、高塚ということで、使用しなかったということになります。

要するに、屋久島の山は避難小屋ですので、もちろん、山中泊の方もおりますし、そういう登山者のためには、既存の施設の充実ということも必要だろうと思っておりますけども、携帯トイレについても、今後、し尿の排出にかかる諸経費等を考えると、将来的には、携帯トイレに移行していくということも必要だろうということなんですけども、今なかなか、考え方が一本化されていないということもありまして、先程言いましたように、第1の振興計画においては携帯トイレに移行する形で、今後、いろんな広報活動を含めて検討していきたいというふうに考えておりますけども、ただ、義務化ということになると、また非常に、ちょっとクリアしなければならないところもあるのかなと思いますので、それはこれまでやってきたように、普及に向けて、ちゃんと登山客に周知をしていくということに努めていきたいというふうに考えております。

○3番（岩山鶴美君）

今、課長が言われたパーセントは、この携帯トイレも1回1枚500円、2枚入りで700円ですから、それを山へ登る方が買って行って、使わなかったからと言って返金はないですよ。返金はないですけど、使わなかったから、荷物になるからって置いていった数はすごい多いですよ。

それを私も1枚もらってきましたけれども、そのパーセントなんかはわかりませんが、本当に観光協会の実情を聞きますと、もう少ないんだということ。それと、ガイドさんによっては要らないんだ、いいよという方もいるそうなんですよね。

だからやっぱり、ガイドさんたちの意識というのが必要なのかなというのもありますし、先程、課長は義務化になると、ちょっと難しいところがあるのかなとおっしゃいましたが、何事もやっぱり、最初は大変だと思います。でもそこに、義務化することによって、きっといい結果は生まれると思いますので、きちんとその辺を、関係者も含めて考えていただいて、もうとにかく、いいふうになってほしいなと思いますので、それをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。14時25分から再開します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、榎光徳君に発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

皆さんお疲れさまです。今回の一般質問もいよいよアンカーとなりました。しばらく

の間、おつき合いをいただければ幸いです。

それでは、通告に従い、町長に質問をいたします。私の今回の質問は、1つ目に、中学生交換ホームステイの支援体制について、2つ目に、地域みらい留学制度の展望について、そして3つ目が、災害発生等緊急時の食糧等備蓄支援についての3点であります。

それでは、まず1点目の中学生交換ホームステイの支援体制についてであります。正式には、日本列島姉妹渡航中学生交換ホームステイということですが、先般、約6年ぶりに、東北3大祭りと言われる青森のねぶたが、本町で2日間にわたり運行されました。町長、同僚議員の皆さん初め、ここにおいでの方のほとんどの皆さんが参加をされたことと思いますが、大変な熱狂というか、大いに盛り上がったのではないかと考えております。

このねぶた運行は、町長も御存じのとおり、もとはと言えば、旧浪岡町との中学生交換ホームステイが縁で始まった交流イベントであります。当初、平成3年度から民間主導のもとで始まりましたが、この28年間の長きにわたり、交流が続けられてきたものの、時代の流れとともにさまざまな課題を抱えているのも現状であります。

この事業の趣旨と申しますか、本来の目的は交換ホームステイですから、真夏に東北の子供たちが屋久島に来て、南国の夏を味わってもらおうと、そして、真冬は、今度は屋久島の子供たちが青森へ行って、北国の冬を味わってもらおうというお互いに気候風土の異なる地域での貴重な体験をしてもらうというのが狙いだっただけですけども、先ほど申し上げましたように、この長年の間に色々な問題が持ち上がってまいりました。受け入れ家庭の問題でありますとか運営面での問題、あるいは財政負担、事務局体制等のあり方等について、民間主導でのこの運営に、なかなか限界が来ているというのが現状であります。

これらを踏まえて、行政主導のもとで、何とかこの事務局の移動というか、事務局体制を行政側に移行できないものかどうか、まずはこれについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の質問にお答えをします。

中学生交換ホームステイの交流がきっかけとなり、青森市との友好盟約を締結しております。これまで長年にわたり、中学生交換ホームステイは民間レベルで交流を続けておられることに深く敬意を表したいと思います。

先般、屋久島町の新庁舎落成を祈念し、青森市長を始めとする関係者の訪問があり、盛大にねぶた運行が実施をされたところであります。

さて、中学生交換ホームステイの存続が危ぶまれているとのことですが、これまで中学生交換ホームステイへの財政支援は、屋久島町未来を担う人材育成事業実施要項の規程により、町の旅費規程により積算した旅費の金額の75%以内という補助額になっております。屋久島青年会議所が実施をしている日田市との交流事業も、同じ規程を用いて算定しております。

なお、昨年度のホームステイ実行委員会の決算書では、町からの補助金予定額73万2,420円に対し、青森への派遣事業に要した費用は67万1,130円となっておりますので、事業を継続できないほどの状況に窮しているとの認識はしておりませんでした。

また、行政に事務局体制を移行する考えはないかとのことですが、ホームステイ事業の継続如何が姉妹盟約を左右するものではないと考えます。民間からの発案、民間主導でお互いに行われており、その意義も大きいものと思われまます。

近年は参加者が少ないことも伺っておりますので、現事務局との今後のあり方について、助言ができるようであれば、対応して考えてまいりたいというふうに思っております。

○8番（榎 光徳君）

助成金につきましては、今町長からありましたように、この未来を担う人材育成基金を充当していただいているというのが現状です。これまでもこの交流事業に関しまして、私も幾つかのやりとりをさせてもらった経緯があるんですが、今ありましたような日田市との子供の交流事業、そしてまた熊本県の菊陽町の交流、そしてニュージーランドもありますけれども。

例えば、熊本県の菊陽町、これは子供会交流ということで、町の子供会育成連絡協議会もかかわっているんですけども、事務局は教育委員会で持ってもらっております。物流的交流の中で、ふるさと産業祭りですか、これに関しての関係は産業振興課になるわけですけども、それとかこの日田市の交流につきましても、事務局は教育委員会教育振興課で持ってもらっているわけです。それとニュージーランドも、もう御存知のように、これは教育委員会のほうでしているわけですけども、財政支援も含めてということだったんですが、確かに最近では、この参加者も非常に少なくなってきた、交換ホームステイですから、お互いに夏場に受け入れをして、そして冬場に派遣をするというようなことで、なかなかこの5日間の日程の中で、これをホストファミリーですか、受け入れ側のもなかなか日程的に厳しいとか色々問題がありまして、非常に少なくなってきました。

そういった中で、当然、子供たちからも負担金を取る、そして引率も何名か行くわけですけども、引率者からも当然負担金を取って、経費的には賄っているわけですけども、先程、昨年この73万円の例が出ましたけれども、これはあくまでも実費経費と

ということで、実際やってみると色々な経費が出てくるわけです。こういったのを考慮すると、非常に厳しい予算の割り振りをしなければいけないというような状況にあるわけです。

それと、この運営にしましても、5日間の中で色々なカリキュラムをつくってやっていくということになると、これにかかわる取材、今民間サイドでやっていますので、例えば、その中には事務局を受け持ってもらっている役場の職員もおります。そういったことになると、休暇をとってその対応に当たるとか、さまざまな問題があるわけです。

ですから、そういったようなことで、何とか、当然、実行委員会があるわけですので、実行委員会の中で色々協議をしながらやっているわけですが、もう何年もここ数年、なかなか厳しいというような状況の中で、ほかの交流事業のように町が事務局を持ってないものだろうかというようなことも、ずっと前から声があったわけです。ですから、今回このような話を出しているわけですが、そこら辺の他事業との交流事業との兼ね合いを考慮した考えというのは、町長、どうお考えですか、もう一度お願いしたいと思いますが。

○町長（荒木耕治君）

先程も申し上げましたけれども、やっぱり民間でスタートしたという、そこにこの事業のすばらしさがあるというふうに私は思っております。ですから、今それで、議員が言われる、なかなか難しくなってきたということであるが、私の思いは、できれば今の交換ホームステイという形をとるのかどうか、またいろんなことに対して事務局で、できれば民間でやっていただきたいというのが今の私の思いであります。

○8番（榎 光徳君）

当然、ほかの事業もそうですけれども、本町に対する経済効果とか地域振興には、少なからずとも私は寄与してきたんじゃないかなとは思っております。

そこで、実行委員会の結論というか、実行委員会も年度末に、3月に総会をするわけであって、それまでの間に何とか方向性を出したいと、町のお考えも聞きながらしたいというそういう意向もあります、当然。

ですから、例えば、菊陽町とかいろいろ受け入れをして、この交換ホームステイは個人の家、民間に受け入れしていますけれども、例えば、受け入れを研修センター内にするとか、その中身の方法論は色々出てくると思うんですが、そういったことを捉えたときに、やっぱりほかの、この交流事業と同じような、やっぱりそういう事務局体制ができればいいのかなと思っているわけです。

また一方では、相手のあることですから、青森側にも私、こちらの屋久島側の実行委員会が、もううちはできませんよと、やめますよということは一方的に言えないわけで

ありまして、当然、こちらの色々な進み具合では、向こうに、またそういう話もしていかなければいけないというようなこともあるわけです。

ですから、できることであれば、当然ほかの交流もやっているわけですので、その友好盟約も結んでいるわけですので、中学生のホームステイの部分だけでも、まずは、そういった研修のあり方みたいな方向に移行できないものか、そういったような考えがあるんですが、そこら辺はどうですかね、やっぱりそれは無理なんですかね。

○町長（荒木耕治君）

今、なかなかそういう問題に窮しているというのは残念ですけども。実は2000年に私も、2000年の正月に、ホームステイの団長で、当時、上屋久町の議会議員で、当時の浪岡町へ行ってまいりました。それで、その1月に行って、8月に第1回目のねぶた運行をここでやった、その打ち合わせも兼ねて、私は派遣をされました。ですから、非常に今この事業がこんなふうになってきているというのは、非常に残念な思いがしますけれども。

しかし、先程からも色々言われているように、少子高齢化で子供の数も少なくなってくる、受け入れ態勢もそういうふうになかなか思うようにいかないということは、ここで一遍仕切り直しといいますか、原点に戻るといいますか、ゼロから、じゃあこの事業を今の形で継続するのか、それとも今議員が言われるように、研修センターなり何なりを使ってやるようなそういう形にやるのか、事務局できちんとその方向性を、先ほど言われたように相手もあることですから、そこら辺がですね。ですから、これを、もうなくしても、逆に極端に言いますと、なくしても青森市との友好盟約というのは変わらない、続けていけることはできるというふうに思っております。

ですが、やっぱり今まで続いたものですから、できれば形は変えてでも、そういう形でできることがあれば支援はしていきたいというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

どういうふうになっていくかというのは、確かに相手もあることですので、今後そこら辺の協議は進めていきたいとは、実行委員会のほうでもそういう思いを持っているわけですけども。今の中身の方法論も含めて、今後、行政サイドのそういった支援というものを、ぜひ今後もお願いしたいと思っています。

実行委員会のほうとも、そこら辺の話し合いを何度かさせていただきたいと思いますので、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に2番目のほうに入りたいと思います。地域みらい留学制度の展望についてでありますけれども、きのうもきょうも同僚議員からも触れておりましたけれども、一昨日、9月の11日でしたが、離島開発総合センターで、この「ジョン・デンバーへの手紙」、凱旋公演というか最終公演が開かれました。昼も夜も大変な、会場満

杯のお客さんが来てくれまして鑑賞していただきましたけれども、やっぱり国立劇場での演劇観劇者に言わせると、夢の舞台というぐらい、町長も甲子園に例えて言っていたけれども、本当に頂点まで上り詰めたというようなことで、今の高校生の頑張りというか、当然この頑張りには、地域の方々とか、あるいは色んな方々、行政も色々な支援もいただきましたし、そういった周りの方々の支援もあって、なし得たことでもあるということも理解しておりますし、そのことについては大変感謝をしなければならないと思っているんですけれども。

いずれにしても、島民はもとより、本当に島外者、出郷者の方とか卒業生、関係者の方々に、非常に大きな明るい話題と大きな感動を与えてもらったんじゃないかなと思っております。

また一方で、これも皆さん御存じのように、ことしの4月からは、入学生が1名のことでクラスが1クラス減になるというような、そういう非常に残念な結果にもなったわけです。

このことについては、私、30年のたしか第1回の定例会でも関連の質問をさせていただいたことがあるんですけれども、今までにさまざまな取り組みを、学校、PTA、同窓会、一緒になって色々取り組みをしてきましたけれども、特に、この受け入れ態勢の件では、具体的な取り組みというか、まあ下宿でありますとか、それから孫戻しとか、出郷者のお孫さんを地元に戻して受け入れをするとか、そういうことはありましたけれども、いわば学生寮みたいなこのことについては前進が見られなかったというのも現実であるんですけれども、このことについて、公設の学生寮ができないものかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

さきの議会でも触れましたが、今年度の屋久島高校の学級数が1クラス減となったことを受け、屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略で本町が掲げる目標、「屋久島高校の維持・存続のための生徒数の確保に向けた取り組み」の一環として、先日、地域みらい留学推進協議会主催の「地域みらい留学フェスタ」へ参加をいたしました。大阪・東京・名古屋の3会場に参加し、延べ1,102組の家族を対象にPRを行い、屋久島高校への進学に興味を持った32組から問い合わせや資料請求等をいただきました。その後の7月31日に開催されました屋久島高校の中学生一日体験学習には、実際に町外からも5人の参加生徒がいたことから、一定の効果はあったのではないかと思います。

議員から御質問のあった学生寮の設置につきましては、地域みらい留学で実際に学生寮を導入した高校の話の中で、設備投資やその維持管理費が膨大であることから、設置についての検討はしておりません。また、屋久島高校敷地内に設置されている清和館を学生寮として復活できないか、屋久島高校を通じて、県の教育委員会へ確認をしたとこ

ろ、再開の予定はないということでありました。

○8番（榎 光徳君）

ただいま町長からあった「地域みらい留学フェスタ」の報告会、私も参加させていただきましたが、同僚議員も何人か参加をしていただいたと思うんですが、行政がこのようにして、私は本腰を入れて地元の屋久島高校に取り組みをしてきたのかなという思いはあります。ですから、この報告会で、色々広島の大崎上島の例とかありました。私ども総務常任委員会でも昨年研修に行きまして、非常に勉強になったわけですが、

確かに、学生寮をつくるというのは、非常に色々な内容があり、厳しい面もあるかと思えます。今町長からもありましたけれども、県教委が、その方向にはないと。私どもは、せっかく旧清和寮があったところを何とか復活できないかという思いで話を出していたわけですが、それがなかなか厳しいということでもありますので、このフェスタの報告会にもありましたが、それは今後の動向を見据えて、まずは下宿先の確保と、それから色々なそれに類する色々な補助制度、そういったものを確立をさせていきたいということもありましたので、そこら辺も当然、先程申し上げましたように、これまでも島外からの受け入れで下宿を探したりとか、孫戻しで来たりとか、そういう例がありましたので、ぜひ行政サイドでそういった支援をしていただければ大変ありがたいと思っているんですが、そこら辺の考えについてお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

下宿先と民間受け入れ者に対する補助制度の創設につきましては、下宿によって料金や条件の設定が異なることもあり、一律に補助額を定めることは容易でないと考えます。

その代替案として、屋久島高校へ入学を希望する町外中学生の中から、面接等の手段により適性を得た者に対し、予算の範囲内での補助を今検討をしているところであります。

○8番（榎 光徳君）

予算の範囲内ということなんですが、屋久島高校が島外に発信する色々な資料の中で、下宿であれば7万円から8万円ですよというようなことで、4万円ぐらいは補助をしましょうというような、個人負担が4万円ぐらいになりますという、そういう資料も出したりしているわけですね。ですから、今回のこの報告会の中で、やっぱりちょうど同じような内容の資料、これはあくまでも計画ですけれども出ておりました。やっぱり卵が先か鶏が先かということになるんですけれども、もう既に来年度の定員募集については動いております。

そういった中で、受け入れ態勢ができていなければ、屋久島に来たいということであっても来られないわけであって、そこら辺をはっきりと手立てはしてありますよという

ようなことをするためにも、行政側でそういった、何人かのことはクリアーできるように処置をしましょうというようなことがあれば、非常にありがたいとか心強いとか、そういったことになるわけですけども。

具体的には、もう11月、12月の予算計上の中でそういったことをしていかなければいけないんですが、そこら辺が可能なのかどうか、そこら辺を、いま一度町長にお尋ねしたいと思うんですが。

○町長（荒木耕治君）

この場でやるとは言えないですけども、高校とも、OBとも、父兄会とかですね、関係機関とはよくそこら辺は話し合いをしていかなければいけないと思います。軽々には、答え出せないと思いますんで。少しそういうあれで協議をしていけばいいんじゃないかというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

きょう、財政的な大変厳しい中で、色々給食費の問題もありましたけれども、確かに具体的なそういったことは、まだ出せないんでしょうけれども、ぜひこのことについても、付随したことを言っていけば、例えば、スクールバスの問題、補助の問題とか、そういうことにもつながっていくわけですけども、そこら辺も含めて、今後、町がそういう本腰を入れて取り組みをしているんですよというようなことを私も全面に出していきたいと思うんですけども、そういう方向性でいいですか、そういう理解でよろしいですか。

○町長（荒木耕治君）

先程は予算の範囲内ということを申し上げましたんで、それには御理解をいただきたいと思います。また、議員が今言われた、その要因の一つに、永田や栗生等、遠距離の地区の生徒については、通学時間や通学にかかるバス代が負担となっているという趣旨のものもあるんじゃないかと思います。

これに対し、議員からもありましたが、財政厳しいとばかりは言っておりませんので、やるべきことはやらなければいけないというふうには思っておりますんで。今、来年度から地区のこの通う生徒の負担を一律にできないかということのを内部で検討をしております。スクールバス補助事業の拡充について、今、栗生から乗る、例えば、安房から乗る、楠川から、小瀬田から乗ると料金が違う。これを均一に、どこから乗っても同じ料金に、今しよう。それによつては少し町も持ち出しをして、そういう補助制度を拡充をしていけば、例えば、栗生から乗ると高いんで、その分を鹿児島島に出しても変わらないよという人が、もしそういうのが屋久島高校に行く一つの障害になっているのであれば、そういうこともこれからやっっていこうというふうに、今思っているところであります。

○8番（榎 光徳君）

私は、スクールバスの補助の問題は、別に触れるつもりはなかったんですが、確かにそういうことで大変ありがたいと思っているんですが。一番遠距離で1万一千四、五百円かかっております。近い人で4,000円から5,000円、志戸子とか小瀬田方面が4,300円、4,500円程度ですね。尾之間で、たしか7,000円ぐらいだったと思うんですが。確かにこれの解消で、また実際、屋久島高校に行きたいと、行っていいよという判断をする材料に当然なるわけですので、ぜひそれもあわせて検討いただければ大変ありがたいと思っております。

1クラス減というのが、今回は1名のことでそういうふうになったわけですがけれども、40名クラスと20名クラスじゃ、また全然違うし、中身も違って来る、当然、教職員の配置数も違ってくるとか、年間のカリキュラムですとかそういったのが、もう相当違って来るわけですので、これが3年間持ち上がりということになると、またどうなっていくのかというのももうおわかりだと思っております。

そういったようなことで、ぜひこの1クラス減というようなことが、また来年も続くということがないように、ぜひそういう対策を講じていただければ大変ありがたいなと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

今の、ちょっとまた補足というか、これまでの下宿とか空き民宿、素泊まり民宿、色々なそういった取り組みについては、これまでも何回か申し上げてきましたけれども、これは人数によって色々取り組みが変わってくるわけですが、例えば、屋久島高校の清和寮ですか、そこら辺のことも以前も話をしたこともあります。こういったことを、もし具現化していくためには、また高校サイドとか、あるいはPTA同窓会サイドだけでなく、もし行政のほうからも色々話が行けば、また受け入れも違って来るのかなということもありますので、今後の進め方として、そこら辺もぜひ支援をしていただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、この件については終わりたいと思っております。

最後に、災害発生等の緊急時の食糧備蓄支援についてであります。この件もこれまで同僚議員とも何回か取り上げていただいた経緯があるんですが、災害時の防災対策というのは、基本的には当然、自主避難でありますとか自主防衛、これ自主防衛というのは今の食糧備蓄を含めてのことなんです。これが基本だというのは、もう当然だと思っております。

先日の日曜日でしたか、楠川地区の避難訓練がありました。私も近くの避難所に行ったんですが、皆さん手ぶらで来るわけですが、私はリュックに色々懐中電灯ですとか医薬品ですとか、食料としてちょっとしたパンを入れたりして、一応は持って出ました。やっぱりそれは当然、日ごろの訓練の中で、あるいは日ごろの備えの中で、

少しずつでもそういうことをしておかなければいけないというのは基本なんですけれども、質問にあるんですけれども、実は宮之浦の平和町地区、これは平和町海岸地域津波対策協議会ですかね、以前、避難経路のことで同僚議員が質問されたこともありましたけれども、宮浦小、中央中、そして平和町地域の皆さんと一緒に避難訓練もしております。

そこに最近は高校も一緒になって小中高連携でそういうことをやっているというようなこともお聞きをしました。これに合わせて、食糧備蓄をやりたいというようなことで、計画をしているようなんですが、この食糧備蓄について町の支援ができないのかどうかというのをお尋ねをしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

鹿児島県が発表した浸水想定において、宮浦小学校及び中央中学校の周辺地域には津波の到達が予想されておりますので、万が一に備えて、食料や飲料水等の備蓄の必要性は十分に理解をしております。

しかしながら、南海トラフ地震の津波等が発生した場合、宮之浦地区だけでなく、町内の広い範囲で大規模な災害の発生が予想されますので、まずは町内各地区における備蓄を優先的に取り組む必要があると考えております。

本町では、大規模災害の発生に備え、平成26年度から町内各地区の公共施設を中心に、食料等の備蓄を行っており、本年8月末現在、口永良部島本村地区、尾之間地区、安房地区、宮之浦地区、一湊地区に食料や飲料水を備蓄しております。今年度も7年保存が可能な食糧セットを100セットを発注済みであり、今後も継続して備蓄品の整備に取り組み、備蓄数及び備蓄箇所を増やしていきたいというふうに考えております。

○8番（榎 光徳君）

町の全体的な取り組みをされているというのは、当然理解できます。実は、なぜこれをお願いしたかと申しますのは、屋久島高校が独自でPTA向けに父兄の負担を500円してもらって、その食糧備蓄をしたいというお願いというアンケートというか、そういったのを出そうとしていた経緯があります。それで、避難対策、食糧備蓄を含めて、これは当然、行政サイドの責務の一端でもあるというのもありますんで、できることであれば、そういう行政支援ができないのかなという思いもあったんですが、そしたら、その後、今小中学校のそういった動きもありまして、小中高連携のもとに、町に要望書が上がったと思うんですけれども、その中で町としては全体的な取り組みをしているんで、今のところ、ここの地区だけにはそういったことは考えていないというような回答をもらっております。

それはそれでわかるんですが、今非常に、どこの地区もそうなんですが、特に、この平和町地区については、そういった訓練も何回となくやって、非常に士気の高揚という

か、士気も高まっております、そういった意識がですね。ですから、私はそういった意識が高まっている地区については、少しでも早目にそういう支援体制をしてやるべきなのかなという思いはあります。

確かに、全町的な、私、この資料をもらったんですが、先程、町長が申しあげました口永良部を含めて、尾之間、安房、宮之浦、それぞれ備蓄をしております。それで、今年度も100セットの予定だということなんですが、私はこれと重複をして、幾らかの支援をしてもいいんじゃないかなと思っているわけです。

先程、具体的に言う500円というのがありましたけれども、小中高のこの生徒と、それから教職員合わせて六百何十名、700名近くの人たちを想定をしていたようです。で、700名として500円、1人負担させたときに35万円ぐらいですよ。金額的には、どうなのかなというのがあるんですけども、小中学校で捉えれば、栗生ですとか、それから永田ですと、ここら辺がこの津波の一番大きい影響を受けるわけですけども、ここら辺とも、ここ1年の間に年次的にそういった対策を講じていけばいいのかなという思いがあるんですが、そこら辺、それが町の全体的な計画があるというようなことで、本当に不可能なのかどうか、そこら辺はいま一度、町長、考えを。

○町長（荒木耕治君）

平和町海岸地域津波対策協議会では、令和元年の7月19日に理事会を開催をし、令和2年度に宮浦小、中央中の生徒全員分の備蓄品、食料、飲料水、携帯トイレを保護者負担で整備をすることを決定をしました。そして、各家庭における非常時の食料等の確保を呼びかけており、各学校における備蓄も自助の範囲であると考えます。平和町海岸地域津波対策協議会では、児童生徒に自助を教育するためにも、保護者による整備を決定をしたというふうに聞いております。

まさに自助・公助・共助という、その分担で、自分の命は自分で守るという、そういう意識といいますか、そういうものも今この対策協議会ではそういう話もして決定をしているということも聞いております。

○8番（榎 光徳君）

当然、私も先程それを申し上げたつもりです。この防災対策というのは、基本的にはやっぱり自助、自主避難、自主防衛、それがもう基本だということは、もうそうだと思います。

宮浦小のその対策は、中央中、ほかはちょっと具体的にはあれなんですけれども、宮浦小の場合は、自分たちのリュックを準備をして、その中に食料とか水だけじゃなくて、着がえ等についても簡単なもの、タオルですとか下着類になるのかわかりませんが、そういったものも入れて備蓄をするという考えもあるようです。

ですから、そうなると、300円が500円になるのか、500円以上になるのかわかりませ

んけれども、そういったことで負担になってくるのかなということが考えられましたので、こういうお尋ねをしたところです。

平和町海岸地域津波対策協議会ですね、この中でも色々、ちょっと意見の違いというか、そういうのもあるようです。確かに、当然、自分たちで全てやらにゃいかんよなという声もあれば、できることであれば、出費も多い中で行政側のそういう支援もあればいいのになという声もあるようですので、今回、またそこら辺を、町としての支援体制というか、これは、もう全町的な取り組みがあるというのはわかりますので、ひとつぜひそこら辺を配慮していただきたいと思います。

ただ、それと先程の繰り返しになりますけれども、そういったほかの地区もされているんでしょうけれども、特にここの地区については非常に積極的に取り組みをしているようでありますので、そこら辺の意識が損なわれないように配慮をしていただきながら支援体制を考慮していただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月24日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時12分

令和元年第3回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和元年9月24日

令和元年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年9月24日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第58号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第2 議案第59号 屋久島町第二次振興計画の策定について
- 日程第3 議案第60号 屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 日程第4 議案第61号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第63号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第65号 屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第67号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第68号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第69号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第70号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第71号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第72号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第73号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第74号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 令和元年陳情第7号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について
- 日程第19 発委第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について
- 日程第20 報告第5号 平成30年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告につ

いて

- 日程第21 報告第6号 平成30年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告について
- 日程第22 議案第75号 元年災第17号榊川宇都線橋梁災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第77号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について
- 日程第24 議案第76号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第25 認定第1号 平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第2号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第3号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第4号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第5号 平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第6号 平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第7号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第8号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第9号 平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 常任委員の選任
- 日程第35 議会運営委員の選任
- 日程第36 熊毛地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第37 議員派遣について
- 日程第38 閉会中の継続調査審査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩川茂隆君 議事調査係長 鬼塚晋也君
 議事調査係長 井綾乃君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付してあります議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第58号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第2 議案第59号 屋久島町第二次振興計画の策定について
- △ 日程第3 議案第60号 屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- △ 日程第4 議案第61号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第62号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第63号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- △ 日程第7 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- △ 日程第8 議案第65号 屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について
- △ 日程第9 議案第66号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- △ 日程第10 議案第67号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- △ 日程第11 議案第68号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第12 議案第69号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- △ 日程第13 議案第70号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第14 議案第71号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第15 議案第72号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第73号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第17 議案第74号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（岩川俊広君）

日程第1、議案第58号、屋久島町道路線の認定についてから、日程第17、議案第74号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの17件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（寺田 猛君）

おはようございます。

暑さ寒さも彼岸までと先人の教えがございしますが、ようやく涼しくなりました。ありがたいことであります。

令和元年第3回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会へ付託された議案にかかわる審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第59号、60号、61号、62号、63号、64号、65号、66号、67号、68号であり、予算案1件、その他の案件9件の合計10件でありました。

委員会審査は9月17日から18日にかけて、役場本庁舎第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第59号、屋久島町第二次振興計画の策定についてと、議案第66号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について及び議案第67号屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、本委員会に付託されたものの他の委員会にも関連した事ながらから効率的かつ徹底した審

議を行うため、産業厚生常任委員長に申し入れを行い、9月17日午前10時から第1委員会室において、会議規則第71条による連合審査会として審査をいたしました。

まず、議案第59号の第二次振興計画は、令和元年度から令和10年度を期限とする町の基本構成を策定したものであり、担当課長から策定までの協議会での議論や作業スケジュール等の内容説明及び報告を受けた後、委員からの質疑を行いました。

本構想の目標設定や見直しの期間のスパン、町民への周知方法のありようなどを問う活発な質疑が出され、いずれも検討し最大限善処するとの答弁でありました。

これらを踏まえ、本委員会で討論を行いました。目標設定や見直しの徹底などを念頭に原案賛成との発言があり、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第66号と67号は、令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに創設された会計年度任用職員の導入に対応するため、会計年度任用職員のうち、フルタイムとパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定するものとの担当課長からの内容説明を受け、質疑を行いました。

本町での対象としての職種や人数、増額分の金額、対象者への速やかな説明等の質疑や要望が出され、いずれも国からの詳細な情報が出され次第、各機関で協議、説明等を行い、混乱なきよう善処するとの答弁でありました。

それぞれ討論、採決を行いました。いずれも討論はなく、双方原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第60号、八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について、担当課長から内容説明を受け質疑に入りました。

10月までの保育料の未納があるのかとの質疑に対し、今月中に徴収したいとの答弁でありました。

時間外の預かり料に関する質疑では、月額1万1,300円までが無償、保育料は月額2万5,700円までが無償との答弁でありました。

他に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第61号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、担当課長から内容説明を受け質疑を行いました。

長時間勤務の多い課や部署はとの質疑に対し、観光まちづくり課の職員と広報担当職員が100時間を超える、改正にそぐわないので職員配置等を検討し善処したいとの答弁でありました。

他に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

議案第62号、屋久島町立学校設置条例の一部改正について、担当課長から内容説明を受け質疑を行いました。

改正後の法務局登記との整合性に関する質疑のほかに質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、担当課長から内容説明を受け、質疑を行いました。

船舶の切符等改正が間に合うのかとの問いに対し、既に準備に入っているとの答弁がありました。

他に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、担当課長から内容説明を受け、質疑を行いました。質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号、屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について、担当課長から内容説明を受け、質疑を行いました。

フォーラム棟や議会棟、中庭での音出しや物販、飲食、スクリーン持ち込みでの上映会等の細かい制限に対する質疑に対し、今後利用が促進されるよう規則で定め具体的に検討していきたいとの答弁でありました。

他に質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について（分割）については、各課の内容説明を受け質疑に入りました。

質疑内容が多岐にわたりますので、主なものを報告いたします。

まず、教育振興課では、各学校や公民館等のエアコン設置の進捗状況の質疑に対して、今年度予定している学校のエアコン設置はぎりぎり3月までかかる予定である。公民館等は各地区の実情、要望に応じ対応しているとの答弁でありました。

また、町内の各学校の遊具施設の整備拡充の要望等も出されました。

政策推進課所管では、憩いの森の遊具撤退と新設の予定はとの質疑に対し、人気の高い遊具なので新設を含め検討していきたいとの答弁でありました。

また、各出張所の守衛業務の配置や必要性、屋久島高校の地域みらい留学等に関する意見や要望等が出され、いずれも検討、善処するとの答弁でありました。

次に、総務課所管では、光回線設置工事の進捗状況や、それに伴う企業誘致あるいは

本庁舎のATM設置に関する意見、要望等が出されました。

以上の質疑を踏まえ、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。令和元年第3回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会へ付託された議案に係る審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第58号、63号、68号、69号、70号、71号、72号、73号、74号であり、条例案1件、予算案7件、その他の案件1、計9件でありました。

委員会審査は、9月18日、19日午前10時から役場本庁第2委員会室において、関係課長、事務局長に出席いただき、詳細な内容説明を受け議案審査を行いました。

まず、議案第58号、屋久島町道路線の認定については、特に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（分割）については、観光まちづくり課所管では、10条の志戸子ガジュマル公園条例は今まで5%とか8%の消費税は全然取り扱っていなかったかとの質疑に、取り扱っていないとの回答がありました。

また、指定管理者との事前協議はどの質疑に、青少年旅行村との打ち合わせは終了しているとの回答でありました。

次に、産業振興課所管では、第7条の屋久島町共同店舗1坪当たりの金額を示しているが、これに関して未収金はないかとの質疑に2店舗分の金額にして18万円余りの未収金があり、定期的な分割納入により徐々に減ってきているとの回答でありました。

また、楠川茶工場については、色々と問題を抱えているのではないかとの質疑に、現在のところ公募したが指定管理をするところが出てきていない。北部の茶の組合も現在は稼働していない状況であり、東部の茶の組合と協議し、機械とかが使用できないかと検討したが、機械自体が古く今のところなかなか妙案がないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）（分割）については、質疑が多岐にわたりますので主なものについて報告いたします。

まず、観光まちづくり課所管では、地域おこし協力隊員の報酬を今回補助金に組み替えしているが、補助金で取り扱うのは10月分からなのか、11月分からか。補助金申請、

実績報告をし、使途明細等の報告が必要で事務的にやりにくい面があるのではとの質疑に、地域おこし協力隊員の報酬を活動補助金にするものではなく、報酬と活動費の上限200万円があり、その活動費の200万円を補助金として隊員とも協議して活動に取り組みやすくするための補助金であるとの回答がありました。

関連し、地域おこし協力隊員を地域の人がほとんど知らない。地域に密着していない。そういう隊員が本当に目的を達成できるのか疑問である。採用時に地域の人とのコミュニケーションやボランティア活動に協力を指導するべきとの指摘がありました。

また、屋久島町観光協会補助金300万円は、平成31年度の繰り越しがなかったための増額かとの質疑に、通常は400万円とか300万円ほど繰り越しがあるが、今回は公益社団法人を解消したためゼロからのスタートで、町の補助金1,200万円と会費で賄っているが、今回は繰越金がないため人件費等が12月ぐらいに不足するための増額であるとの回答がありました。

次に、福祉支援課所管では、社会福祉総務費の使用料及び賃借料の中の宿泊施設使用料は町内の虐待の被害者の方ということかとの質疑に、島内でトラブルが発生した場合、けがなどがあり病院で入院せず治療のみで自宅に帰れない、親戚がいないケース等で一時的にシェルターの役割をする場所を施設として確保し、生活困窮者等で支払いが不可能な方を想定した10万2,000円であるとの回答がありました。

健康長寿課所管では、特定健診のしゃくなげポイントカードの成果はとの質疑に、平成30年度から特定健診、長寿健診の受診者の結果報告会に来られたときにポイント100ポイント付与している。まだ1年目ではっきりとは言えないが、受診率は1%ぐらい上がっている。報告会に来られた方9割以上がまた来たいとのアンケート結果があり続けていくとの回答がありました。

次に、生活環境課所管では、炭化物の有価物としての1キロ1円が歳入に出ていないが見通しはとの質疑に、買い取りしている会社との契約が基本契約であり、月間おおむね40トンの買い取りをお願いし、新たに40トンが出てくる分を買い取ってくださいと協議をしているとの回答がありました。

次に、産業振興課所管では、農業振興費の中で屋久島農業管理センター負担金50万円の補正があるが、農協と町との負担金の額は決まっているのではないかとの質疑に、現在、町が600万円、JAが300万円の計900万円で運営している。平成28年度から29年度にかけて繰越金もあり、2年間は町が400万円、JAが200万円に減額した結果、繰越金が減少し管理センターの作業員の雇用もなかなか厳しい状況で運営も厳しく、今回JAと折半する形で負担金を増額したとの回答がありました。

また、畜産基盤再編総合整備事業の事業主体はとの質疑に、事業の実施主体は地域振興公社になる、熊毛で現在この事業に取り組んでおり、熊毛地区全体が実施地区で各市

町で装置造成や畜舎の建設の事業ができるため、町も参加し負担金を納めているとの回答がありました。

次に、建設課所管では、口永良部島の本村湯向線の災害現場を現地確認したが、崩れた路肩を通過するのに躊躇する状況であるが、工事の迂回路として背面の土地は私有地なのかとの質疑に対し、私有地であり所有者にお願いして、今現在、大型車でも通行できるように拡幅しているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、消費税分は上げてよかったのではないかと、水道料金の値上げ分は月額平均どれぐらいの金額かとの質疑に、消費税については今回の条例改正の中で消費税が上がったときには必然的に自動で消費税が8%から10%に切りかえるようにしている。11月の使用量から試算で年間約3,000万円ぐらいを見込んでいるとの回答がありました。

なお、船舶の使用料金については、町民の使用料金を上げて船舶使用料を上げない理由というのを前回問うたところであり、今回の資料でおおむね理解ができた。諮問する段階でこのような資料をもって上程した、答申がなく、反対討論を行った。ぜひ次回より段階を踏んでやるべきとの指摘がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、基金積立金は2,692万8,000円か、総額は幾らかとの質疑に、積立基については合併後初めてであり、資料の基金の当初の78万円弱と今回の2,692万8,000円を足した額が基金の総額であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、介護認定を受けたい方が申請したが、ケアマネージャーが担当できず四苦八苦したという経緯がある。1人が30人を抱えているという結果も出ているようであるが、課長は把握しているかとの質疑に、1人のケアマネージャーが30人から35人ぐらいを持っていると計算上では把握している。人員が不足していることでサービスとかその需要に対応ができていない。これから人員の養成、育成、確保が課題であると認識しているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）については、メーター器の切りかえは単年で終わるかとの質疑に、メーター器の切りかえについては耐用年数が10年であり、9年目で今のところ交換をしているが、耐用年数が切れるメーター器についてはその都度購入して更新しているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、9月17日の午後より旧尾之間焼却場の埋設ごみの処理及び炭化物の詰めかえ作業の現地確認を行いました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第58号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、屋久島町第二次振興計画の策定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号、屋久島町第二次振興計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、屋久島町立八幡幼稚園保育料徴収条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、屋久島町立学校設置条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号、屋久島町立学校設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号、屋久島町庁舎関連施設使用条例の制定についてを採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第70号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第18 令和元年陳情第7号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第18、令和元年陳情第7号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についてを議題とします。

本案については、総務文教常任委員会への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（寺田 猛君）

令和元年第3回屋久島町定例会において、総務文教常任委員会に付託された令和元年陳情第7号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についての審査の経過と結果を御報告いたします。

審査は、9月18日午後2時から役場本庁第1委員会室にて行いました。

意見、討論ともになく、令和元年陳情第7号は意見書提出も含め、採決すべきものと決定をいたしました。

○議長（岩川俊広君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論と採決を行います。

まず、令和元年陳情第7号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和元年陳情第7号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

これで締め切りました。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

△ 日程第19 発委第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第19、総務文教常任委員長から提出の発委第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案についてを議題とします。

お諮りします。発委第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 報告第5号 平成30年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について

△ 日程第21 報告第6号 平成30年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第20、報告第5号、平成30年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告についてから、日程第21、報告第6号、平成30年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和元年第3回屋久島町議会定例会に追加提案をいたしております案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、報告2件、契約案2件、認定案9件、その他1件の計14件であります。

それでは、議事日程に従いまして、報告第5号、第6号について御説明いたします。

まず、報告第5号、平成30年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

平成30年度決算におきましては、本町の健全化判断比率はいずれも早期健全化基準未満であったことから、特段の是正改善を要する旨の指摘はなかったところであります。

次に、報告第6号、平成30年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告につきましては、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、簡易水道事業、農業集落排水事業、船舶事業の3特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

平成30年度決算におきまして、3特別会計に係る資金不足比率は発生していないものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（岩川俊広君）

これより総括質疑を行います。

報告については、質疑のみとします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

△ 日程第22 議案第75号 元年災第17号楠川宇都線橋梁災害復旧工事請負契約の締結について

△ 日程第23 議案第77号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第22、議案第75号、元年災第17号榑川宇都線橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてから、日程第23、議案第77号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第75号、第77号について御説明いたします。

議案第75号、元年災第17号榑川宇都線橋梁災害復旧工事請負契約の締結につきましては、令和元年5月17日から20日の豪雨により、橋梁24.1メートルが崩壊したため、橋梁下部工2基を新設する復旧工事であります。

去る9月10日、指名競争入札を行った結果、有限会社鹿根益建設が7,161万円で落札いたしましたので、代表取締役、鹿島益男と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第77号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結につきましては、平成30年9月27日から10月1日の台風24号により防波堤96.8メートルが被災したため、今回、防波堤14.0メートルのケーソン製作1函、幅21.0メートル、長さ14.0メートルの高さ10.7メートルを新設する復旧工事であります。

去る9月18日、指名競争入札を行った結果、株式会社森山（清）組が1億2,730万6,369円で落札いたしましたので、代表取締役、森山豊治と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（真邊真紀君）

議案第75号について伺います。2点。

1点目は榑川の区民には、幅員が半分ぐらい狭くなること、あと工事の予定が令和2年3月末日になっていますけど、大体の日程等を知らせてあるのかということと、あと入札が予定価格の公表しての入札だったのかどうかというところを2点お伺いします。

○建設課長（日高一成君）

まず、この工事の内容等につきましては、区長さんに入札日とかそういうものをお知らせしました。と同時に、こういう歩道が2メートルになりますとか、工期は来年の3月を予定していますということを伝えております。

また、文書でも区長さんのほうに提出する予定であります。

もう1件の予定価格については、決まりで2,500万円以上は予定価格は公表しないということになっておりますので、この件につきましては予定価格は公表しておりません。以上です。

○議長（岩川俊広君）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第75号、議案第77号の2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第75号、議案第77号の2件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、議案第77号の2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第75号、元年災第17号榊川宇都線橋梁災害復旧工事請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、元年災第17号榊川宇都線橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第24 議案第76号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- △ 日程第25 認定第1号 平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第26 認定第2号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第27 認定第3号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第28 認定第4号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第29 認定第5号 平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第30 認定第6号 平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- △ 日程第31 認定第7号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第32 認定第8号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第33 認定第9号 平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩川俊広君）

日程第24、議案第76号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第33、認定第9号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第76号並びに認定第1号から認定第9号につきまして御説明いたします。

まず、議案第76号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成30年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号、平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、町税、使用料及び手数料などの自主財源のほか地方譲与税、地方交付税、国・県支出金、町債など依存財源を歳入として受け入れ、庁舎建設事業、金岳小学校校舎改修事業、栗生漁港水産物供給基盤機能保全事業、水槽付消防ポンプ自動車購入事業、屋久杉自然館空調設備改修事業などの普通建設事業費、農業用施設、林業用施設、公共土木施設などの災害復旧事業費のほか、人件費、扶助費、特別会計への繰出金、公債費などの支出を行い、決算額は歳入総額が113億9,714万7,296円、歳出総額が109億2,347万1,926円となり、歳入歳出差引額は4億7,367万5,370円となりました。令和元年度へ繰り越すべき財源を控除しますと、実質収支は2億7,276万6,290円の黒字となりました。

次に、認定第2号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、水道使用量、国庫補助金、一般会計繰入金、町債などを歳入として受け入れ、簡易水道施設管理費、南部地区簡易水道事業費、公債費などの支出を行い、決算額は歳入歳出ともに総額8億9,728万4,281円となりました。

次に、認定第3号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、国民健康保険税、療養給付費等負担金及び保険給付費等交付金などの国・県支出金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、保険給付費、後期高齢者支援金と介護納付金などの支出を行い、決算額は歳入総額が17億6,437万8,875円、歳出総

額が17億3,745万299円となり、歳入歳出差引額は2,692万8,576円となりました。

次に、認定第4号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護保険料、介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、認定審査に係る経費、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費、地域支援事業費などの支出を行い、決算額は歳入総額が14億6,688万8,596円、歳出総額が14億3,247万5,062円となり、歳入歳出差引額は3,441万3,534円となりました。

次に、認定第5号、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、診療所使用料、県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、栗生、永田及び口永良部島の3診療所の管理運営費、公債費などの支出を行い、決算総額は歳入歳出ともに、総額1億5,861万1,078円となりました。

次に、認定第6号、平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、農業集落排水施設使用料、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、農業集落排水施設管理費、公債費の支出を行い、決算額は歳入歳出ともに、総額4,483万5,654円となりました。

次に、認定第7号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、旅客運賃などの運賃収入、船舶航路維持に対する国・県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、船舶の運航管理経費、公債費などの支出を行い、決算額は歳入歳出ともに、総額2億8,778万3,323円となりました。

次に、認定第8号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収支において、電灯料、電力料などの営業収益、電柱の共架料などの営業外収益を歳入として受け入れ、維持管理費、電力購入費、施設修繕費などの支出を行い、決算額は歳入総額が6億7,555万7,249円、歳出総額が6億720万581円となり、差し引き6,835万6,668円の黒字となりました。

次に、認定第9号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、一般管理経費、後期高齢者医療広域連合納付金などの支出を行い、決算額は歳入歳出ともに、総額1億5,730万9,327円となりました。

以上で説明を終わります。

認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案をいたしております。

御審議の上、議決並びに認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより、議案第76号から、認定第9号までの10件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第76号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから、認定第9号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号から認定第9号までの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、日高好作君、寺田猛君、榎光徳君、石田尾茂樹君、大角利成君、上村富士高君、岩山鶴美君、相良健一郎君、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名した8名を選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第9条第1項の規定によって、議長は決算審査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

決算審査特別委員会委員長に榎光徳君、同じく副委員長に岩山鶴美君。
以上であります。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 18 分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第34 常任委員の選任

○議長（岩川俊広君）

日程第34、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいまから読み上げますとおり指名したいと思います。

総務文教常任委員に、岩川俊広君、寺田猛君、高橋義友君、眞邊有次君、榎光徳君、大角利成君、岩山鶴美君、眞邊真紀君、以上8名です。

産業厚生常任委員に、岩川修司君、下野次雄君、日高好作君、小脇清保君、石田尾茂樹君、渡邊千護君、上村富士高君、相良健一郎君、以上のとおりであります。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、指名しましたとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第35 議会運営委員の選任

○議長（岩川俊広君）

日程第35、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって岩川修司君、寺田猛君、下野次雄君、日高好作君、榎光徳君、石田尾茂樹君、大角利成君、以上の7名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

△ 日程第36 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（岩川俊広君）

日程第36、熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

熊毛地区消防組合議会議員に大角利成君を指名したいと思います。

ただいま指名しました大角利成君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大角利成君が熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△ 日程第37 議員派遣について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第37、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣をしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第38 閉会中の継続調査審査申し出の件について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第38、閉会中の継続調査審査申し出の件についてを議題とします。

議会運営副委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、各常任委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申

し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、決算審査特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時39分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員